

第 5 3 0 回 三戸町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 2 日 開会

令和 8 年 6 月 5 日 閉会

三戸町議会

目 次

会 期 日 程 表	1
上程議案及び議決結果	2
第1日 令和8年6月2日（火）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○応招議員	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	3
○職務のために出席した事務局職員等	4
日程第1 会議録署名議員の指名	5
日程第2 会期の決定	5
日程第3 諸般の報告	6
＜町長の報告＞	
報告第3号 令和7年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
＜議長の報告＞	6
日程第4 町長提案理由の説明	6
第3日 令和8年6月4日（木）	
○議事日程	10
○本日の会議に付した事件	10
○出席議員	10
○欠席議員	10
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	10
○職務のために出席した事務局職員	11
午前10時00分 開議	
日程第1 一般質問	
山田 将之議員	12
1. 中東情勢による物価・燃料価格高騰が三戸町に与える影響と対応について	
柳 隼 圭太議員	23
1. 三戸町の防災・減災体制の現状と今後の対策について	
千葉 有子議員	30
1. 立志科」と地域とともにある学校づくりについて	
久慈 聡議員	41
1. 三戸中央病院の運営体制と今後の地域医療のあり方について	

第4日 令和8年6月5日（金）

○議事日程、追加議事日程	63
○本日の会議に付した事件	63
○出席議員	63
○欠席議員	64
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	64
○職務のために出席した事務局職員	64
午前10時00分 開議	
日程第1 一般質問	
松尾 道郎議員	66
1. 三戸高校の存続及び支援事業等について	
五十嵐 淳議員	74
1. 部活動の地域移行における移動体制と安全管理について	
日程第2 報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (三戸町町税条例の一部を改正する条例)	89
日程第3 報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)	90
日程第4 議案第31号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営 に関する条例の一部を改正する条例案	91
日程第5 議案第32号 三戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例案	95
日程第6 議案第33号 令和8年度三戸町一般会計補正予算（第1号）	96
日程第7 議案第34号 令和8年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）	102
日程第8 議案第35号 令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第1号)	103
日程第9 常任委員会の所管事務調査の報告について	104
・総務文教常任委員会	
・民生商工常任委員会	
・建設農林常任委員会	
日程第10 常任委員会の閉会中における所管事務調査について	105
日程第11 議員派遣の件	105
日程第12 諸般の報告	105
・議長の報告	
追加日程第1 町長提案理由説明	106
追加日程第2 議案第36号 財産取得について	106
閉 会	108
署 名	108

会 期 日 程 表

会 期 令和8年6月2日～6月5日（4日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時刻	内 容
第1日	6月2日(火)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	6月3日(水)	休 会		議案熟考のため
第3日	6月4日(木)	本 会 議	午前10時	一般質問
第4日	6月5日(金)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 各常任委員長報告 議員派遣の件 諸般の報告 追加提出議案 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
報告第3号	令和7年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		町長報告 R8.6.2
報告第4号	専決報告事項の報告及びその承認を求めることについて（三戸町町税条例の一部を改正する条例）	R8.6.5	原案承認
報告第5号	専決報告事項の報告及びその承認を求めることについて（三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	R8.6.5	原案承認
議案第31号	三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案	R8.6.5	原案可決
議案第32号	三戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例案	R8.6.5	原案可決
議案第33号	令和8年度三戸町一般会計補正予算（第1号）	R8.6.5	原案可決
議案第34号	令和8年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）	R8.6.5	原案可決
議案第35号	令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）	R8.6.5	原案可決
議案第36号	財産取得について	R8.6.5	原案可決

第1日目 令和8年6月2日（火）

○議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

1. 町長の報告 報告第3号 令和7年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

2. 議長の報告

第4 町長提案理由の説明

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14人）

○出席議員（14人）

1番	五十嵐	淳	君
2番	松尾	道郎	君
3番	柳 雫	圭太	君
4番	小笠原	君男	君
5番	和田	誠	君
6番	山田	将之	君
7番	栗谷川	柳子	君
8番	藤原	文雄	君
9番	番屋	博光	君
10番	千葉	有子	君
11番	久慈	聡	君
12番	澤田	道憲	君
13番	佐々木	和志	君
14番	竹原	義人	君

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	沼澤修二	君
委任説明員	副町長	本宿貴一	君
	参事（会計課長事務取扱）	武士沢忠正	君
	参事（総務課長事務取扱）	太田明雄	君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	極檀浩	君
	参事（農林課長事務取扱）	齋藤優	君
	健康長寿課長	中村正	君
	三戸中央病院事務長	松崎達雄	君

まちづくり課長	櫻井 学 君
税 務 課 長	下 村 太 平 君
建 設 課 長	北 村 哲 也 君
農林課鳥獣対策室長	北 村 孝 幸 君
総務課危機管理室長	佐々木 洋 君
三戸中央病院事務次長	中 村 義 信 君
まちづくり課ふるさと納税強化室長	坂 本 猛 君
総務課財政指導監	古 郡 直 樹 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長	齋 藤 優 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	原 寿 君
委任説明員 事 務 局 長	奥 山 昇 吾 君
事 務 局 次 長	金 子 祐 之 君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	井 畑 淳 一 君
主幹	和 田 学 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第530回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄議員。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第530回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、5月21日、午前10時、委員会を招集。本宿副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定しました。

6月2日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を6月2日から6月5日までの4日間と定め、諸般の報告を行います。次に、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

6月3日は、議案熟考のため休会。

6月4日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

6月5日、午前10時開議。一般質問を続行し、次に報告第4号、報告第5号及び議案第31号から議案第35号までの審議、採決を行います。次に、各常任委員長からの所管事務調査の報告及び閉会中における所管事務調査の申出、議員派遣の決定並びに諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和8年6月2日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、柳肇圭太議員、5番、和田誠議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月5日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から6月5日までの4日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

1. 町長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告第3号について報告があります。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

皆様、おはようございます。私から1件ご報告申し上げます。

報告第3号 令和7年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

本件は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費とした防災無線資機材購入費ほか10件につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、私からの報告を終わります。

2. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

次に、議長の報告を行います。

監査委員から、令和8年3月から令和8年5月に実施した例月出納検査の結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、教育委員会から令和7年度三戸町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検評価に関する報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、報告第4号、報告第5号及び議案第31号から議案第35号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

第530回三戸町議会定例会の招集に対し、議員の皆様にはご多忙中にもかかわらず出席いただき、提出案件のご審議を賜りますことに心から厚く御礼申し上げます。また、平素は行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、併せて感謝を申し上げます。

提案理由の説明の前に、最近の町政の動向についてご報告申し上げます。

新年度に入りまして、まずは新たな形で町のプロモーション活動に取り組んでまい

りました。具体的には、4月15日、16日、17日及び22日の4日間、青森県と阪急交通社の包括連携協定記念事業として、青い森鉄道と当町の連携により実施した11ぴきのねこラッピング特急の特別貸切り運行ツアーに私自身が特別ガイドとして乗り込み、合計145名のお客様をおもてなしするとともに、職員とともに三戸町の魅力をPRしたところでございます。また、4日間のうちの2日間は、昨年度、県の支援により三戸町及び県内の食材を取り入れて開発した至高の昼食を町内のかっぱう店で提供し、大いに喜んでいただいたところでございます。ツアー参加者のアンケートでは、「おもてなしがすばらしかった」という感想が多数上げられるとともに、「今度ぜひ三戸町を訪問したい」、「11月に上野で開催の青森人の祭典に伺います」、「ふるさと納税します」など、関係人口、交流人口など、今後につながる多くの高い評価をいただいたところでございます。今後も7本の柱に掲げる町の賑わいの創出、観光客及び三戸ファンの拡大により町の活性化がより一層図られるよう、職員、関係者及び町民の皆様と一体となって努力を続けていくとともに、自らもトップセールスを引き続き展開してまいりたいと考えております。

次に、さんのへ春まつりについてでございますが、桜の早咲きに対応するため、昨年と同様、まつり開会日が早められ、4月18日から5月5日までの会期となりました。初日の18日にソメイヨシノが満開を迎え、翌19日には多くの花見客が城山公園を訪れましたが、その後、例年にないほど強風が続いた影響により、ソメイヨシノは早々に散ってしまい、入り込み客数の減少が心配されましたが、その後、紅しだれ桜、八重桜、御衣黄が次々と咲き誇り、それらを楽しみにしていた皆様が県内外から訪れた結果、昨年並みのお客様をお迎えすることができました。まつり最終日、5月5日開催の馬場のぼるゆかりの地を巡るプレミアムバスツアーには、全国から30名のファンが参加し、11ぴきのねこの石像巡りや役場庁舎2階に新たに設置したフォトスポットでの撮影を楽しむなど、11ぴきのねこのまち三戸を大にお楽しみいただいております。今後も国内はもとより、海外からの馬場ファン、11ぴきのねこファンの誘客促進に向けて取り組んでまいります。

次に、かせぐ自治体、役場の構築についてでございますが、昨年度ふるさと納税強化室を設置し、ふるさと納税の受入れ強化を図ったところ、4億5,000万円の目標額を上回り、4億7,100万円強の受入れを達成することができました。また、新たに導入したネーミングライツ制度では、アップルドームのアリーナの命名権を三八五流通株式会社様に取得していただき、本年4月1日、アップルドームMIYAGOアリーナとしたところでございます。今後もかせぐ自治体のさらなる具現化に取り組んでまいります。

次に、安全・安心・快適な生活の実現についてでございますが、本年4月1日、総務課内に危機管理室、農林課内に鳥獣対策室を新たに設置いたしました。近年激甚化、頻発化する自然災害をはじめ、各種災害、有害鳥獣対策を全庁体制で迅速かつ的確に実施するため、両室の機能を強化するとともに、相乗効果が得られるよう、体制の強化、充実を図ってまいります。

次に、健康・長生きの推進についてでございますが、三戸中央病院におきまして、4月13日、弘前大学医学部附属病院によるオンライン診療支援の本格運用を開始しております。現在は透析管理のみでございますが、今後は僻地巡回診療や訪問診療への導入を進めるほか、外来診療への拡充につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上が3月議会終了以降の主な取組でございますが、今後も新時代に向かって変化を続ける三戸町のかじ取り役として、「前進三戸」のための7本の柱に基づき、引き

続きスピード感と危機感を持って取組を進めてまいりますので、議員皆様の絶大なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは引き続き、今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、報告第4号（三戸町町税条例の一部を改正する条例）について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、三戸町町税条例を改正したものでございます。

改正の主な内容でございますが、個人住民税関係では、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴う扶養親族等申告書の規定の改正、軽自動車税関係では、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割が廃止されたことに伴う規定の改正、固定資産税関係では、令和9年度から家屋と償却資産の免税点が引き上げられること及び新築住宅等の固定資産税の特例が改正されることに伴う規定の改正を行ったほか、各法律の改正に伴い、所要の整備をいたしております。

本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、報告第5号（三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、三戸町国民健康保険税条例を改正したものでございます。

改正の主な内容でございますが、国民健康保険税における内訳のうち、子ども・子育て支援納付金課税額の新設及び基礎課税額の改正により課税限度額を引き上げたほか、所得に応じた軽減措置の判定に係る算定方法を改め、その軽減対象範囲を拡大する改正を行ったものでございます。

本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第31号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、令和7年6月4日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、国会議員の選挙における選挙運動の公営に要する経費について、限度額が引き上げられたことに伴い、三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第32号 三戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、条例第14条に定める火入れの中止について、八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例に準じ、林野火災に関する注意報を加えるものでございます。

次に、議案第33号 令和8年度三戸町一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和8年度三戸町一般会計既決予算額72億1,700万4,000円に歳入歳出それぞれ1億5,070万9,000円を追加し、予算総額を73億6,771万3,000円にするものでござ

います。

歳入の主な内容といたしましては、繰入金 1 億 2,673 万 3,000 円、県支出金 1,661 万 6,000 円、諸収入 1,607 万円を増額し、地方債 910 万円を減額するものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、奨学基金統合に伴う人材育成基金繰出金 1 億 2,673 万 3,000 円、住宅用太陽光発電設備等導入支援事業費補助金 300 万円、鳥獣被害防止電気柵等設置事業費補助金 200 万円を増額するものでございます。

次に、議案第 34 号 令和 8 年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

本案は、令和 8 年度三戸町介護保険特別会計既決予算額 17 億 4,510 万 4,000 円から歳入歳出それぞれ 675 万円を減額し、予算総額を 17 億 3,835 万 4,000 円にするものでございます。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金 184 万円、県支出金 111 万 5,000 円、繰入金 379 万 5,000 円を減額するものでございます。

歳出の内容といたしましては、総務費 23 万円、地域支援事業費 652 万円を減額するものでございます。

次に、議案第 35 号 令和 8 年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

本案は、令和 8 年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額 12 億 9,037 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 485 万 4,000 円を追加し、予算総額を 12 億 9,523 万円にするものでございます。

歳入の内容といたしましては、国民健康保険税 600 万円を増額し、一般会計繰入金 114 万 6,000 円を減額するものでございます。

歳出の内容といたしましては、一般管理費 237 万 9,000 円を減額し、国民健康保険事業費納付金の子ども・子育て支援金分 723 万 3,000 円を増額するものでございます。

以上、案件についてご説明申し上げましたが、議員皆様におかれましては十分ご審議の上、原案どおり議決を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前 10 時 22 分 散会

第3日目 令和8年6月4日(木)

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 山田 将之議員 | 1. 中東情勢による物価・燃料価格高騰が三戸町に与える影響と対応について |
| 柳 雫 圭太議員 | 1. 三戸町の防災・減災体制の現状と今後の対策について |
| 千葉 有子議員 | 1. 「立志科」と地域とともにある学校づくりについて |
| 久慈 聡議員 | 1. 三戸中央病院の運営体制と今後の地域医療のあり方について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14人)

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 五十嵐 淳 君 |
| 2番 | 松 尾 道 郎 君 |
| 3番 | 柳 雫 圭 太 君 |
| 4番 | 小笠原 君 男 君 |
| 5番 | 和 田 誠 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|------------------|-----------|
| 説 明 員 | 三 戸 町 長 | 沼 澤 修 二 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長 | 本 宿 貴 一 君 |
| | 参事(会計課長事務取扱) | 武士沢 忠 正 君 |
| | 参事(総務課長事務取扱) | 太 田 明 雄 君 |
| | 参事(住民福祉課長事務取扱) | 極 檀 浩 君 |
| | 参事(農林課長事務取扱) | 齋 藤 優 君 |
| | 健康長寿課長 | 中 村 正 君 |
| | 三戸中央病院事務長 | 松 崎 達 雄 君 |
| | まちづくり課長 | 櫻 井 学 君 |
| | 税 務 課 長 | 下 村 太 平 君 |
| | 建 設 課 長 | 北 村 哲 也 君 |
| | 農林課鳥獣対策室長 | 北 村 孝 幸 君 |
| | 総務課危機管理室長 | 佐々木 洋 君 |
| | 三戸中央病院事務次長 | 中 村 義 信 君 |
| | まちづくり課ふるさと納税強化室長 | 坂 本 猛 君 |

総務課財政指導監

古 郡 直 樹 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長
委任説明員 事 務 局 長

梅 田 晃 君
齋 藤 優 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長
委任説明員 事 務 局 長
事 務 局 次 長

原 寿 君
奥 山 昇 吾 君
金 子 祐 之 君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長
主幹

井 畑 淳 一 君
和 田 学 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<6番 山田 将之議員>

1. 中東情勢による物価・燃料価格高騰が三戸町に与える影響と対応について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

6番、山田将之議員。

○6番（山田 将之君）

おはようございます。通告に従い、中東情勢による物価・燃料価格高騰が三戸町に与える影響と対応について質問させていただきます。

中東情勢の緊迫化等により、原油価格や物流コスト、食料品、資材価格などへの影響が懸念されております。もちろんこうした国際情勢は、物価高騰、三戸町だけで解決できる問題ではありません。しかし、その影響は、町民生活や町財政にも及んでくる可能性があります。

三戸町の場合、車移動が生活の前提であること、冬期間の灯油や除雪、農業用燃料、公共施設の光熱費、公共工事費など、町民生活と町財政の両面で影響を受けやすい地域特性があると考えます。物価高騰が続く中で、町民生活を守る一方、町としても歳出増をできるだけ抑制し、限られた財源を本当に必要な分野へ重点的に振り向ける財政運営が重要ではないかという視点から、三戸町に与える影響と今後の備えについて伺います。

- 1、町民生活、農業、地域経済、町財政への影響をどう捉えているか。
- 2、公共施設光熱費、公共工事費、除雪費などへの影響をどう見込んでいるか。
- 3、特に影響を受けやすいと思われる農業者、高齢者、子育て世帯などへの支援をどう考えるか。
- 4、地域活動やイベントなどへの影響を把握し、必要な支援を検討する考えはあるか。
- 5、今後さらに物価高騰が進んだ場合、町民生活を守る一方で、不要不急の歳出を抑え、必要な分野へ重点的に財源を振り向ける財政運営を行う考えはあるか。

以上、よろしくお願いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

皆様、おはようございます。山田議員の中東情勢による物価・燃料価格高騰が三戸町に与える影響と対応についての5点の質問に答弁申し上げます。

お答えの前に、まず中東情勢に関するこれまでの町の動きを共有させていただきます。緊迫する中東情勢の影響による原油価格及び物流コストの上昇に伴う記録的な物価高騰が続き、日常生活、産業や経済が影響を受ける中、町内の状況を把握するため、

町ではゴールデンウィーク明け直後、各所属で情報収集を開始し、その結果につきましては課長会議を通じ全職員で共有するとともに、現在も情報収集を継続し、速やかに共有を図っているところでございます。

それでは、1点目の町民生活、農業、地域経済、町財政への影響のうち、町民生活への影響についてでございますが、やはり当町においても、食料品や日用品など、広範囲における商品価格の値上げが町民の暮らし全般に影響を与えているものと認識しております。

農業、地域経済につきましては、農業ではビニール資材等の価格の緩やかな上昇や供給の遅延、ハウス用燃料の高騰による影響を確認しておりますが、現段階では経営者皆様のご努力と工夫により、影響を緩和しているものと認識しております。

地域経済では、ナフサ由来製品等の価格が上昇し、各種産業や事業所における経営コストが押し上げられることにより、それが物やサービスの価格に転嫁され、消費や利用が落ち込むことを懸念しているところでございます。

町財政への影響につきましては、公共施設のボイラーに必要な重油等、燃料単価の著しい上昇に加え、公共工事における建設資材の価格高騰など、行政運営に係る経費全般が増加することが見込まれ、予算の補正も想定しているところでございます。

次に、2点目の公共施設光熱費、公共工事費、除雪費などへの影響についてでございますが、特に影響が大きいのは原油由来の燃料、資材の価格高騰であり、施設の冷暖房に使用する重油が前年度平均単価の1.5倍と大幅に上昇しているほか、工事費につきましては、今後発注予定の工事の契約額及び工期等への影響も想定しているところでございます。

除雪費への影響についてでございますが、除雪単価の決定は秋口であることから、現時点では中東情勢の影響を加味する段階ではございませんが、必要に応じ、所要の改定を行うべきものと認識しております。

次に、3点目の特に影響を受けやすい農業者、高齢者、子育て世帯などへの支援についてでございますが、これまでも全町民を対象に、暮らし応援のための物価高騰対策支援事業をはじめ、各種支援を実施してまいりました。今後も農業のみならず、各産業の皆様からの情報収集を継続し、必要な支援を適時適切に切れ目なく実施するとともに、新たな支援事業も打ち出すなど、町民皆様のなりわいと生活を守ってまいります。

次に、4点目の地域活動やイベントなどへの支援についてでございますが、町では日頃から様々な機会を捉え、地域活動を行う町内会やイベント主催関係者と情報共有を図っております。私自身も、今年に入りこれまで13町内会の総会にお招きいただき、皆様から様々なご意見を伺っております。その際に伺った中東情勢に関係する不安の声の主なものとして、さんのへ秋まつりの山車制作に係る材料の確保及び価格高騰などが挙げられます。町の一大行事でありますさんのへ秋まつりは、伝統文化の継承、町のにぎわいの創出、コミュニティの維持、強化等、様々な面で欠かせない行事であることから、各山車組等の準備及び参加に係る経費を追加で支援するため、本定例会に補正予算案を提案させていただきましたので、慎重なご審議をお願いいたします。

最後に、5点目の今後さらに物価高騰が進んだ場合の財政運営についてでございますが、今後の全国的な物価高騰に対しては、一義的には国が対応すべきものと認識しており、国の経済対策及び地方財政措置の動向を的確に把握し、打ち出される支援制度を最大限に活用してまいります。また、それを待つべくもない場合におきましては、町単独で行う場面も想定しておりますが、その場合であっても、限られた財源を町民生活に直結する分野へ重点的に配分していくことが重要であると考えております。今

後も社会経済情勢の変化を適時的確に捉え、町民皆様の生活をしっかりと守るということを最優先としながらも、適切な財政運営に努め、町民生活及び地域経済への影響の緩和に努めてまいります。

○6番（山田 将之君）

ただいまの答弁で、物価高騰、燃料価格の上昇などで町民生活、町財政に影響を与えている部分もあるということを確認できました。再質問のほうをさせていただきます。

まず、町民生活に直結する物品の確保について伺います。最近の報道では、ナフサ不足の影響により、指定ごみ袋が品薄となっており、指定ごみ袋以外の袋の使用を一時的に認める対応を取ったという近隣、他の自治体の事例もあります。指定ごみ袋は日常に欠かせないものであり、単に価格が上がるという問題だけでなく、不安による買いため、また一時的な品薄が起きると町民生活に混乱が生じる可能性があります。三戸町においては、一部店舗で指定ごみ袋が品薄だったというような声も聞いておりますが、大きな混乱はないのかなと感じております。町として、指定ごみ袋をはじめ、行政サービスに必要な消耗品であったり資材の在庫、流通、調達状況をどのように把握しているのか、お伺いいたします。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいまごみ袋についてのご質問がございました。町としまして、5月20日に町内の販売している販売店10店舗、こちらを回ってみまして、そのときの在庫状況とか値段、袋の価格、これは各店舗でまちまちでございますので、そちらのほうを見させていただきました。その時点では在庫切れというものは、大きいほうの袋、これが1店舗はそのときなかったと。ただ、その夜に買物に行った人から聞いたら、その夜はあったということもありました。最近私も買物で見ると、やっぱり大きい袋、こちらのほうはちょっと在庫が切れているところが何店かあるなということです。隣町に行ったときには、段ボールで6箱ぐらい抱えて、ただ1家族1袋までというような制限をかけて販売しているというような状況でございました。他の自治体では、透明な袋、こちらの使用を認めるところもございますが、三環、そちらから確認したり、販売している、卸している業者さん、こちらのほうから聞いたところ、原材料は確保しているので、これまでどおり供給は可能だということです。供給は可能なのですが、販売店の品切れはなぜかということ、多分ですが、1人で2袋、3袋と、値段が上がる前とか、なくなる前というようなことで買っている方もいらっしゃるのかなということでございます。それに対しては、今日10時から三環のほうで各町の担当者と、買占めとか買いだめに対しての広報をどうしますとか、これから透明の市販の袋でも可能にするのかなとか、そういうようなことの検討を今やっている最中でございますので、その辺はご承知いただきたい。ただ、原材料、物については確保はできているというような状況でございますので、ご承知いただきたいと思います。

○総務課長（太田 明雄君）

先ほどのご質問のごみ袋以外の部分全般につきましての状況をご答弁させていただきたいと思います。

まず、影響の把握につきましては、先ほど町長からも答弁ございましたが、町内事業者であるとか関係団体から、情報交換を通じまして、町民生活や事業活動への影響の把握に努めているところでございます。例えば建設資材の調達状況等につきまして

は、担当課である建設課におきまして、三戸町建設協会等のヒアリングを実施しております。また、農業用資材の調達状況等につきましては、農林課のほうでＪＡ八戸から聞き取りをしているということでございます。またあと、介護用物品等につきましても、町内の介護事業所から健康長寿課のほうで聞き取りをしているというところでございます。こういった各課で収集した情報につきましては、先般５月２９日の課長会議におきまして情報共有を行っているところでございます。今後につきましても、様々な情報を収集いたしまして、町民生活や地域経済への影響を的確に把握して、必要に応じて適切な対応を検討したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○６番（山田 将之君）

ごみ袋の件とその他の行政サービスに必要なものの状況というものを説明いただきました。ごみ袋以外の部分に関しては、各関係団体と情報共有をして、各課で情報収集をして、町全体で共有をしているということで安心をしました。ごみ袋の件に関しては、やはり不安による買いだめという部分、そこが問題なのかなと。十分供給はされているけれども、不安による買いだめというのが起きて、一時的に品薄になっているという部分があるのかなと思っております。町として、在庫は確保されているので、必要に応じ、必要な分だけ購入してほしいといった、そういった情報発信をするというような考えはないのかというところをお伺いします。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいまの情報発信の部分でございます。町としまして、三戸町だけでも買いだめ、買占めというのを控えるようにということで、これを機会にごみの減量というものも取り組んでいただきたいというような広報を出そうと思っていましたところ、今日会議で３町でそろえるのか、独自でやるのかというようなことも話していると思いますが、そういう会議がございますので、その結果を踏まえて、速やかにホームページなり、広報なり、回覧なり、ＳＮＳ等を活用して周知していくというような考えでございます。

以上です。

○６番（山田 将之君）

今の問題とはちょっと違うのですけれども、ごみの減量についても併せてやって、チャンスと捉えてやっていってもらえればいいなと思います。

物価高騰の影響というのは、町民それぞれで違った形で表れてくるものかなと思っております。農業者であれば燃料、肥料、資材、商工業者であれば仕入価格であったり物流コスト、高齢者であれば日々の灯油代や電気料、食料品など、子育て世帯であれば食料品、日用品費、学用品等、このように分野ごとに影響の出方というのがそれぞれ違うのかなと思っております。町としては、各課で各団体からの聞き取りを行っているというような答弁をいただいておりますけれども、各団体にも届かないような声、役場の窓口とかにも来られないような声というものを、そういったものというのは見えない部分もあるのかなと思っております。そういったところを把握する姿勢というのにも必要だと思っておりますが、そういった部分の町の考えをお伺いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

我々のアプローチして聞き取っている方のご意見だけではなくて、自らお話を伝えることがなかなか難しいという方々もおられる、そういった場合の把握の方法ということでございます。なかなか電話でも役場に状況を伝えづらい、できないという方も中にはおられるかもしれません。やはりこういった場合には、民生委員、あるいはほのぼの見守りの方ですとかおられますし、また我々も独り暮らしの方にはホットラインを通じて状況の把握ということもできますので、その声をいくらでも、できるだけ拾うことができるように、庁内で検討して、隅々までケアできるように努めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

細かな部分まで町としては拾っていけるようにしていただけるということで、我々議員もそういった仕事だと思っておりますので、我々も努めていきたいなと思っております。

庁舎内での情報共有という部分、十分やられているというような答弁をいただいております。情報を共有して、町として重点的に注視する分野であったり、対応する基準というものをあらかじめ整理しておく必要があるのかなと。国や県の補助というのも十分活用していかなければならないとは思っておりますけれども、そのためにも町としての重点的に見ている分野、対応する、検討する基準というものを、そういったところの考え方というものを伺いたいと思います。

○総務課長（太田 明雄君）

町として重点的に見ている事業分野というご質問でございます。やはり物価高騰の大きな影響を受ける方ということで、町民生活に直結する分野、特に低所得の方であるとか、高齢者の方であるとか、そういった方に重点的な支援が必要になっていくものというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

了解いたしました。

それでは、公共施設の光熱費について伺います。光熱費が上がった場合、単に予算内で対応する、不足すれば補正するというような対応では、今後負担が増え続ける可能性があるのかなと考えております。もちろん公共施設は町民サービスのために必要な施設でもあり、単純に利用を制限するというようなことではないのかなと思います。照明のLED化であったり、空調設備の更新、断熱性能の改善など、利用に応じた運用の見直し、長期的に光熱費を抑える取組も必要だと考えております。町として、公共施設ごとの光熱費の状況の把握だったり、光熱費削減に向けた取組はどのように進めているのかというところをお伺いします。

○総務課長（太田 明雄君）

町の公共施設における光熱費を抑える状況、あとは削減に向けた取組というご質問でございます。まず、先ほど町長の答弁にもございましたが、現在役場庁舎等の燃料費、冷暖房の燃料費が今約1.5倍に高騰しているという状況でございます。役場庁舎分で申しますと、令和7年度の平均単価が約106円でございます。これが現在164円

ほどになっております。57円ほど増ということになっておりまして、仮に昨年度と同様の使用料であって、現在の単価が1年間継続したと仮定すれば、年間で約400万円の増額が見込まれております。重油につきましては、役場庁舎以外にも三戸中央病院、あとは老人福祉センター、給食センターでも使用しているということでございます。ただ、近年例えば夏場、気温が非常に高い日が続くという異常気象が続いておりまして、空調を止めるということは、役場職員、特にあとは医療機関、病院においては入院患者の方がおりますので、ボイラーが24時間稼働しているという状況で、今すぐこれを減らすとか、あとは燃料費を抑えるための機器の更新を今すぐやるというところはなかなか難しいのかなというふうに考えてございます。ただ、議員がおっしゃったように、長期的に燃料費の削減に向けた対応策というものを検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えを申し上げます。

光熱費削減の取組に関しましては、これまでも役場、出先機関において、必要に応じてというか、随時行っているところでございます。また、今回の中東情勢の關係を受けて、光熱費だけではなくて、先ほどご紹介ありましたごみ袋の關係ですとか、各種消耗品につきましても、この機会に節減できないかどうか庁舎内で考え、町で考えるということで、我々が使う分のごみ袋につきましても、そもそも今まで使ってきた数量ではなくて、少なくできないかとか、そういう話を課長会議でも共有して、職員も実行しているというふうに認識しております。

光熱費の部分で言いますと、先ほどは病院の例がございましたけれども、病院以外の例えば施設におきましては、温度管理を少しいつもよりも、暖房であれば低くする、冷房であれば高くするというようなことだとか、あとはお湯の温度、これはつまり風呂の温度だとか、そういったものも、ご理解をいただきながら少し下げさせていただくとか、そういうことができないかということで、今検討しているところでございますので、やはりこの行政の現場におきましても、努力ということをしていくというのが大前提であるというふうに思っておりますので、引き続きそのように努めてまいります。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

省エネ化に向けても町としては努力していくというような答弁でありました。公共施設の冷暖房の温度の調整であったり、お湯の温度という、そういうところよりも省エネ化、そういった温度の調整をしていくと、住民サービスの低下につながるのかなと私は考えていますので、努力をしていくという部分で、省エネ対策を進めていただければなと思っております。そのためにも、光熱費の各施設の見える化という部分をしたり、管理を徹底して、かかった分を補正でやるとかではなくて、どの程度かかっているのかという、一番大きいのが役場だということでしたけれども、そういった部分をやっていただければなと思っております。

公共工事について伺いをいたします。関係団体から情報を収集したり、今後は額とか工期にも影響が出てくるというような最初の答弁ではありました。そういった価格が上昇したりということが考えられますが、必要な工事というものは進めなければいけません。ただ、事業費が上がると、同じ予算でできる事業量というのは減るこ

とになるのかなと。今後、そういった工事費が上昇した場合、どこを優先するのか、どこで調整するのかといったところ、優先順位であったり実施の時期、そういったものの考え方というのを伺いたします。

○建設課長（北村 哲也君）

ただいまの質問でございますけれども、建設課所管の公共工事につきましては、当初計画しておりました13事業のうち、5事業については既に発注済みでございます。こちらの工事につきましては、発注時期が中東情勢の影響を受ける前でしたので、今後の価格高騰ですとか工期延長に関しては影響を受けないということで伺っております。ただ、残る事業につきましては、議員おっしゃるとおり、価格高騰により事業量が減る可能性というのが非常に高いものと考えておりますので、そういった場合はなるべく当初計画しておりました事業量が確保できるように、補正予算等をお願いしながら対応したいというふうに考えております。

また、事業の優先順位につきましては、そちらのほうは最優先すべきというのがやっぱり国庫補助事業、またその他の財源等で割当てを受けている事業に関しては、国の補助金等を執行するということが大前提になると思いますので、そちらを優先したいと考えております。そのほかですけれども、例えば昨年度からの繰越事業ですとか、または複数年度にまたがることが想定されるような事業というのは、その後の事業計画にも影響を及ぼす可能性もございますので、早めの執行をしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

補正予算等で予定どおり実行していくというような考えかなと思います。了解をいたしました。

除雪費について、除雪というのは町民生活を守る上で必要不可欠な経費だと思います。この除雪費というのは、降雪量にもよるものかとは思いますが、燃料費であったり人件費、機械の維持費、そういったものの影響も受けてくるのかなと思っております。今後は、過去の稼働実績とか降雪量だけでなく、燃料価格であったり人件費の上昇も踏まえた予算の見込み方というものがいいのではないかと考えております。そういったところの町の考え方をお伺いたします。

○建設課長（北村 哲也君）

ただいまの質問でございますけれども、当初の予算、除雪に関する予算というのは、過去5年の平均を取って、それを基準にして予算要求させていただいているところではございますけれども、降雪状況によりまして、補正予算措置等のお願いをして、増額させていただいているという認識でございます。除雪費ですけれども、こちらについては11月の上旬をめどに、この冬の除雪単価を積算することとなりますので、積算時点におきます最新の設計単価、また今年度10月に改定予定でございます、建設機械等の損料算定表というのが改定になりますので、そちらを踏まえまして、適切な単価設定というのをやってまいります。また、基準単価となるものをさらにまた来年度の予算要求に生かしていけるようにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

了解いたしました。

こういった公共施設の光熱費だったり工事費、除雪費等というのは、町民から見ると少し見えにくい経費かなと思っております。実際には、町民サービスを維持するために必要な経費でもありますし、物価高騰の影響を受ければ、町財政にも大きく関わるものかなと思っております。今後そういった経費が大きく増える場合など、町民に対しても、なぜ費用が増えているのかと、どのように町は抑制に努めているのかといった情報を分かりやすく説明していくということが必要なのかなと考えておりますが、町の考え方をお伺いいたします。

○総務課長（太田 明雄君）

予算が大きく増える場合、町民に分かりやすく説明していく必要があるのではないかとこのご質問でございます。町では、補正に当たりましては、議会におきまして、議員の皆様に対して説明をしております。また、当初予算、あとは決算等におきましても、広報等を通じて、町民の皆様になるべく分かりやすいような説明といたしますか、お知らせをしまいいっているところでございます。引き続き、またこれまで以上に分かりやすい説明に努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

分かりやすい情報というのがすごく難しいところではあるのかなと思いますけれども、見えにくい分、一番お金のかかっている部分でもありますし、そこを分かりやすいというような努力をして、情報発信に努めていただければなと思っております。

特に影響を受けやすい農業者の部分の再質問をさせていただきます。もちろん国や県の制度を活用することも大変重要かと思っております。ただ、国や県の制度というのは、対象であったり要件というのが決まっていて、町内全ての農業者の実情に合うとは限らないのかなと。三戸町の場合ですと、果樹、野菜、米など、農業の形も様々であり、燃料、肥料、資材費などの負担の出方というのも違っているのかなと思っております。町として、どの作物、どの経費、どの層の農業者に影響が大きいのかというのを把握して、国、県制度では拾い切れない部分について、必要に応じた町独自の対応というものも検討する考えはあるのかというところをお伺いいたします。

○農林課長（齋藤 優君）

町内の農作物に対する優先順位とか、支援といったものをどのように考えているかというところだと思いますが、農家の方々からお聞きしますと、今の物価の高騰というのが中東情勢前からもう物価は上がってきていて、資材を購入するのにも上がってきているなというふうなものは実感されているということで、何を心配されているかという、物が入ってくるかどうかというところを一番やっぱり気にかけていらっしゃるなというところでございますので、町としての支援というところで、財政支援というよりも、物が入ってくるかどうかというところをどのように考えていくかだと思っておりますので、そういったところでどういった物の調達方法があるのかとか、そういったところを情報提供していった、農家の方々に今の物の入り方とか、そういったものはこういう状況ですよというものを、農協の方々とも協力をしながら、そういう情報提供に努めていくことが大事なところかなと考えております。

○6番（山田 将之君）

農業は三戸町の基幹産業でもありますので、情報収集、情報提供をしながら守っていただきたいなと思っております。

高齢者の見守りについてですけれども、高齢者の中には、自分から相談に来ることが難しい方であったり、生活を切り詰めて我慢している方というのがあるのかなと思っております。早めに気づくことが必要かなと思っております。そういったところの困り事を把握する体制を強化するという部分、これまでどおり以上にやっていく必要があるのかなと思いますので、体制を強化するという部分の考えがあるのかということをお伺いいたします。物価高騰の影響によって、今まで以上に見えにくい困り事であったり、我慢している方がいらっしゃるのかなと考えますので、そういったことのこれまで以上の強化という部分をする考えがあるのかということをお伺いいたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

ただいまの高齢者の見守りについて、強化していく考えがあるかというご質問でございます。物価高騰に伴っての困っていること、聞こえない声というか、発せない声というのをどういうふうに把握していくかというご質問かと思えます。先ほど町長のほうからもありましたように、民生委員だとか、ほのぼの協力員だとか、ご自宅のほうに行って直接ご本人さんの声を、お話を伺う機会もある方もいらっしゃいますし、また一人暮らしホットラインもありますので、有事の際にはどうしていますかとか、けがはないですか、困ったことはないですかというふうなところで状況も確認してございます。引き続き、そういうような声を聞くということをやってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○6番（山田 将之君）

引き続き、プラスアルファで、時期などを決めて、注意喚起だったり、把握していくというのを強化していただければなと思っております。

子育て世帯への支援についてお伺いします。現町政となってから、子育て支援については非常に手厚い施策が進められていると認識しております。私自身も子育て世帯の一人として、こうした支援、大変ありがたいものと感じております。ただ、物価高騰が続くと、せっかくの支援効果というものが、ほかの食費だったり、燃料費だったり、日用品費などによって薄れてしまう可能性もあるのかなと思っております。この子育て支援というのは、単なる家計の支援だけではなくて、少子化対策、また移住、定住にもつながる重要な施策だと考えております。町として、物価高騰下においても現在進めている子育て支援の効果を維持して、三戸町で子育てする安心感というものを守っていく、そういった考えがあるのかということをお伺いします。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今様々行っております支援策の内容あるいは額等につきましては、中東情勢を反映していない、その前の状況の中で設定してきたものでございます。中東情勢が収まって以降も高止まり、物価、世の中全てが高止まりしていくような時代になれば、これはやはり見直していくべきことも検討していかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

現在進めている支援の効果が薄れないよう、今後も子育て世帯の声を把握しながら、必要な見直しを検討していただければなと思っております。

地域活動やイベントについてお伺いします。最初の答弁でも、町長も総会に参加されて、山車の制作がというところ、私も一番多く聞く問題かなと思っております。今回の定例会にも追加で補正予算が組まれているということだったのですが、総会を通じて声は聞いてはいるのですが、実際にその実態というところ、何がどう上がって、物が入ってくるのかといったところの把握はどのようにされた上での今の補正予算なのかというところをお伺いいたします。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

今回の秋まつりに関しての補助金の増額についてでございますが、特に山車制作に要する塗料、それからあとシンナー、あとは発泡スチロールといったような材料が非常に値上がりしているという情報がございました。塗料関係では2割から3割以上と、さらにシンナーに至っては5割以上というような状況、また発泡スチロールも3割から5割とかといったような状況がございましたので、それに合わせまして、それぞれの町内会の山車制作費の決算のほうを調べまして、平均額に対して3割程度の支援をするということで、今回昨年度当初の20万円の補助から10万円プラスした30万円というような補正をお願いするということにしたものでございます。あと、その他、中日の団体につきましても、3割程度プラスするということにしております。

また、現状についてですが、まだ物が何とか入ってきている状況はあるということではありますが、今後の状況というのはまだ見通せない部分が大きいということでもありますので、これ最初にあったとおり、国家的なお話にもなってくるのですが、こちらとしても国、県を通じて情報を提供しながら、資材の不足等にならないように努めていきたいというふうに考えております。

○6番（山田 将之君）

物価高騰でも、物が入ってきていればまだいいのかなと、物が入ってこないとか、山車制作ができない状況になったというときが一番不安なのかなと思っております。そういった場合に中止とかという判断につながる可能性もあるのかなと、そこが一番不安なのかなと思っております。そういった物価高騰を理由に継続が困難、イベントの継続が困難とならないように、早めに課題を把握して、必要な支援につなげていただければなと思っております。

財政運営について再質問いたします。最初の答弁では、国が解決する問題だということで、国の支援を待つというような答弁でもあったのかなと思います。待っているだけではなくて、町としても独自の、待ってられない支援も必要だというような答弁をいただいております。限られた財源の中で、どの事業を優先し、どの事業の時期や内容を見直すかという判断というのがこれまで以上に重要になるのかなと思っております。財政が厳しい中でも、全て一律に抑えるのではなくて、町民生活に直結する分野はしっかり守る必要があると思っております。物価高騰下においても、町民生活に直結する分野については、優先して財源を配分していくというような考えでよいのかというところを確認させてください。

○総務課長（太田 明雄君）

財政に関するご質問でございます。まず、予算編成に当たりましては、町全体の課題を俯瞰いたしまして、事業に必要な事業費の算出、またそれに伴う財源等を検討した上で査定を行って、予算計上しているところでございます。したがって、現在予算計上されている事業というものは、これは全て町民サービスの向上のために必要な事業であって、スピード感を持って取り組むべきものであるというふうには認識してございます。しかしながら、現在の物価高騰が長期化するというような、町財政への影響が継続する場合には、先ほど申しましたとおり、限られた財源を町民生活に直結する分野へ重点的に配分するための各種事業の必要性であるとか、優先順位というものは改めて精査しなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

今予算を取っているものに関しては、全て必要な住民サービスであるということで、補正予算等で執行していくというような考えなのかなと思います。財源の部分が一番大変になってくるのかなと思います。財政調整基金、そういった部分の活用も考えられるのかなと思っております。基金は、将来の財政運営にも関わる大きな財源ですので、単なる不足の分の穴埋めとかではなくて、町民生活への影響が大きい部分、分野に重点的に使うべきなのかなと。そういった物価高騰対策として基金を活用する場合の考え方という部分をお伺いします。

○総務課長（太田 明雄君）

財政調整基金の取崩しに関する考え方というご質問でございます。まず、財政調整基金といいますのは、突発的な災害対応であるとか、急激な経済変動など、不測の事態に伴う緊急的な財政需要に応えるために設置されているものでございます。現在の中東情勢につきましては、原油価格や物価への影響など、これから地域経済や住民生活への波及というところをまだまだ注視していかなければならないというふうには考えてございます。ただ、これがさらに長期化、あるいは悪化するというようなことによって町民生活、地域住民に深刻な影響が生じるといった場合には、まず国の財政支援を求めるところではございますが、それが間に合わない、あとは不足するというような場合には、財政調整基金の活用も含めまして、必要な財源確保というところについては適切に検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

了解をいたしました。

最後、町長にお伺いをいたします。繰り返しになるかと思うのですが、今回の質問全体を通して申し上げたいのは、物価高騰や燃料価格の上昇が町民生活、農業、地域経済、地域活動、そして町の財政に広く影響していくということです。必要な支援であったり事業というのはしっかり進めていく一方で、限られた財源の中では歳出を抑え、本当に必要な分野へ財源を重点的に振り向ける、このような財政の運営が今後ますます重要になってくるのかなと考えております。町民生活を守ることを第一に、物価高騰への備え、また持続可能な財政運営をどのように進めていくのか、改めて町長の基本的な考え方をお伺いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

山田議員から、このたび中東情勢による物価、燃料高騰が三戸町に与える影響とその対応について、様々な観点からご質問を賜りました。おおむね1回目の答弁で申し上げたとおりになりますが、これまでの再質問等を通じまして、少し申し上げさせていただきますと、まずは町民生活に直結するという部分の大分ご質問がございました。あるいは、産業であればどれを優先していくのか、あるいは農業であればどの品目を優先していくのかというお尋ねもありましたけれども、まずは町民一人一人、全て守っていくという観点を姿勢にして、その中でもやはり弱者という方々はおられますので、そういった緊急性の高い場面においては、情報の弱者であったり、高齢だったり、お子様だったりというような弱者は優先していかなければならないということは考えておるところでございます。

また、様々な手当てをしていく場合にあっては、限られた財源の中でしていかなければならないということではありますが、基本的に何か三戸町独自の、特有の今回の中東情勢に係る影響があるのであれば、それは迷いなく、町単独であっても財調を取り崩してでもやっていくということは姿勢として持っておきたいなと思っております。今も実は各町内からの聞き取りの中で不足が生じているというお声があったのが、介護事業所から様々な使い捨てガウンだとか手袋、マスク等の不足があったということが確認できましたので、それにつきましてはやはり命だとか介護の現場を守っていくということを、そういった場合は最優先していかなければならないという観点から、病院で貯蓄しております、少しコロナ禍で方々から頂いて期限が切れたガウン、ディスプレイ、使い捨てのガウン等につきまして、町内の介護施設に共有、おあげしたところでございます。そういった形で、でき得る、我々が保有している物品につきましても有事の際はどんどん放出して、町民の生活を守っていくというふうな思いを強く持って、今後も中東情勢の不安定化には対応していきたいと思っております。本当に長引くことになれば、もろもろスピード感と危機感をさらに持って、これからも当たっていかなければならないというふうに考えておりますので、議員皆様のご協力もどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

町長の基本的な考え、今後の考え方というものを、了解をいたしました。大切なのは、町民の不安をあおることではなくて、早めに状況を把握して、必要な備えをしておくことだと思います。町として、現在状況の把握、必要な備え、そして支援というのをやられているというようなことは確認できました。今後も町民生活を守る視点というのを第一に、物価高騰への備え、機動的で持続可能な財政運営に努めていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

<3番 柳 隼太議員>

1. 三戸町の防災・減災体制の現状と今後の対策について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

3番、柳隼太議員。

○3番（柳 零 圭太君）

通告に従いまして、私の一般質問を行います。

地震や豪雨災害に加え、直近では南部町で林野火災なども発生しており、防災・減災対策の重要性が高まっております。三戸町でも各種支援、整備事業などに取り組んでいるものと認識をしておりますが、高齢者などへの避難支援体制の充実や地域防災の担い手不足など、今後の防災・減災体制について、改めて質問させていただきたいと思っております。

それでは、本題に移させていただきます。よろしくお願いいたします。三戸町の防災・減災体制の現状と課題についてであります。東日本大震災や能登半島地震、大規模地震が全国各地で頻発しており、本町においても、昨年に発生した青森県東方沖地震、そして今年発生した三陸沖地震など、災害リスクを改めて認識することとなりました。

こうした災害は、地震に限らず、豪雨や河川氾濫、土砂災害などが複合的に発生する可能性があり、行政による迅速かつ的確な判断と住民への情報伝達、避難体制の整備が不可欠であります。本町においても、避難所の整備や防災マップの作成、広報手段の充実など、平時から防災対策に取り組まれているものと認識をしております。一方で、近年の災害規模の拡大や、過疎化、高齢化の進行、さらには災害時には高齢者、障害者、児童、妊産婦など、要配慮者への支援の重要性が一層高まる中、現行の体制を検証し、より実効性の高い防災・減災対策へと強化していく必要があると考えます。

また、地震のみならず、多様化、激甚化する災害に備え、避難判断や避難所開設体制、物資の備蓄、配付体制、通信障害を想定した情報伝達手段、さらには町内会や消防団、福祉機関との連携体制の強化は、本町の災害対応力の向上と町民の安全確保に直結する重要な課題であります。以上を踏まえ、以下の3点について町長へお伺いいたします。

1つ目、指定避難所における災害用備蓄食及び物資の確保状況と、災害発生時の配付体制について。

2つ目、災害発生時における町民への情報共有、情報伝達手段の現状と課題について。

3つ目、防災・減災施策の推進状況及び住民の防災意識向上に向けた取組について。

以上、3点であります。よろしくお願いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

柳 零議員からの当町の防災・減災体制の現状と今後の対策についての3点のご質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の指定避難所における災害用備蓄食及び物資の確保状況と、災害発生時の配付体制についてでございますが、町では大規模災害の発生に備え、流通が確保されるまでの間に必要となる物資について、県が備蓄の目安を算定するために算出した当町の想定避難者数130人を基礎とし、各備蓄物資の目安量以上の確保に努めているところでございます。

現時点の主な備蓄数量でございますが、青森県災害備蓄指針に基づき、食料品は必要数390食に対し1,160食、飲料水は必要数130リットルに対し504リットル、毛布は必要数80枚に対し352枚となっております。また、配付は避難所の職員が行うこととしております。

次に、2点目の災害発生時における町民への情報伝達手段の現状と課題についてでございますが、災害発生時には防災行政無線で伝達するとともに、ほっとスルメール、

町のSNSやホームページを活用し、迅速に情報伝達することとしております。また、必要に応じ、町で広報車で巡回するということも現実的にはいたしております。課題といたしましては、防災行政無線を聞き取りづらい家屋があること、ほっとスルメール及び町のSNSの登録者数のさらなる拡大などが挙げられます。

次に、3点目の防災・減災施策の推進状況及び住民の防災意識向上をはじめとした今後の対策についてでございますが、2点目で課題としてお答え申し上げました防災行政無線の件につきましては、今年度から放送を屋内で受信できる戸別受信機を、優先順位を定め、必要な世帯に順次設置してまいりたいと考えております。SNS登録者数のさらなる拡大につきましては、登録に関する周知に工夫を凝らし、根気強く登録を促進してまいりたいと考えております。また、発災直後の生命維持や避難生活に最低限必要な物資及び材料として備蓄している品目につきましては、その種類やそれぞれの備蓄量を増やすとともに、分散配置を進めてまいりたいと考えております。

住民の防災意識の向上についてでございますが、防災意識のさらなる高揚を図るためには、町民一人一人が災害を自分事として捉え、自らの命は自らが守る自助、地域住民で助け合う共助の意識の醸成が重要であると考えております。このため、自主防災組織を新たに立ち上げ、共助意識を高める団体に対しましては、今年度から補助金を交付することとしております。今後は、自主防災組織の空白地域のないよう、人口カバー率100%を目指すとともに、既に組織済みの自主防災組織については、活動が強化されるよう積極的に支援を継続してまいります。

○3番（柳 圭太君）

ありがとうございます。それでは、確認の意味も含めて、再質問のほうをさせていただきます。1から3番までの項目、関連しておりますので、順次質問をさせていただきます。

初めに、備蓄と物資管理についての質問となると思います。備蓄量については一定の基準があるものと、先ほど答弁いただきまして、理解はしました。ただ、先ほど県からの提供があるということで、実際の災害規模に対して様々な検証であったりとか、協議をされていると思いますが、その備蓄量の中で万が一想定を超える避難者が発生した場合の不足分等についてはどのように対応されているのか、その点についても具体的にお聞かせいただきたいと思います。と考えております。

○危機管理室長（佐々木 洋君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

現在町では、ユニバース、みちのくコカ・コーラボトリング、そしてサンデーなどと避難所で必要な食料、そして日用品等の物資の優先供給について、応援協定を締結しているところです。また、県でも、県内の災害発生時に備えまして備蓄のほうをしておりますので、そういったところに要請のほうをしてまいりたいと考えております。以上です。

○3番（柳 圭太君）

東日本の場合ですとか、昨年の12月8日の地震の際には、近隣町村で物資がスムーズに届かなかったというふうな例を聞いておりましたので、当町ではそのようなことがないように迅速に対応していただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、避難所の運営であったりとか、初動対応について少し確認をさせていただきます。こちらの基準ですが、どのような基準に基づいて、開設のタ

イミグは町長が判断をされていると認識をしておりますが、その手順について伺いたいと思います。

また、災害は様々種類があると思います。地震、風水害、災害の種別ごとに判断が違うのか、その対応についても教えていただきたいと思います。

○危機管理室長（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

避難所の開設についてでございます。開設に関しましては、課長会議のほうを開催いたしまして、被害状況、それから今後の気象情報、そういったものの情報から、町の防災計画に基づいて、議員おっしゃるとおり、町長が判断をすることとなります。

また、災害種別ごとに判断基準や対応のほうが異なるのかということに関しましてでございます。例えば雨雲の動きであったり河川の水位の上昇、そういったものから氾濫が想定される水害のような場合には、早めに自主避難所を開設する場合などもございます。しかし、地震に関しましては、被害を想定して、事前に行動するというようなことはあまり考えにくいことなのかなと思っております。このように対応などは災害の種別によって変わってくることとは思いますが、町民の安全、安心を最優先に考えて、早期に判断のほうをしていかなければならない、そういうふうに思っております。

以上です。

○3番（柳 圭太君）

ありがとうございました。開設の判断のタイミングということに関しては、認識をいたしました。

先ほど災害というのは、不測の事態に発生するということでしたので、その点について少し確認をさせていただきたいと思います。当然開設されるのは、職員の皆様が開設するということでしたので、開設する事態というのは休日であったり、深夜であったり、様々なタイミングがあると思います。そうしたときにでも職員がスムーズに対応できるような状況、または迅速な開設が可能な体制となっているのか。平時において皆様がどのような訓練であったり、また課題があれば見直しとか、そういったことを行っているのか、その現状についてお聞かせいただきたいと思います。

○危機管理室長（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

夜間などにおける避難所開設のほうにつきましては、夜間、休日等における非常時連絡網というものを作成しております。これによりまして、宿直のほうから、まず防災担当のほうに連絡が来ることになっております。その後、避難所の開設が必要という、課長会議等でそういうことになれば、町の防災計画において定めている避難所の開設に関わる担当課長のほうを通じて、そこの担当課の職員のほうの招集が行われるということになります。また、避難所開設担当課の職員が不足する、近くにいないとか、そういう場合の想定に備えまして、応援に回る課についても定めているところでございます。応援に回る課も定めておりますので、影響が出ないような体制は構築できるものと、できているものと考えております。

また、平時における訓練の見直しという部分でありますけれども、コロナ禍の令和2年度に、アップルドームにおいて避難所設営訓練というものを行っておりまして、これまでの避難所設営のほうの見直し、感染症対策を踏まえた方法で実施のほうをし

ております。今後におきましても、適宜見直しを行って進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（柳 圭太君）

迅速にまず避難所開設のほうに努めていただきまして、適切に組織構成、運営に努めていただきますようお願いいたします。

続きまして、関係機関との連携について、先ほど自主防災組織であったり、消防団であったり、そういったものについてちょっとお尋ねをしたいと思います。公的機関であれば、消防組織であったりとか警察との情報共有ということが必要になるであろうと思うのですが、そういった関係機関との役割分担というのがどういうものになっているのか、構築されているのか伺いたいと思います。実際に被害情報の把握体制というものがどういうふうになっているのか、現状と課題をどのように認識されているのか、こちらについてお聞きいたします。お願いいたします。

○危機管理室長（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

まず、警察や消防などの公的な関係機関につきましては、町の防災計画において、災害対策本部員として定められておりまして、役割分担といたしましては、交通規制であったり、救助、救急活動などをすることが定まっております。また、災害時には本部会議というものを設置いたしますので、そちらに出席いただきまして、その場で情報共有のほうは図られるものと考えております。また、自主防災組織につきましては、地域における声かけのほうであったり避難誘導、そういった部分、自助、共助の部分を担当いただくこととなります。

また、被害情報の把握体制についてでございますが、本部会議で関係機関からの報告のほうで把握するほか、気象庁であったり県のほうが発表する、そういった災害に関する情報のほうを的確に入手をいたしまして、本部で集約のほうをいたします。

課題として考えていることでございますが、近年の災害においては、車中泊などで避難するという方が増えているということでございます。その方たちの安否確認のほうなかなか取れないといったケースがあると伺っておりますので、そういった部分で、被害状況がつかみにくいことも想定していかなければならないというふうに考えています。

以上です。

○3番（柳 圭太君）

分かりました。そうした意味では、自主防災組織であったり消防団、または警察等との連携というのは非常に重要になってくるのかなと思っております。

そうした意味では、少し自主防災組織の活動状況について伺いたいと思っております。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、自主防災組織の対応策については、今後、本年度から予算化されている補助金であったり交付金の活用も含めて対応していくということで承知いたしました。ただ、自主防災組織においては、町内会組織と連動した活動となることから、高齢化であったり、若年層の参加であったり加入率の低下が今後の課題になるのではないかなと思っております。今後少子化であったり高齢化することを踏まえて、町内会連合会でそのような協議、相談する場を設ける必要もあると思いますし、担当課として今後どのようなことが課題解決に向けて必要なのか、

その点からどのようなことが対策として必要かなと思っているか、改めて考えをお聞かせいただければと思います。

○危機管理室長（佐々木 洋君）

お答えをいたします。

現在、個々の自主防災組織の活動状況につきましては、今のところ町のほうでは把握をできていないというふうな状況でございます。また、町長答弁にもございましたが、今年度から防災用資機材の整備など、自主防災組織の充実、強化に対しまして補助金を交付することとしておりますので、その周知のほうを図りながら、現状のほうを改めてお伺いいたしまして、備蓄品の整備など、そういった部分を促してまいりたいというふうに思っております。

また、町内会連合会のほうでの話合いとか、そういった部分のご質問でございますけれども、町内会連合会、そういう会議の場のほうで、自主防災組織に関してのお話をする時間のほうを設けていただくということは可能かなというふうに考えておりますので、相談のほうをまずはしてまいりたい、そちらの会議の場で相談する場を設けていただけるかということと相談してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（柳 圭太君）

まず、当町内会というふうな表現をすれば語弊が生じるかもしれないのですが、行政として組織活動のために自主防災組織のマニュアルを作成したりだとか、あとは見直しを行ったりとか、あとは他の自治体を基に様々な自主防災組織の訓練の実例を教えていただいたり、情報提供していただいたりとか、そういったことをされているということは認識をしております。今後も自主防災組織の活動がより活発になるように、継続的な支援は必要かと思っておりますので、引き続きどうか検討されていただきますようお願いいたします。

それでは、消防団の現状とか活動実態について、あとは団員確保の課題であったり、そういった部分の質問をさせていただきたいと思っております。団員の補助について少し確認をさせていただきたいと思っております。現状、ここ数年、団員が活動支援のために当町でも様々な資格の支援補助をされているとは思っておりますけれども、どれくらいの方が取得のために活用されているのか、今後も支援事業として継続することを検討されているのか、ここについてちょっと教えていただきたいかなと思っております。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前11時26分）

休 憩

（午前11時27分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

柳 圭議員。

○3番（柳 圭太君）

それでは、質問事項を変えます。総合防災訓練についての質問をさせていただきたいと思います。今後についてでございます。町民等々を含めた実践的な形式での総合防災訓練等、そちらを検討されているのか。または、検討されているのであれば、より多くの住民参加を促すための工夫であったりとか、今後の取組についてどのように考えているのか、こちらについてお聞きいたします。

○危機管理室長（佐々木 洋君）

総合防災訓練についてお答えいたします。

これまで総合防災訓練につきましては、三戸、留崎、斗川、猿辺地区を順番に隔年で巡るような形で開催しておりましたが、平成30年度以降は実施のほうができいないという状況でございます。それ以降につきましては、令和2年度に、先ほど申し上げましたが、アップルドームのほうで感染症対策を踏まえた避難所設営訓練、そして令和5年度には県の協力を得まして災害時図上訓練、そして令和6年度は三戸小中学校において避難所設営訓練という形で実施のほうをしてきております。また、昨年度は、内閣府のほうのご協力をいただきまして、孤立集落状況把握・支援訓練という訓練のほうを実施しております。

このように、コロナ禍以降に関しましては、訓練範囲のほうを絞って実施してきておりますので、まずは議員がおっしゃるように、町民や消防団、そちらを含めた総合防災訓練として早期に実施したいというふうに考えております。そして、実施した中において課題となった事項を整理しまして、より多くの住民に参加していただけるように、ブラッシュアップのほうをしていければというふうに考えております。

以上です。

○3番（柳 隼 圭太君）

それでは、最後というか、今後本町における災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、やはり町長も先ほどおっしゃっていた自助、共助、そして公助という、この連携をより一層深めることが地域の防災力を高める重要なことだと私は思います。消防団であったり町内会の組織力を強化することが重要だと思うのですが、その担い手の確保であったりとか、住民一人一人の防災意識を高めること、災害時の初動対応、これが支える基盤だと思っております。町長には、そのかじ取り役としてしっかりと前進、進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問を通して、消防団であったりとか町内会には、町民であったり自分たちの地域は自分たちで守るという意識をしっかりと持っていて、地域防災を支える組織として発展、活動することをしっかりと担っていただきたいと思います。そして、今後さらなる支援策の充実を強く要望したいと思っております。

最後に、町長には様々なことについて聞いておりましたが、伺いたいと思っております。少子高齢化が進んでいく現在において、今後の防災・減災体制について、自助、共助、公助の重要性が一層高まると考えておりますが、消防団組織の管理者という立場だけではなく、町民の生活と安心を守るかじ取り役として、地域の防災力の強化を図っていく考え、そして対策を現時点でどのようにお考えなのか、こちらの考えを伺いまして、私の一般質問は閉じさせていただきたいと思っております。町長、ぜひ考えをお願いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

このたび柳 隼 議員から、三戸町の防災・減災体制の現状と今後の対策についてとい

うことで、多岐にわたってご質問いただきました。まず、先ほど関係機関との連携という話がございました。関係機関との連携につきましては、これまで以上に緊密に連携していくということでもあります。先ほど出てこなかった機関として、青森地方気象台ががございます。気象情報のガイドラインが改定されたということで、皆様ご承知のとおりだと思います。昨日気象台長がお見えになって、その説明をしていただいておりますし、台長とはホットラインで、携帯、直でつながっておりますので、有事の際にはすぐに連絡が来るということで、そういった国あるいは自衛隊ともしっかりと連携を取っていくということでもあります。また、もちろん知事ともホットライン、ラインワークスでつながっておりますので、そういった関係性は常に大切にしながら、有事の際には取り組んでいくということでございます。

あと、自主防についての、高齢化への対応ということでございますけれども、やはり高齢化、あるいは町内会自体も会員が少なくなっている中で、そういった組織を運営していくのはまた大変なことであるというふうに私自身も実感しているところでございます。やはり自主防の状況をそもそも把握していないという部分もございましたので、そこにつきましてはしっかりと把握は当然ながらしていくということと、あるいは立ち上げ方法が分からないということもよくお聞きしますので、そういったところへのケアもしっかりとしていながら、他町、ほかの優良事例もしっかり勉強して、町内にご紹介していくということもしながら、自主防の人口カバー率100%を目指していきたいなと思っております。

先ほど防災訓練のお話がございました。総合防災訓練、早期にという話がございましたけれども、今年度やるということで話はしておりますので、皆様もその際にはしっかりと参加していただいて、長くやっていないところもございますので、課題等たくさん出てくると思います。とにかく町民の命を、一人一人全員を守るということを常に念頭に置いて、私がかじ取りを進めていくということでもあります。そのために今年度、危機管理室を創設して、これまで以上にこの危機に取り組んでいくということで考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○3番（柳 圭太君）

以上で私の質問は終わりでございます。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

午後1時30分再開予定をもって休憩いたします。

（午前11時36分）

休 憩

（午後1時30分）

<10番 千葉 有子議員>

1. 「立志科」と地域とともにある学校づくりについて

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、千葉有子議員。

○10番（千葉 有子君）

通告に従い、私の一般質問をさせていただきます。

質問事項は1項目です。「立志科」と地域とともにある学校づくりについて。立志科は、小中一貫教育の導入に伴い創立された町独自の教科であり、ふるさと三戸町への誇りと将来の地域の担い手育成を柱として、9年間を見通した人格形成を目指すものと認識しています。このような理念を踏まえ、立志科を特色ある教育の中心的な取組の一つとして位置づけた学校づくりの実効性について、以下4点を伺います。

1点目、立志科のこれまでの実践における具体的な成果と課題をどのように認識しているか。

2点目、立志科とコミュニティ・スクールを連動させたいという教育長の方向性が示されていることから、地域人材の活用を継続的かつ体系的なものとするため、具体的な仕組みづくりをどのように進めていく考えか。

3点目、立志科の今後の充実や改善に向けた具体的な取組は何か。

4点目、立志科は町独自の教科であることから、教職員の異動に伴う指導内容の継承や理解の均一化の課題についてどのように考えているか。

以上、よろしくお願いいたします。

○教育長（原 寿君）

千葉議員からの「立志科」と地域とともにある学校づくりについての4点のご質問に答弁申し上げます。

三戸町の小中一貫教育における立志科は、次代を担う児童生徒を育成するために、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、3つの領域を一つの教科として、平成21年度に創設したものであります。

1点目の立志科のこれまでの実践における具体的な成果と課題をどのように認識しているかについてでございますが、立志科においては、目標や内容に応じてゲストティーチャーを迎えて、体験学習を行ったり、地域の行事に参加したりと、地域の方との関わりを深める活動が多く展開されてまいりました。

これまでの成果としては、伝統芸能の継承やまちづくりに関する学習などで、体験や調査、発表をする場を設けたことにより、郷土に対する認識が深まり、地域社会の先人、高齢者への尊敬や感謝の気持ちが高まったことなどが挙げられます。また、異学年交流の中で、小学生と中学生が関わりを深めていく姿、三戸町の伝統や文化、自然環境を大切にする姿などが見られるようになったことから、立志科学習の成果があったものと認識しております。一方、行事と関連した指導において、特別活動の面が強くなり、道徳の目標である基盤となる心情面を育てるという点で課題が挙げられます。

次に、2点目の立志科とコミュニティ・スクールを連動させ、地域人材の活用を継続的かつ体系的なものとするため、具体的な仕組みづくりをどのように進めていくかについてであります。これまで小中一貫教育で大切にしてきた理念を継承しつつ、令和の時代の学びを実現するために、学校だけではなく、家庭、地域との連携、協働がますます重要になってきております。その核となるのがコミュニティ・スクールであり、この取組により、学校と地域との信頼関係を深めるとともに、地域の方々が立志科を中心に学習活動の頼もしい応援隊となり、教育活動に厚みを生み出すことになると考えます。教育委員会では、昨年度末に立志科における外部講師一覧表を作成しており、その活用をコミュニティ・スクールと連動させながら進めていくことで、立

志科のさらなる充実を図ってまいります。

次に、3点目の立志科の今後の充実や改善に向けた具体的な取組は何かについてありますが、現在文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会において、次期学習指導要領の改訂に関する審議が進められており、改訂の主なポイントとして、質の高い探究的な学びが挙げられているところであります。これは、まさに当町の立志科が目指す学びの姿であると捉えております。今後は、次期学習指導要領の内容を踏まえて立志科の改訂を進めるとともに、平成30年度に特別の教科となり、令和2年度からの学習指導要領に引き継がれている道徳の位置づけについても検討してまいります。

最後に、4点目の教職員の異動に伴う指導内容の継承や理解の均一化の課題についてであります。立志科創設や教科書改訂、授業展開の事例集の作成に携わった教員の多くが異動し、初めて三戸町に赴任し、立志科を指導する教員がいるという現状があります。教育委員会といたしましては、学校運営の中核の一つに立志科を位置づけ、適切に引継ぎが行われるよう学校を支援、指導していくとともに、立志科の狙いを達成するために、持続的な取組がなされるような仕組みを構築してまいります。

以上であります。

○10番（千葉 有子君）

答弁ありがとうございます。

では、1点目から再質問をさせていただきます。先ほどの1点目の答弁では、成果として、ゲストティーチャーの体験とか、それから地域の行事に参加する、伝統芸能の継承、たくさんの方がなされていたので、それが異学年での関わりもあるし、ということ、イベントや文化を大切にすると成果が上がっているかなということをお聞きしました。一方で、課題といたしましては、特別活動の面で、ちょっと道徳面のところに力を入れなくてはいけないということをお聞きいたしました。

お聞きします。1点目は、成果として捉えているところは、今ご説明がありましたが、どういう点からはっきりと見えているのか。1点目です。

それから、この実践において、学力との関連性などの捉えがもしございましたら、お知らせください。

○教育長（原 寿君）

ただいまの質問に答弁申し上げます。

まず、立志科の成果をどういう面で評価しているというか、見ているかというふうな質問かと思えますけれども、文部科学省では、総合的な学習等の評価については評定で行わず、児童生徒の成長に着目して評価するというふうにしており、立志科においても、学習に対する子供一人一人の自己評価、また子供同士での相互評価、さらには学校生活や日常生活における子供たちの変容というものををもって評価しているところでございます。

2つ目の立志科学習の成果と学力ということについてであります。立志科の探究的な活動というふうなものについては、教科で学習した内容が立志科の学習に生かされている、それから日常生活や地域社会と立志科の学習が結びついている、そういうふうなことから、子供たちの学習態度として、自主的な姿勢というふうなことが育まれ、それが学習、また学力の向上につながるというふうに私は考えております。このことは、国が実施しております学力調査の中で分析された結果で公表されておりますが、総合的な学習に一生懸命取り組んだ子供は、社会をよくしたい、それから学びを実生活に生かしていきたいというように考える子供の割合が非常に多いと、さらには

基礎学力も身につけていると分析の結果が出ているところでありますので、当町での立志科にも、そのような成果というふうなことが大きく期待できるのではないかなと考えております。

以上であります。

○10番（千葉 有子君）

成果として捉えているところを児童生徒の自己評価、あと子供同士での相互評価、子供たちの変容で見るということで、理解しました。

また、2点目の学力との関連性などの捉えはあるかということで、自主的な取り組み方、学力調査もあるけれども、総合的な学びの中で学びを実生活に生かしたということで、そういうことで基礎学力が伸びている、学びを実生活に生かすというのがこれからもどんどん生きる力の、国や私たち三戸町でも目標になっていると思います。

私もいろいろあれしたときに、非認知能力というのを何か大事にしているということで、前にもちょっとお聞きしたことがあるのですけれども、数値で測りにくい力なのですけれども、子供が生きるための重要な力で、私も教科書を拝見しましたが、立志科の6、7年、8、9年の教科書に盛り込まれていました。この非認知能力から自己肯定感の向上に結びつくものと思いますので、評価書を拝見させていただいて、私もこれはすばらしい教科書だなと思って実感いたしました。

では、2点目の再質問をさせていただきます。答弁では、令和の時代の学び、それから家庭との連携、コミュニティ・スクールが学校と地域の関係を深めることに大変有意義だということをお聞きしました。昨年度は、外部講師一覧を作りまして、コミュニティ・スクールと連携をするということで、実際に講師の方の一覧を作っているという認識でよろしいのですね。

それで、私の思いからの提案というか、ご意見を聞きたいのですが、この人材は学習指導要領に準じた立志科の教科書に位置づけられている活動、学習について関わることができる、学びを支援できる、学校とアクセスできるような人材バンクの構想であるということと理解しています。当町には、社会福祉事業がたくさんあります。社会教育指導の重点項目にもある、先ほど教育長もおっしゃったように、学校、家庭、地域の協働による未来を担う人材の育成として考えているかと思うのですが、継続性の点からも、立志科の狙いの面からも、団体や趣味の会など、様々な活動からの人材活用を取り入れていただきたいと考えています。

先ほど外部講師の一覧というお話でしたが、例えば未来を担う人材育成の中で、三戸町の公民館の組織の中に子ども会育成連絡協議会という組織があり、県下でも活発な活動をしてきたようです。昨今は、ゲームやスマホの影響からなのか、社会状況の変化もあり、活発な活動とはならないようです。大きな事業にキャンプがありまして、昨今はクマ問題もあり、応募者も少なく、なかなかできていないのですが、これは私の提案というか、意見というか、こういういわゆるキャンプ、これは山に行かなくても、工夫すれば学校で行うことができます。グループでの活動が基本で、協力しないと事が進みません。フォークダンスなど、逆に今の時代だからこそ大切かと私は考えます、手をつないだり、大きな声を出したり。また、組織のスタッフの方々は様々な職業の方です。こういう方々を立志科の人材に考えていただくことはできないかなと思って、ちょっとお話をさせていただきました。公民館は社会教育施設ですので、そこにいろんな方々がいらしています。児童生徒ももちろん活用するのですが、どちらかといえば高齢者の方が多いですので、そこには立志科の狙いに効果的な人材がたくさんおいでだと思うのですが、そういう社会教育の中の団体、組織、趣味の会など、

そういうことも人材一覧というのですか、人材バンクというのですか、そういうところに検討願えるかどうか、お聞きしたいと思います。

○教育長（原 寿君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

社会教育のいろいろな団体の方々を立志科のゲストティーチャーとして、また立志科の活動の中に位置づけというふうなことができないかというふうなご提案というか、そのようなことでよろしいでしょうか。まず、千葉議員がおっしゃるとおり、私もゲストティーチャーの果たす役割というものは、特にも学校教育、立志科の中で重要だなというふうに、意義のあるものだなというふうに感じております。生成AI等の活用が急速に進む社会だからこそ、そういう人との関わりというふうなことは子供たちの成長に資するものがあると思います。

私、今学校教育という話をさせていただきましたが、学校教育を考える上で、私自身1つ大切にしていきたい言葉があります。それは「人は、人を浴びて人になる」という言葉であります。これは児童精神科医の夏苺郁子さんという方が書物で述べているものであります。私自身、立志科の学習において、目標であるとか内容によってはゲストティーチャーを活用することで、3つの教育効果が期待できるというふうに考えております。1つ目は、まず本物に触れるリアルな体験、2つ目は将来の生き方や仕事について具体的に考えるきっかけとなるキャリア教育の充実、3つ目は開かれた学校づくりによる学校と地域の連携というふうなことであります。今千葉議員がおっしゃられた社会教育団体の方々は、そのいずれにも、またそのいずれかに位置づけられる部分があるのかなと、今お話を伺って考えたところでございます。そういう観点から、教育委員会といたしましては、昨年末に外部人材の一覧というふうなものを作成しましたがけれども、そういう中に今提案されたような方々が、また今後位置づけが可能かというふうなことも、学校のほうにも働きかけながら進めていければいいなというふうに思います。立志科につきましては、今後も学習内容と学校のニーズ、そこをまず一番にして、それとのマッチングを図りながら、立志科充実のために地域人材の活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○10番（千葉 有子君）

今答弁をいただきまして、私がこの質問に対して、1番、2番の肝になったところとして、私も公民館活動、子ども会育成連絡協議会に長年携わったりしていました。どこの団体もそうですけれども、あそこは本当に子供の育みとか、協調性とか、さっき教育長もおっしゃられたように、いろいろな方が関わって、スタッフから保護者さんから来ていましたので、本当に職業観とか、大人の人の所作とか、それから子供会で一番大きかったのはキャンプなのですけれども、そこで協力してやらなくてはいけないというのがいっぱいあって、本当にそういうキャンプを中でやってもいいし、その方たちの話を聞くのもとてもいいなと思って。公民館にはまだまだいっぱい、もちろん子ども会育成連絡協議会だけでなく、学習を楽しんでいられる方とか、いろいろいまして、そういう方たちの姿や話を聞くことでも、今の立志科で自分の将来像とか、どういう仕事に就くとか、どういうふうにして生きていかなければいけないとか、何かそういうのを、先ほど教育長が「人は、人を浴びて人になる」とおっしゃっていましたけれども、私もそれを強く思ったものですから、今回このような話をさせていただいて、外部一覧に、学校の先生方の意見が一番だと思っておりますので、学校と相談して、

一覧に加わるかどうかというのを協議していただくということで、とてもありがたいご答弁をいただきました。

また、人材のことでもう一つなのですけれども、これまでも外部講師のほかに、ようこそ先輩というのがある、これまでも何人かの町出身者の大人の人たちに来てもらっていると思います。将来の志を立てる立志科の狙いの一つかと思って、とても効果的だなと思っています。そういうようこそ先輩みたいなことも、外部講師と併せてこれからお考えがあるかどうか、お聞かせください。

○教育長（原 寿君）

ただいまの質問に答弁を申し上げます。

ようこそ先輩というふうなことで活用ということ、外部講師の活用ということでございますが、先ほど千葉議員から立志科の教科書の話が出ましたが、立志科の教科書には初等部、中等部、高等部それぞれに、例えば初等部では三戸の知的な人を見つけよう、中等部では活躍した人物を知ろうとか、郷土の先人から学ぼうとか、高等部におきましては社会に貢献した、またはしている人物を知ろうというふうな学習単元が設定されているところでございます。その中で、その単元で、教科書で扱われている人物とか、職業とか、そういうものの中で、その学年の先生方、また学校のほうで、身近で、それこそ子供たちの10年後、20年後の姿として、こういう先輩がいる、こういう方のお話を聞きたいというふうなことがあった場合には、今議員がおっしゃられた三戸町出身の先輩というふうなことで、きっとそこから生き方を学ぶ、一つのモデルを学ぶというようなことが得難い学習になるかというふうに考えております。そういうふうなことも学校とやはり相談しながら、外部人材の活用ということを進めていきたいと、そういう提案を今承りました。

終わります。

○10番（千葉 有子君）

教科書の中にもそういう学習があるということは、私も教科書を見せていただいて、こういうようこそ先輩ということを質問いたしましたのは、これも私の私見かもしれませんが、先ほど教育長もおっしゃったように、やっぱり対面でそういうことをすると、リアルにその人の考えとか、どういうふうにしたのみたいなことを子供たちが実感として考えていけるのではないかなと思って、ちょっと一例なのですけれども、志を立て、努力を重ねた方々はこれまでもいっぱいおられます。その方のお一人で、競馬の騎手であった方がおられます。その方は、縁もつてもなく、努力をして、自分の夢と志をかなえた方です。三戸町としての立志科の目標の中に、子供に早い段階から人生感を持たせるということも、どこかの文言にあったように記憶しています。たくさんそういう先輩がいらっしゃるのですが、そういう方の、先生方の意見とか、それから周りの方とか、公民館関係とか、いろんなところから情報を得て、ぜひリアルな、こういうふうにして自分の夢をかなえたい……何年か前はあったのです。自衛隊の飛行機の名前は忘れましたけれども、まずそういう方が結構いらっしゃいますので、ぜひそういう方の子供たちと向き合う対面でのお話を、いっぱい知っていますので、そのときは聞いてください。

続けて質問させていただきます。先ほど一覧を作っていたらというのですが、やはり立志科は教育委員会の担当であると思うのですが、立志科での人材と学校をつなげるコーディネーターの役割や配置についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（原 寿君）

ただいまの質問にお答え申し上げます。

学校と地域人材をつなげるコーディネーターの配置というふうなことだと思いますが、例えば私が校長として勤めていた八戸市では、家庭、学校、地域とのパイプ役として、地域密着型教育コーディネーターという方を全ての小中学校に配置しております。学校が推薦する地域の実情をよく知る住民または保護者の方を、教育委員会が委嘱するという形で配置をしているところであります。そのコーディネーターの方々が地域人材と日程調整とか、事前打合せというふうなことを担ってくださっている、そのことが教員の働き方改革の一助にもなっているというふうに分身も考えていましたし、そういうふうにはほかの方からも伺っているところであります。このほかにもあるかもしれません。そういう取組を参考にして、三戸町の実情に合った地域人材活用のためのコーディネーターのような方の配置というふうなことについて、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

とても参考になるお話を伺いました。大きな市ですけれども、学校ごとに教育コーディネーターがいらっしゃるということは、先ほどのご答弁にもありましたように、先生方の働き方改革、それから先生方に異動がありますから、やはり先生方の負担も少なくなるのではないかなと思います。三戸の実情に合わせてご検討くださるということで、大変ありがたい答弁をいただきました。コーディネーターというのは、地域と学校をつなげるという実効性を左右することにもなりますので、効果的になるように期待いたしております。

2点目の質問の最後の再質問をさせていただきます。先ほど答弁で人材一覧というふうな、前は人材バンクというふうなお話を聞いたのですが、人材一覧というネーミング、分かりやすいのですが、私だけの感覚かもしれませんが、立志科においては、例えば地域学びサポート隊とか、ふるさと人材ネットワークなどなど、何か先生方からも人材バンクみたいなものに関しての名称のアイデアなどを聞いてみるのも、立志科への先生方の共通理解を深めることの一つにもなるのかなと思いますので、検討くださるかどうか、ちょっとお返事いただければありがたいです。

○教育長（原 寿君）

ただいまの質問にお答えを申し上げます。

教育委員会とか、また私もそうなのですが、何かの名称を考えると、とても固い、外部人材一覧とか、それをもう少し親しみのあるというか、立志科になじむような名称はどうかなというふうなご提案でございました。そのとおりだなというふうに感じます。そのことが例えば教員、または子供たちからでも、こういう方々、立志科の学習に参加またはサポートして下さっている方々がいるのだけれども、どんなふうに呼べばいいかなとか、そういうことを少し学校のほうに、先生方や子供に投げかけてみると、私などよりももっと親しみのある、また楽しいというか、わくわくするような名称が生まれるかもしれません。今度校長会等を通して今のお話をさせていただければいいなと思って、自分の固さを反省したところでありますので、ぜひ検討というか、名称を募集したいと思います。

以上であります。ありがとうございます。

○10番（千葉 有子君）

私のほうがわくわくする答弁をいただきました。ぜひお願いいたします。

では、3点目の再質問をさせていただきます。中央教育審議会で改訂の審議をしている、それから質の高い探究的な学び、まさに三戸町独自の立志科であると教育長もおっしゃって、私もそう思います。道徳との位置づけを検討するということで、答弁は理解いたしました。2001年、2019年、今度2029年かと思うのですが、今答弁にあったような改訂に向けて、道徳の位置づけを検討するというお話をお聞きしましたが、そのほかにも何か具体的な取組の優先順位などが計画としてあれば、道徳の位置づけを検討するだけであれば、それでもよろしいのですが、もし何か優先順位とかにありましたら、お願いいたします。

○教育長（原 寿君）

ただいまの質問にお答え申し上げます。

今千葉議員が話されたように、学習指導要領の改訂ということで、今年度末には文部科学省のほうから次期学習指導要領の内容が告示される予定だというふうに伺っています。ですので、その内容を精査して、立志科の改訂作業を進める必要があるというふうに強く思っています。特に立志科を構成する、大きく関わるといえるでしょうか、総合的な学習の時間の改訂におきましては、好きを育み得意を伸ばすというキーワードで改訂が進んでいるというふうに伺っております。これまでの内容に加えて、新たに情報の領域を設けるというふうなことも、そういう話も私どものほうに説明が届いているところであります。来年、令和9年度から立志科改訂のタイムスケジュールをしっかりと立て、令和12年度の新学習指導要領による教育課程の完全実施に向かっていかなければならないと思います。そのことを考えると、結構タイムスケジュールは厳しい状況にあるかと、町独自の教科書を作成するという観点から、私自身は感じているところであります。

その際、2つの視点があるかと私は思っています。まず1つは、作成作業ということから考えた場合、立志科を立ち上げた平成21年度の当時の学校数と教員数が現在とでは、もう本当に少子化であるとか学校数の減少で教員数も激減している。その中で、さらに教員の働き方改革ということも考慮しながら、改訂の作業を進めていかなければならない。そのためには、やっぱり緻密なスケジュールというものが become 必要になるなというふうに感じているところであります。それはスケジュールのことであります。

もう一つは、改訂の内容ということで、先ほど千葉議員からもあったように、平成30年度に国では特別の教科として道徳を位置づけました。令和2年度からの、今私たちが学校でやっている現行の学習指導要領でも、それは引き継がれているところでありますので、道徳、国が教科書も作ったし、そういうものをどういうふうに位置づけていくかというふうなことを考えていかなければいけない。

さらには、これから次代を生きる子供たちを育成するための立志科といった場合、私は、今日の柳井議員の議会質問の中にもありましたが、防災教育の視点、防災の視点を立志科にもう少し厚く導入するとか、位置づける必要があると考えています。というのは、私が教頭時代にちょうど3.11に遭遇して、子供たちの安心、安全ということを本当に強く感じたし、八戸ではそれを機に防災ノートというのも市独自に作成して、子供たちの防災意識を高めている。避難訓練というのは、学校でこれまでもやられてきましたけれども、防災意識というのを高めるということは、例えば初等部、中等部では避難訓練とか、そういう部分でいいと思います。ただ、中等部の7年生であれば防災ということを、地域の例えば消防団の方であるとか、もっと身近な地域人

材の方々の話を聞いたり、そういう活動に触れるというふうなこと、そういうことを通して、その子たちが地域に何かあったときの防災を担う役割も十三、四歳以降はできるのかなと。少子高齢化と言いますけれども、地域を担う人材となり得るのかなと私は考えます。例えば小さい子供たちを避難させる、それから避難所の中にあつてはそこでいろいろな活動をする、そういうふうなことが重要になっているなと感じますので、改訂に当たって学校や先生方とも、防災の視点というのがどういう形で盛り込めていくのかなというふうなことを1つ大事にしながら改訂を進めてまいりたいなと、教育長として強く思っているところであります。

以上であります。

○10番（千葉 有子君）

大変貴重なお話を聞くことができ、とてもありがたいです。今教科書のほうは、内容を精査して改訂を進め、立志科と大きく関わる総合的な改訂が進むということで、教育長のほうから、平成21年から学級数と教員数の激減、そこからの教職員の働き方もありますし、そこがちょっと緻密なスケジュールで行わなくてはならないという答弁をいただきました。また、2つ目で、改訂の内容から道徳をきちんと位置づけなくてはならないということもお聞きしました。

一番最後に強くおっしゃっていただいた防災教育の視点、防災の視点を立志科の教育に位置づける、これは私もとても、「おお」と思って答弁を、すばらしい視点だなと思って、ちょっとあれですけども、おこがましい言い方ですけども、すばらしい視点だなと思って伺いました。本当ですよ。地域の防災を担う役割、7年、8年、9年生になれば、もう大人以上の働きをしますし、少子高齢だからこそ地域を自分たちが担うのだ、地域のために協力するのだというのは、まさに三戸町の立志科の目的、狙い、それから三戸町としての、地域のためにという、そういうのが全部網羅される、まさにそういう考えでないかなと思って、とてもありがたい答弁だなと思ってお聞きしていました。

教科書を私もちょっと見ていましたら、1年生、2年生、3年生、4年生には、後ろのほうに道徳のところがあるのです。5、6、7、8、9年となると自己評価シートとか、そういうのがありまして、教科書を最初に作られた先生方は大変ご苦労があったと思います。でも、三戸町の誇れる教育の財産かと思しますので、この教科書の改訂とか、いろいろ先生方と協力して、それから今の教育長の考えの根幹をぜひ取り入れてやっていただければ大変ありがたいなと思って、本当に教育のまち三戸ということで、期待いたしております。

では、4点目について再質問させていただきます。教科書の作成をしたときの職員がもういない。そうですね、かなりの年数がたっていますので。初めての立志科の教員がたくさんいるということ伺いまして、20年という時間が流れていますので、そういう課題、問題もあると思います。答弁では、これから学校といろいろ指導とか、立志科等の構築、学校の支援を構築していくという答弁をいただきました。

構築していくということから、1点質問いたします。本年4月20日に行われた学校教育大会に私も参加させていただき、勉強させていただきました。資料の中で、先生方の専門部会とプロジェクトチームの組織があり、12の部会と2つのプロジェクトチームがあり、その中に立志科のプロジェクトチームがありました。17名と一番多い人数で構成されておりますが、どのような考え方に基づいての編成なのか。その組織体制に期待される効果についてのお考えなどありましたらお知らせください。

○教育長（原 寿君）

ただいまの質問にお答えを申し上げます。

小中一貫、そして立志科の学習が継続して、また充実して取組がなされるような仕組みの構築というふうなことでございますが、まずは新たに三戸町に勤務していただいている教員につきましては、年度初めに教育委員会が主導して、小中一貫教育の意味であるとか、これまでの経緯であるとか、それから特に立志科や英語科、独自にやっている教科等についての研修を行って、理解をそろえるというか、そういうふうなことを教育委員会が主導して行ってございます。

今議員ご指摘のプロジェクト部会につきましては、特に今年度、立志科プロジェクトには17名の教員を配置した、位置づけたところでございます。それは、先ほど来申し上げておりますように、立志科の改訂というものがもう目の前に、大きな作業としてあるということから、一番ボリュームのある部会にしたところでございます。昨年度までは、教務主任がその部会には入ってございませんでした。学年主任と教頭というふうなことが主な構成メンバーでございましたが、教頭3名、それから各校の教務主任、各部の教務主任と言ってもよろしいでしょうか、その方々合わせて17名。そのことで、立志科の取組状況であるとか、課題解決のための話し合いを年に定期的に行って、それを教育委員会も内容を吸い上げながら、次の改訂に生かしていくというふうなことです。先ほど申し上げたような、例えば防災とか、そういうふうな部分についても、このプロジェクト部会のほうに投げかけながら、こういう内容ができるかなとか、さらに充実、発展させるためにはどういう部分があるのかな、逆に削れる部分は何なのかなと、そういうふうなこともやっていかないと、ただただ膨らんでいっても実効性のある立志科にならないというふうに思いますので、その重点化、焦点化も含めて、この立志科プロジェクト部会17名の方々に期待しているところでございます。

以上であります。

○10番（千葉 有子君）

新任の先生方には、小中一貫の意義とか、立志科、英語教育の研修で年度初めに理解してもらうということで、理解できました。

17名の方というのは、教科書改訂とかが目前なのでということですが、現場の先生の声が一番かと思います。やはり管理職だけでなく、担任の先生もいらっしゃるのかな、担任の先生とか、そういう現場の先生が入ることで声が届きやすくなりますし、結局プロジェクトチームという協議をするわけですから、そこからいろんな課題とかが見えてくるので、ちょっと立志科に特化して質問しているので、とてもいいことだなと思って聞いていました。

プロジェクトチームの中で理解の均一化とか、課題とか、悩みとか協議できる、先ほども申しましたけれども、その協議結果や声を聞いて、吸い上げて対応するということは今お話を聞きましたので、1つだけ。立志科の年間の指導計画があると思うのですけれども、現場の先生方が計画どおりに進めていっているかのチェック機能なんかも構築しているのかお知らせください。

○教育長（原 寿君）

ただいまの質問にお答えを申し上げます。

4月20日に第1回目の立志科プロジェクトチームを開催したところでございます。その中で、今年度特に重点的に取り組む中の一つとして、立志科の年間計画、それに基づいて実施した内容を各校、各学年でチェックして、8月の夏休み中の第2回プロ

ジェクトチームの部会において、どういうところがしっかりやられていたのか、この部分がちょっと足踏みしているのかとか、そういうふうなところについて確認をしようというふうなことで、事業を実施しながらの問題点、改善点についても、その場で話し合うというふうな予定になってございます。

以上であります。

○10番（千葉 有子君）

チェック機能の日時というか、予定までお聞きしました。大変分かりやすいご答弁いただきまして、理解できました。細かく質問させていただいてしまいましたが、20年という時間がたっている中で、教職員の異動は必ずあります。何回も言いますけれども、三戸町の教育の誇れる立志科を少しでも子供たちにとっていい形で継続して欲しいと思うことから、たくさん質問させていただきました。

最後の質問です。立志科の教科は、青森県のみならず、全国でもまれな教科である、ちょっと私も調べたのですが、そのようです。先ほども言いましたが、三戸町独自の誇れる教育であると思っています。単発教育でなく、プラスを重ねていく積み上げ型の教育であることから、地域の皆さんの協力も大きく関わるものと考えます。先ほど来教育長から、地域の人材の活用も前向きな答弁をいただいていたのですが、この地域人材の活用の面からも、町民の皆さんにもより関心を持っていただくため、機会を見ての広報紙での紹介、また立志科の教科書を図書館のコーナーへ置いていただくなど、検討できないものでしょうか。これは広報とかなので、事務局長に答弁をお願いできればありがたいのですが。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ただいま千葉議員からご質問のございました、立志科の教科書等の動向についての広報への周知、また図書館への配置につきましてお答えしたいと思います。

立志科は、教育長答弁のとおり、平成21年度創設された当町独自の特色ある教科の一つと、小中一貫教育の特色の一つということで、全国的にも本当に珍しいものでございます。また、この教科書につきましても、歴代の方々が苦勞してつくり上げた大変貴重な遺産であると考えてございます。この関係におきまして、今後広報等につきましては、立志科の改訂もございます。折を見て周知を図っていきたいと考えております。

また、図書館への配置につきましても、こちらのほうは実際に手に取って見れるということになりますので、前向きに設置したいと考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

広報でも、それから図書館に置いていただくのでも、大変前向きなご答弁をいただきました。教科書もとっても、絵や図形やいろいろな、見て「ああ」と思うので、ぜひ町民の皆さんにも手に取ってもらう機会を得て、地域みんなで立志科というものを大事にして、子供たちを育てようという思いがあればいいなと思って、ちょっとその思いが強かったものですから、提案させていただきました。なお、議会の図書コーナーには教科書が置いていますので、役場の皆さんもよかったら御覧になってください。

終わりに、一言述べさせていただきます。今回の質問は、前回のほかの議員の一般質問でしたが、教育行政についての教育長の答弁において、立志科において、地域人

材の協力を得ながら教育活動に厚みを持たせたい、人材バンクの構想があるということ伺い、立志科を地域とともに学びをつくる取組として進めていくには、町民の皆さんにも、地域人材の大切さからも、立志科というものをさらに周知を深めてもらいたいと思ったところから質問に至りました。変化の続く時代を生きることになる子供たち、こんな時代だからこそ、立志科という教育が光ってくるものと私は考えます。AIを使いこなす力はますます必要になりますが、人の生きる力も問われる時代となるのではないのでしょうか。教育長より学校づくり、人づくりについて、深い、詳しいお考えを伺うことができました。先ほどの教育長の答弁の中にもありましたが、「人は、人を浴びて人になる」と話され、大きくうなずきました。私も、子供たちはいろいろな大人の人と接することでコミュニケーション能力が高まるものと実感しています。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

<11番 久慈 聡議員>

1. 三戸中央病院の運営体制と今後の地域医療のあり方について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

11番、久慈聡議員。

○11番（久慈 聡君）

それでは、私の質問をさせていただきます。三戸町の中央病院において、経営強化プランに基づく改革が進められていると思いますが、その取組が計画どおり進んでいるのか、また地域住民が安心して医療を受けられる体制が維持されているのかを確認することは、病院設置者である町として重要な責任であると考えます。そこで、今回は、地域医療の現状と今後の方向性、さらには町が進める各種施策の成果と課題について確認するために、質問させていただきたいと思っています。執行部の皆様におかれましては、誠実で明瞭な答弁をお願い申し上げ、私の一般質問に入らせていただきます。

これまで数回にわたり、三戸中央病院の経営及び運営状況に関して一般質問を通じて確認するとともに、町が病院経営をどのように考え、地域医療を維持していくのかについて、町長の考えを含め、答弁をいただきました。病院経営を取り巻く環境は、人口減少や医療従事者不足、物価高騰、医療需要の変化などにより、年々厳しさを増しています。限られた医療資源の中で、持続可能な経営体制や効率的な組織運営と医療サービスの両立をどのように図っていくかが重要な課題となっています。さらに、入院患者、外来患者に対して、充実したサービスも重要な課題の一つであります。高齢化の進行や医療的ケアを必要とする方々の支援など、地域医療が担う役割の多様化とともに、三戸中央病院においても、地域のニーズに応じた運営体制の再構築が求められています。

さらに、昨年12月8日に発生したマグニチュード7.5の地震や本年4月20日のマグニチュード7.7の地震、そしてその後発令されました北海道・三陸沖後発地震注意情報など、大規模災害への懸念が高まっております。4月27日には注意情報は解除されたものの、災害リスクそのものがなくなっていったわけではなく、医療機関においては

平時からの備えや対応体制の構築が極めて重要であると考えています。これらを踏まえ、三戸中央病院における経営の在り方、組織運営、防災対応及び日々変化する医療ニーズへの対応など、今後の地域医療の在り方について、5点伺います。

医療体制確保とオンライン診療について。

病院の運営組織体制について。

災害発生時における医療提供体制について。

医療的ケア児・者への支援体制について。

三戸中央病院経営強化プランの実施状況について。

○町長（沼澤 修二君）

久慈議員からの三戸中央病院の運営体制と今後の地域医療の在り方についての5点の質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の医療体制確保とオンライン診療についてでございますが、三戸中央病院では、総合診療科、内科、整形外科の3つの常勤科による外来、入院診療及び非常勤10科による外来診療に加え、24時間体制の二次救急、僻地巡回診療、訪問診療など、各種医療サービスを提供しております。現在通常の外来診療は、対面診療であります。本年4月13日から、弘前大学医学部附属病院のご協力によりまして、人工透析の管理について、専門医による遠隔診療支援が開始されたところであります。また、今年度は、僻地巡回診療及び訪問診療の遠隔診療に活用できる機材を整備することとしております。今後もオンライン診療を含め、必要な医療提供体制の確保に努めてまいります。

次に、2点目の病院の運営組織体制についてでございますが、病院運営に当たりましては、院長、在宅医療センター長、副院長、総看護師長、事務長で組織する管理会議を毎月開催し、経営状況を共有するとともに、各種課題について協議を行っております。管理会議の内容は、医師、師長以上の看護師、各部署の所属長、班長級以上の事務職員で構成する運営連絡会議で共有し、課題解決方法等を協議、決定した後に、全職員に伝え、業務に反映しているところでございます。

次に、3点目の災害発生時における医療提供体制についてでございますが、診療体制に影響が生じる災害といたしましては、地震災害、水害、火災、感染症の拡大が想定されることから、それぞれの災害に係る対応マニュアルを整備し、有事の際に必要な医療提供体制を維持できるよう、日頃から体制を整えております。近年、災害は激甚化、頻発化していることから、引き続き災害への備えを充実させてまいります。

次に、4点目の医療的ケア児・者への支援体制についてでございますが、児童につきましては現在受入れは行っておりません。子供以外で三戸中央病院をかかりつけとしている医療的ケアを必要とされる方につきましては、在宅管理の開始時に機器の使い方などを説明するほか、定期受診の際に在宅での状況を確認するとともに、指導を行うなど、必要な支援を実施しているところでございます。

最後に、5点目の三戸中央病院経営強化プランの実施状況についてでございますが、経営強化プランは、医療従事者不足や人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化など、厳しい経営環境下においても、持続可能な医療提供体制を確保していくことを目的に、令和5年度から令和9年度までを計画期間として策定したもので、患者数や経営指標の設定、役割・機能の最適化や組織、体制、マネジメントの強化に向けた各種取組について計画しております。その進捗状況につきましては、随時管理するとともに、年1回全体的な評価を行っておりますが、厳しい経営状況を反映し、計画値との乖離が見られるところであります。令和6年度においては、自治体病院の約9割が経

常赤字となり、令和7年度におきましても、赤字病院数の拡大が見込まれるなど、全国的に病院経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況でございますが、今後も経営の強化に努め、地域医療を維持してまいります。

○11番（久慈 聡君）

最初に、再質問に関してですが、5点の項目に関して、重なる部分もあるのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

まず、最初の再質ですが、医師不足の対策として、医療体制確保とオンライン診療についての1つ目の質問に対して行います。医師不足対策及び地域医療維持を目的とした遠隔診療支援、専門医が三戸中央病院の泌尿器科で助言を行う体制をスタートしたばかりなのですが、どのような手順を踏んでこれを拡大していくのか、スケジュールはどうなっているのか。また、県や弘大との、相手があつての遠隔だと思えますから、どのような形で町の課題を捉えているのか、お聞きしたいと思えます。

○病院事務長（松崎 達雄君）

ただいまのご質問でございますが、現在のところ、透析管理について、弘前大学医学部附属病院の専門医が当院の常勤に対して支援を行うということを行っております。今後につきましては、弘前大学医学部附属病院側で診療範囲を広げた場合に、そのときの三戸町の医療需要を踏まえた上で利用範囲を考えてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

町長の答弁からも、今後支援の機器なんかも整備していくというようなこともちょっとありましたけれども、遠隔診療をするに当たって、この整備も含めて、大体費用というのはどれぐらいかかるのかなとか、今ランニングだったりとかというのがもし分かるのであれば、出せなければいいですけれども、大体これぐらいかかるのか、こういうものをかうのですよとかというのがあればお知らせください。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 2時40分）

休 憩

（午後 2時42分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事務長。

○病院事務長（松崎 達雄君）

今年度のオンライン診療に係る整備費用でございますが、現在手元に資料がございませんので、追ってお知らせしたいと思えます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。また、機器なんかを購入するのであれば、後からでもいいので、お知らせください。

では、次の質問に移ります。報道のほうでは、三戸中央病院の常勤医師が専門的な助言を受けられるようにし、透析患者の管理を手厚く行うとありました。この取組は、今後医師体制が変わることを想定した取組なのか。また、弘前大学の専門医からの助言内容はどのようなものだったのか、質的な向上に向けた成果はどのように考えているのか、これをお知らせください。

○病院事務長（松崎 達雄君）

ただいまのご質問についてでございます。診療体制が変わるのかという部分で、これにつきましては、今すぐ変わるものではないということで弘前大学のほうから回答をいただいております。

助言の内容でございますが、患者様の検査結果に基づいて、このような透析管理をしていったほうが良いということで、個別のケースについて助言をいただいております。現在のところ、透析につきましては週1回、専門医が管理しているところでございますが、その他月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、土曜日につきましては常勤医の管理となっております。専門医が少ないことから、透析の管理について専門医から助言をいただけるということで、効果はあるものと思っています。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

では、次に移ります。経営強化プランでは、医療機能の維持と強化を掲げているのですけれども、遠隔診療支援を受けることは医者確保までの暫定なのか、それとも将来的に病院の経営モデルとして位置づけていくのか、この辺はどうお考えでしょうか。

○病院事務長（松崎 達雄君）

今回のオンライン診療ということでございますけれども、まず三戸中央病院の現在の役割につきましては、かかりつけ医として診療を行い、必要に応じて専門や高度医療機関に紹介するものとなっております。オンライン診療を今後広げていくかという部分でございますけれども、他医療機関と調整を行いながら、必要に応じてその辺りを考慮していくということでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

それでは、今後こういったモデルを増やしていく可能性もあるというふうな解釈でよかったのかなと解釈しますけれども、それでよろしいでしょうか。

○病院事務長（松崎 達雄君）

増やすということで明確に現在方向性を示すものではなく、他医療機関との調整を行いながら、今後の医療需要を踏まえて考えていくということでございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

では、ほかに医師不足だったりとか、非常勤医師による診療日数が縮小したりとか、

患者の受入れの制限があったりとか、何かそういった影響が出ているような診療科というのはございますか。

○病院事務長（松崎 達雄君）

医師不足に伴う診療日数の減等、現在のところは出ておりません。
以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

泌尿器科が非常勤医師体制であったために遠隔というのは分かりますし、オンラインというのを今後状況によって活用していくということだと思っておりますけれども、常勤医師や、そういった現在の状況を基に鑑みたときに、町としてはどのような形で評価しているのですか。今の状況で満足はしていないと思うのですが、今の現在の状況に対してどのように評価しているのか、今後に向けての状況を鑑みた状態で回答ください。

○病院事務長（松崎 達雄君）

現在の医師数の状況でございますが、医療法上の必要数は満たしているものでございます。今後でございますが、人口減少、少子高齢化に伴い、医療従事者、ドクターを含めて、この確保というものが非常に厳しい状況になっていくものとされております。今後につきましては、他医療機関との役割分担等を含めて、在り方というものを考えていかなければならないということで考えております。
以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

人口減少やそういう形になって医師も不足していくでしょうし、専門外来の医者も不足していくということの対応で、遠隔診療を活用していったほうがいいのではないかなと私は考えているのですが、それには簡単にはいかないということもあると思うのですが、こういった形で医師の確保に向けての取組として、大学の医局だったりとか、関係機関について、今現在どのような連携を取っているのか。今後に向けて、医師が高齢化していく、退職リスクが含まれているという状況下になっている中で、どのような形で次年度に向けての計画を立てているのか、そういったところをお知らせください。

○病院事務長（松崎 達雄君）

医師確保に向けての取組ということだと思います。現在のところでございますが、派遣元に対して派遣の継続というものをお願いしている状況でございます。
以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問に私からもお答え申し上げます。

今後の関係機関との連携の在り方というところで言えば、これまで行ってまいりました遠隔診療、透析の専門医による遠隔診療支援でございます。これは、弘前大学附属病院と今はやっておりますけれども、その間に入ってくださっているのが、青森県立中央病院の事業管理者である____管理者がおられます。この____管理者が当時は弘前大学附属病院におられたということで、そのご縁でつながったものでございます。

引き続き、____事業管理者のところには毎年ご挨拶に伺っておりますし、必要であれば私もいつも立ち寄っております。弘前大学附属病院は、____学長の下、大学病院長は当時は____先生、三戸出身、ゆかりのある____病院長でございました。そのときにしっかりと話をし、支援を依頼申し上げたという経緯がございまして、今がございします。先般透析医療が開始されましたときに、今後少しずつできるかについては可能性を考えていきたいと思いますというお話はいただいております。ただ、やはり大学病院も専門医、昔の医局のようにスタッフを抱えていないということがございしますので、そもそも遠隔診療に当たる医者も少なくなっているという中で、できることとしたら何があるのかというところを今探っているところでございします。

今後、透析の専門医による診療支援だけではなくて、でき得る支援を受けていきたいなと思っておりました。直接的な専門家について、直接患者が遠隔で診療を受けるということはまだまだ実現は難しいというところで、やはり必要な科につなぐために、三戸中央病院としては総合診療医を、しっかりその役割を果たしてもらって、必要な専門医療機関につないでいくという立ち位置でこれからも運営していきたいというふうに考えております。

以上でございします。

○11番（久慈 聡君）

先に話されてしまったので、何とも言えなくなってしまうのですが、実際最終的にはやっぱりオンライン診療に持っていければなという解釈だったのです。ちょっと話はあれなのですが、話を1回戻して、まずは了解しました。

別の話なのですが、今完全予約制診療という形になっている科があるのです、完全予約制の診療。整形、循環とか、脳神経科、脊髄、脊椎の神経科、メンタルヘルス科があります。これ整形とか循環器は、急な発症というのがあるかと思うのです。そのときの対処方法というのはどうなっているのかなと。全て完全予約診療でなければ駄目なのか、その辺ちょっとお伺いしたいのです。

○病院事務長（松崎 達雄君）

急な発症ということでございしますけれども、救急車対応ということであれば、救急隊のほうである程度トリアージがなされると。あと、こちらのほうに来たということであれば、総合診療科のほうでトリアージして、三戸中央病院のほうで対応できなければ、すぐに高度医療機関のほうに紹介していくという形になろうかと思います。

以上でございします。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。一応イレギュラーな場合は対応しているというふうな形で解釈いたします。基本的にいろいろとオンライン診療だったりとかを組み合わせた在宅医療だったりとか、訪問医療だったりとかを組み合わせてもらえればなというふうな形で解釈をしているのですが、まだ先だということなので、なかなか難しいのかなと思いました。

今回、遠隔診療の支援の導入を単なる医師不足対策ではなくて、今後三戸町における地域医療の在り方を考える重要な転換期であるというふうに私は捉えていまして、現在弘前大学附属病院の専門医による遠隔診療支援を受けながら透析患者の管理を行っているのですが、本質的な問題は、人口減少や医師不足が進む中で、将来にわたり地域医療をどのように維持していくかというところの点は、これは町長が話しされた

ところと同じなのかなと思います。三戸中央病院の経営強化プランにおいても、医療機能の維持、強化が掲げられていますけれども、医師の確保のみならず、ICTの活用や医療機器同士の連携、強化など、新たな医療提供体制を構築していかなければいけないのではないかなと。そうでなければ、維持が難しくなるのではないかなというふうに感じています。このため、今回の遠隔診療の支援が一時的な補完策なのか、それとも将来的な地域医療を支えるための新しいモデルとして位置づけるのか、またさらなるサービス提供をしていくために、確認させてもらいました。今後、さらに患者に対してのオンライン診療を進めていくような変化をしていただけるように、ちょっと難しいということをおっしゃいましたが、そういう方向性で考えていただければなというふうに思います。医師不足に対しての対応なんかも、できていくのかなと思います。課題としては、年配の方々への対応が難しいということもありますけれども、そういった部分、対応してもらえればなというふうに思います。

では、次の質問にいたします。前の会議で町長のほうからはクレームは宝だと、病院の件で話されていました。すぐに改善できるものはやりますよと、多角的に託されたチームに関しても改善していきますよと、そして皆さんから三戸病院を使ってほしいですよと、三病の火を消さないようにいきたいということをお話されていたと思います。私も前回話し方、上から目線の部分だったとか、そういった部分でいろいろ話したときに、研修をされたという答弁がありました。令和7年度は、4月25日から5月2日、9月26日から30日までの間で8回ということでした。これに関してちょっと追加で質問させてもらいたいのですが、研修の対象者はどの科で、8名ということですが、どのような形で研修を受けたのか、それは改善されているのか、それをどう評価しているのかということをお伺いします。

○病院事務長（松崎 達雄君）

まず、研修の対象者でございますが、8回は同じものを行っております。これにつきましては、全職員を対象として行い、当日参加できない方につきましては資料を配付し、またその資料を基にレポートというものがございますので、そちらのほうを出していただくような対応をしております。

それに対する改善の状況ということでございますが、接遇の改善につきましては、過去から研修等取り組んできております。3月議会においても答弁させていただいているところでございますが、過去から比べますと、不満というか、クレームというものは少し減少傾向、また好意的な意見については増加傾向ということで感じております。一定数の効果はあるのであらうと感じております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

同じような回答をいただきましたけれども、でもまだ私のほうにはやっぱり待ち時間、外来の時間が長いよということでのクレームが入ってきています。接遇に関しての評価もそうですけれども、研修が終わった後に必ず評価、PDCAを回さなければならないと思うのですが、その評価としてはどのような形で病院さんは行っているのかなということ。私のほうには、そういったまだ時間がかかっているよということで話がされます。例えば入院患者や家族の医療だったとか、接遇の対応だったり、サービスの向上についての具体的な成果の指標とか、そういったものというのはいかがでしょうか。そして、どのようにそれを評価しているのか。もしあればお伺いします。

○病院事務長（松崎 達雄君）

研修の効果及びその指標ということでございますが、現在のところ指標というものは設けておりません。指標というものが無いので、それに対する効果測定というか、評価も行っていないところでございますが、ある程度職員のほうに浸透し、それを基に好感度というか、好意的な意見が増えているのではないかと考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。一応教育した場合には必ず評価するような形を、何がしかの評価をするべきなのかなと思って、最終的に結果オーライだったからよかったということではなく、きちんと評価をしていただきたいなと思います。もし次の形であるのであればお願いします。

病院によって、短期、中期、長期的な課題であったりとか、医療、経営、事務のいろいろな課題が、様々な課題があると思います。病院の運営上、最大の課題となるものは何であると考えているのか。また、課題解決のために職員一丸での取組が必要と考えるのですけれども、その手法についてどのように考えているのか、考え方をお知らせください。

○病院事務長（松崎 達雄君）

最大の課題ということでございますが、所属によってそれぞれ最大の課題というのが異なろうと思っております。事務からいきますと、経営、患者数であったり、あるいは職員の採用という部分が最大の課題かと考えております。経営につきましては、町長答弁がありましたとおり、管理会議で情報共有、あるいは課題を検討するとともに、運営連絡会議で三病全体で情報共有しているという状況でございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

それでは、ちょっと形を変えて、いろいろな問題があるのに対しての解決というのがされていると思います。その問題点に関して、病院内で事業をしていれば必ずあると思うのですけれども、そういったものが、問題点だったというところがヒヤリ・ハットだったとかという形になっていくのかなというふうに思います。病院内でのヒヤリ・ハットとか、そういったものがなければ、逆に潜在的リスクが隠蔽されていると、危険な状態であるという形になるかと思うのですけれども、医療現場と事務部門、それから意思疎通の不足によるヒヤリ・ハット、こういったものがどれぐらい発生しているのか。もしくは、発生しているのであれば、そういった事例だったとか、それに対しての対策、改善事案など、何かありますでしょうか。

○病院事務長（松崎 達雄君）

ヒヤリ・ハットにつきましては、インシデントレポートということで、各所属で出しているところでございますが、事務と、あるいは他部局との意思疎通のそごに要するというものについては、今現在手元に資料はございませんが、何かかしかの問題は発生しているとは思いますが、今こういったものということで、具体的なものはちょっと手元にはございません。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ヒヤリ・ハットがあるというのであれば、それに対してどういった対策をしているのかというのは、後ででもいいので、こんな感じでやっているよというのをお知らせいただければと思います。それが町長が一番最初に答弁したような形の会議の中で、上からトップダウンするような形で、きちんとされているのであればいいのですが、その辺の管理がどうなっているのかなというのをちょっと確認したいなと思っていました。

では、次に行きます。患者や家族から寄せられる意見、クレームの件を今回話しするのですけれども、苦情はどのように把握して、改善へつなげているのかという形で、前回の議会で確認させていただきました。町長が答弁したということは先ほど話ししましたけれども、三戸から病院の火を消さないようにクレーム改善を行うよという形で答弁してもらっています。町長は、三戸中央病院の事務長を経験し、多くの改善や対策、人材育成を行い、黒字にするために手腕を発揮してきたと私は捉えています。しかし、昨年から現在にかけての私の耳に入ってきているクレーム、本当なのかなというふうな情報が結構あるので、話させていただきます。

1つ目は、入院させてもらえないです。特に大きなクレームであって、夜間や救急で診察を受け、親の状態がいつもと違うことから、付き添っていた家族からも説明をして、心配で入院させてほしいと懇願しても、診察の薬や処方のみで帰されたと。その後、再度通院し、状況を説明しても同じ薬を処方され、2週間後、体重が落ち、病状が変わらないため、再度通院して説明したと。また同じ薬を処方されて、さらに体重が落ちて、通院したが、同じ対応と。紹介状を書いてもらうことも言葉にできなかったもので、ほかの病院へ何とか通院したと。現在その方は重篤という形で聞いております。

2つ目は、退院させられたです。これは2件です。1件目が、入院中、家族は付添いや手続のためなどで職場を休み、対応をしていたのですが、退院の日が急に決まって、職場を休むことが難しいため、1日延ばせないかと相談したところ駄目だったと。家庭環境の問題であるけれども、どうしてもできないのかと。その後非常に休みづらくなって、子供のイベントにも行けなくなりましたよと。2件目は、入院して体調がやっと整ってきたのか、少しずつ食事ができるようになってきた。しかし、退院しても、自分で食事を作って食べるまでいかないのではないかと、せめてあと2日ぐらい入院させてもらえないかと、この要望も却下されたと。

3つ目です。急な体調不良で動けなくなった政治の関係者が病院に電話して状況を説明、今向かわせる旨を話ししました。一旦受け入れるということになって、電話を切ったのですが、その後、看護師から体調不良の本人に電話連絡があり、受入れできませんと。再度関係者が病院に連絡したところ、_____が原因でした。救急車を呼ぶことを伝えたと、それだったら救急車を呼びますよと伝えたと、受入れが可能に変更と。

私のほうに入ってきた情報は、このような形の情報です。経営会議では収益向上が議論されているにもかかわらず、現場では入院を断るなど、経営方針と矛盾した対応が取られている。医療行為に関しては、この場で議論することはできません。しかし、経営方針と相反する対応ではなかったのかと。患者目線から見ると、非常に大きな問題であると私は考えるのですが、先ほど来事務と現場だったりとか、そういった話をさせていただいた背景はここにあります。このことに関してどのようにお考えでしょ

うか。

○病院事務長（松崎 達雄君）

まず、医療につきまして、医療の専門職ではございませんので、ちょっと議論というものはできませんけれども、入退院の判断につきましては、医師が医療判断の中で行っているものかと思います。その中で、入院できなかった、あるいは退院できなかったというものは、医師の判断の中で行われているものでございまして、これが入院すれば当然経営は上向くとはいったものの、その方の体調次第でそれが入院に値するものなのかどうかと。それは公立の医療機関として、不要と言っているかどうかは分かりませんが、そのときの状態で入院が必要ないという方を適宜退院させるというのは、医療保険上、当然のことではないかと思っております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

医療のことを聞いているわけではなくて、医療判断に関して私は文句を言っているわけではないです。文句と言ったら語弊があるかな。そういうことを言っているわけではなくて、経営の考え方とやっぱり現状が違っているよということを理解していただいて、それに関して今後どういうふうに考えていただくか、どういう対応をしているのかということを知りたいなと思っております。もしその件があれば。

○病院事務長（松崎 達雄君）

経営の判断、あるいは経営状況というものにつきましては、管理会議の中で情報共有あるいは検討し、また運営連絡会議の中でも情報共有しております。その中において、先日も医師のほうからこういった補助金がある、あるいはリハビリのほうからも今回の診療報酬の改定に伴ってこういうことをしたいというような意見も出ております。その中で、院内で経営を当然上向けていくということについては、全職員考えているということではあります。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

こういったクレームがあるということは認識していただきまして、今後につなげていただきたいというふうに思います。

患者は意思を自ら伝えて、またその家族は患者の意思を代弁したり、家族の状況を説明することがあります。しかし、このようなクレームが私のところに来るということは、氷山の一角なのではないかなと感じています。この対応を病院設置者である三戸町が放置すべきではないと私は思います。医療や福祉の現場において、患者や利用者の意思を尊重するということを代表的な専門用語で、概念で、意思決定支援という言葉があります。また、患者はどの治療をどのように受けるかを自分で決める権利、自己決定権があります。これをインフォームド・コンセントと言います。この2つの言葉は、患者が意思を表示し、患者が納得しなければなりません。三戸中央病院の医師は、そのことを行っていると思います。ただ、病院経営及び運営に関しては、非常に重要かつ基本的な部分である医療サービスの提供について、改めて足元をしっかりとしていく必要があるというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○病院事務長（松崎 達雄君）

そのような意見があるということにつきましては、受け止めてまいりました。院内のほうでも、改めてそのような意見があるということでお伝えをしまいたいと思います。病院としても努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

私は、この三戸中央病院が地域医療を支える病院として今後も存続していくためには、医師の確保や設備整備だけではなくて、病院の組織そのものが円滑に機能しているかを検証することが重要なのではないかなと考えています。前回の一般質問でも、家族から寄せられた苦情や意見に対する項目に関して、町長のほうでは前向きに考えていくよと、三戸の病院として信頼される病院を目指すよということを言ってくれたと思います。だからこそ、こういった声を聞くと、非常に悲しいなというところもあるのですけれども、でもその後、入院させてもらえなかったと、十分な説明を受けられなかったと、これは患者さんの意見なので、100%正しいということではないかもしれないです。ただ、それは、そういう形で患者さんが思ったということは、そう思わせたという責任はあるということです。こういった部分が病院内のほうに相談として行かなかったということの現実があるということを理解していただいて、善処してもらいたいと思いますし、なおかつ医療現場に対しては、医学的な判断というのがあって、病状に応じた対応をすると、これは理解しています。ただ、家族や患者が不安や不満を抱えたまま病院を離れていくというのは、医療技術の問題だけではなくて、説明責任や、意思決定支援や組織としての対応に問題があるのかなというところも考えてしまいます。

個人的に私が推察すると、やっぱり病院の組織の経営問題として、医師と経営層の連携が不足しているのではないかなだったりとか、入院あるいは外来患者に対する対応に問題が発生したときの責任の所在がどこにあるのだろうかだったりとか、改善策の検証が十分なのかなというふうに感じています。経営会議等で議論され、トップダウンしている方針の部分だったりとか、現場対応との間に認識の差が生まれているのではないかなとも感じます。三戸中央病院は町立病院であって、設置者は三戸町です。だからこそ、三戸町にいる患者や家族の声を組織としてどのように受け止めて改善していくか、これを町として確認をし続ける必要があるのではないかなというふうに思います。患者本位の病院運営が実施され、また病院組織がその理念を実現して、町民が安心して利用できる病院にしていきたいとお願ひしまして、次の質問に入りたいと思います。

B C Pに関してです。病院のB C Pは、現在どのような形で整備されているのか。また、B C Pが改定されたとすれば、どのくらいの時期にどのような変更があったのか、もし分かればお知らせください。

○病院事務長（松崎 達雄君）

三戸中央病院における、まず災害に対する計画でございますが、火災、地震、水害、あとは在宅医療の継続のための計画というもので、自然災害の場合、感染症発生の場合というものの計画がございます。火災、地震、水害につきましては、少し古い時期になっておりまして、在宅医療の継続のための計画は近年つくられたものでございます。火災、地震のマニュアルにつきましては、過年度に数回更新されているものでございます。水害及び在宅医療の継続のための計画につきましては、改定はなされておられません。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

すみません、ありがとうございます。分かりました。

それでは、地震や停電発生時における非常電源の稼働時間だったりとか、医療ガス、給水設備、燃料備蓄、また長期間のインフラの停止に対応なのかどうか、この辺は分かかりますか。分かる範囲でいいです。

○病院事務長（松崎 達雄君）

まず、非常電源と燃料備蓄でございますが、災害時の電源確保につきましては自家用発電機を設置しております。こちらの自家用発電機でございますが、病院の計画690、消費電力358に対して271キロワットとなっており、通常使用の70％となっております。燃料につきましては、そのときの燃料の残量によりますが、おおむね1週間から2週間程度の確保という状況でございます。

医療ガス、給水設備につきましては、まず医療ガスにつきましては、三戸中央病院で使用する医療ガスは酸素ガス、炭酸ガス及び窒素ガスとなっております。酸素ガスにつきましては、患者移送用の酸素ボンベ及び専用の酸素タンクとなっております。酸素ボンベにつきましては、0.5リットルボンベを8本常備し、1日1本消費として約1週間分としております。専用のタンクにつきましては、常時1,500リッターを目安に補充するようにしておりまして、1日平均50リットル利用として約30日分の確保としております。炭酸ガスにつきましては内視鏡検査、窒素ガスにつきましては皮膚科での冷凍手術用ということで、こちらにつきましては災害用とは別かなと思っています。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。透析関係では、必要なもの、継続医療的なものはないのでしょうか。

○病院事務長（松崎 達雄君）

まず、透析についてでございますが、自家用発電機で透析用の機器は稼働することになっております。透析用の薬品と水の供給があれば、透析の継続が可能でございます。

オンライン診療の機器でございますが、概算でございます。機器の導入費が約170万円、ランニングコストにつきましては月額約3万円というところでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。ありがとうございます。

災害時なのですけれども、継続医療患者を優先搬送する基準だったりとか、近隣の消防、福祉施設との連携は取れているのですか。それを確認します。

○病院事務長（松崎 達雄君）

継続医療患者につきましては、まずそのときの状況によりますが、かかりつけとしている科目のほうでフォローを行っていく形になろうかと思えます。また、必要に応じて入院、レスパイト等の受入れの調整を行っていく形かと思えます。

近隣の医療施設、または介護施設との連携でございますが、災害の規模にもよりますが、まず病院側のほうで連携を取りながら、また必要に応じて国、県のほうに協力を要請していく形になろうかと思えます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

担当看護師がやることというふうなルールが決まっているのかな。その辺の確認は後でしてください。だとするとちょっと心配なので。

それから、福祉施設の連携だったりとか、そういった部分に関してはどうなのでしょう。在宅医療事業所だったり、福祉施設だったりとか、情報共有だったりとか、そういった連携するような状態にあるのかどうかお伺いします。

○病院事務長（松崎 達雄君）

施設となりますと、まず訪問という形になろうかと思えます。訪問につきましては、連携室等を通して常に情報の連携を取っておりますので、災害時も同様の形になろうかと思えます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

訪問というか、災害になった場合の状況で、どのようなルールとなって決まっているのかなというところが、BCPの中に網羅されているかなということが聞きたかったのだけれども、でもその辺を確認してもらえればいいです。

近年、能登半島の地震をはじめ、4月には北海道・三陸沖後発地震注意情報が発令されるなど、大規模災害への備えが改めて重要視されて、認識されているというところでは、気象庁のほうでは、線状降水帯に関する半日前の予測情報だったりとか、本年5月28日からは新防災気象情報の開始など、新たな防災気象情報の運用が進められて、国全体が防災、発災後の対応から事前の備えという考え方に変えているという状況です。近隣自治体においても、防災計画の見直しやBCPの強化、福祉施設や医療関係との連携強化が進められていると。実際に災害が起きたときに、三戸中央病院がどの程度の医療機能を維持できるかについては、今私が質問しましたけれども、町民に十分に伝わっているかということは少ないのかなと、伝わっていないのではないかなというふうに感じます。特に透析患者の方だったりとか、在宅酸素利用者だったりとか、医療的ケア児・者だったりとか、継続的な医療が必要な方々にとっては、停電や断水、交通遮断により医療提供が途絶えることが生命に直結するという問題があります。そのため、BCPの整備や非常用の電源、医療ガス、医療品の備蓄だけではなくて、安否確認だったりとか、広域搬送だったりとか、関係機関との連携体制までを含めて検証する必要があるのではないかなというふうに考えますので、ぜひ見直しを考えていただければなというふうに思います。

では、次の4つ目の質問に移ります。医療的ケア児が生まれた場合、三戸町で安心して育てることができるのか、その環境が三戸町に整備されているのか、さらに人的教育や資源の共有と連携が取れているのか、全体の形で再質問させていただきたいと思えます。医療的ケア児・者のことを医ケアと略すかもしれませんので、ご承知願います。まず、三戸町に医療的ケア児・者がいらっしゃるかどうかの確認をします。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいまの医療的ケア児・者の数でございます。現在在宅で医療ケアを必要としている児、こちらは在宅の場合はゼロです。施設入所の方、これは2名いらっしゃいます。八戸病院とはまなす医療療育センターですか、八戸にありますけれども、こちらに入所している方は2名となります。またあと、一般といいますか、医療的ケア者といいますと、18歳から65歳以上までありますけれども、204名ほどというふうなことで数字としては確認してございます。

○11番（久慈 聡君）

これまで医療的なケア児や者の診察に対して、受診だったりとかも含めまして、制限があったりとか、できなかった事例などあるのかどうか。また、三戸中央病院が医療的ケア児を受けることができるのかどうか。この2点お伺いします。

○病院事務長（松崎 達雄君）

医療的ケア児を三戸中央病院のほうで受け入れられるのかどうかということで、今現在受入れを行っておりません。小児科医が常勤でいないということもあり、今後なかなか難しいものと思っております。

（「者のほうは」と言う者あり）

○病院事務長（松崎 達雄君）

その方が者かどうかという部分はありますけれども、在宅のほうで医療的ケアを必要とする方について、内科的な疾患ということであれば現在も受入れしております。以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。では、問題として、者で対応できなかったことはないよという形で解釈します。

地域で医療的ケア児を支えていかなければならないというような形になっていると思うのですが、これに関して、児のほうは受け入れていないということです。者に関しては、特に問題なく受け入れられているという形で私は解釈したのですが、その中で、将来的な形で外来の対応だったり、短期の受入れだったりとか、そういったことを病院内で体制づくりするということは考えられるでしょうか。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩いたします。

（午後 3時30分）

休 憩

（午後 3時30分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事務長。

○病院事務長（松崎 達雄君）

者につきましては、今現在内科、総合診療科のほうで受入れしておりますので、三戸中央病院のほうでケアできるような方であれば受入れのほうを行っていくと。入院ということでございますが、恐らくレスパイトという形の質問かと思います。レスパイトにつきましても、そのときの必要性、またそのときの受入れ態勢によって調整のほうは図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

児のほうはちょっと難しいということなので、児に関しては外して、者について話します。町において、緊急時における医療的ケアの方の受入れ態勢だったりとか、もしくは八戸の市民病院だったりとか、県立病院だったりとかの連携というのはどのような形になっているのかお知らせください。

○病院事務長（松崎 達雄君）

緊急時の高度医療機関への受入れ調整ということですので、通常の緊急の調整という形になろうかと思っています。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。救急対応と同じ形ということでもいいのかな。分かりました。

それでは、町としてのほうにちょっと質問を変えていきます。医療的ケア児・者を抱える家族から、どのような相談や要望が寄せられていて、どういう情報があるかというのを町のほうで認識していますか。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

医療的ケア児のほうに関してでございます。直接相談というふうな形ではあんまりないのですが、親御さん、親の方とかから聞いた話ですと、やはり仕事を休んで行かなければならないだとか、家の中での世話の仕方とか、身の回りのことをどうしていいとか、社会的に活動していくためにどういうふうな弊害といいますか、そういうのがあって、それをクリアするにはどうすればいいのかなというようなお話があったことがございます。それに対しても、今現在町のほうでは医療的ケア児コーディネーターが2名いますけれども、こちらのほう研修を受けてきて、そういう相談に乗るといったこともございますので、そちらで対応して、きちんとした答えを出しているかどうかまでは分かりませんが、相談には応じているというふうな形になると思います。

○11番（久慈 聡君）

家族というのは、一つの世帯で暮らすというのがやっぱり一番なのかなというふうに思っています。その中で問題があった場合に、それができないという形もあります。その中で、学校、病院と連携しながら、学校の教育の中で医療的ケア児も一緒に教育するだったりとか、そういった部分を含めて、今非常に医ケアの問題が大きく問題視されたりとか、新聞報道やテレビでもやられているというふうに感じています。その中で、町が、この三戸町で生まれた方たちをほかのところに、医療機関に依存させなければならない、そこに住んでもらわなければならないというような状況だったりとか

かというのが家族の問題点だったりとかという部分なのかなというふうに感じています。その中で、小児在宅支援だったりとか、レスパイトだったり、訪問看護だったり連携というのが必要になってくるし、またレスパイトの部分だったりとか、緊急体制について私たちは考えていかなければならないのかなというふうに思っているのですけれども、このような形の中で医療と福祉と教育と行政が連携した地域の連携体制を構築していくというか、そういう形をしていかなければならないと思うのですけれども、その件に関してはどのようにお考えでしょうか。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

例えば先ほどの行政、福祉、教育とか医療、こちらの連携ということになります。医療的ケア児支援法というのも制定されてございます。その中でも、学校とか、例えば保育園のほうでも受け入れられるように研修を受けたりとか、そういうようなことをしたほうがいい、支援しましょうというふうな法律もございます。それとあわせて、役場としましては関係部署、こちらのほうで、児といった場合、その子供に対しての情報、どういうふうなケアが必要なのか、学校ではどうなのか、家に帰ってからはどうなのかというふうなところも綿密に情報を共有して、どういう支援ができるのか、こちらのほうを考えていくというふうな形になるかと思います。今現在コーディネーター、役場は2人ですけれども、こちらの研修は2回あります。2年に1回ですね、2回ではなくて。隔年ですけれども、それに対して担当部署だけではなくて、教育だとか、他の部署とかでも必要だと思われる部分には入っていただきたいというふうに考えて、相談に乗れる体制を整備していくというふうな形に持っていきたいと考えてございます。

○健康長寿課長（中村 正君）

私のほうからは、実際現場のほうの情報共有の体制ということでご説明をしたいと思います。

まず、母子の関係でございますけれども、妊娠届出のほうが出た後に、電話相談であるとか、家庭訪問を通じて継続的に状況というのは把握してございまして、保護者の同意がありましたら、医療機関との情報交換も行っているため、例えば出生直後に医療的ケアが必要になった場合には適時把握できている状況でございます。また、乳幼児健診を受けてきた中で、就学に当たり心配な子供の情報というものは、保護者の同意を得て、教育委員会のほうに情報提供をしております。難病関係にあっては、保健所からの情報提供、家族からの相談等によりまして把握しておりまして、家庭訪問で実態を確認するなどして、必要な機関に情報提供、入手したりする体制のほうはできていると考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。医ケアが三戸町で生まれたら、ではどうするのというところを聞きたいなと思っていたところが今の答弁で少し分かりました。生まれる前のところからケアしているよというところなのかなと思います。

その中で、今後、今現在は努力義務であって、医療的ケア児の支援というのは、法改正によって自治体の責務という方向が示されています。これによって、学校に対してだったりとか、学校に対しての看護師配置だったりとか、医療的ケア児支援センターの配置が求められて、対象年齢も18歳未満から成人も含めた形で、切れ目のない支

援に拡大されていくという形になっていくかと思います。町としては、この法改正に伴っていくに当たって、事前準備としてコーディネーターを2名採ったのかなというふうに思いますけれども、含めて、今後どのような形で考えていくのか、この支援体制についてどのような形で準備していくのかというのを伺いたいと思います。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいま久慈議員からありましたように、法改正もございました。例えば医療的ケア児支援センター、こちらの設置ですけれども、今現在青森県で1つ、青森市にあります。法改正によっては、都道府県や指定都市、中核市に加え、その業務内容をつける協議会も設置できるとなっております。協議会まで設置できればよろしいかと思いますが、今現在は八戸圏域の協議会、こちらのほうで、医療ケア児のほうに対してどういふような支援ができるかという協議会を設置して、各関係市町村の担当者等で話し合いをしたりというようなことで進めているという現在でございます。18歳以上から重症心身障害者も対象になるというような法改正もあるように聞いてございますので、改正になったときにはそれに対応できるように、肅々と体制は整備していくという形になるかと考えてございます。

○11番（久慈 聡君）

法改正に伴って、やっぱり町として不足しているところがいっぱいあるのかなというふうに感じているのですけれども、今現在青森県の小児在宅支援センター、これが医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律によって設置されています、これは3年前かな。これは、医師、看護師、ソーシャルワーカー等の多くの職種によって、保育園、学校に対して訪問支援だったりとか、実技指導だったりとか、行政の医療関係との調整とか連携を行って、その子たちに対しての支援をしています。医療的ケアの子供たち含めてですけれども、青森県小児在宅支援センターとの連携強化についてはどのようにお考えでしょうか。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいまの青森県小児在宅支援センター、こちらとの連携ということになります。センターでやっている講習会とかございます。それについても、うちのほうから職員が行って、講習を受けて、研さんを深めてございます。それについてもそうですが、県のほうでも医療的ケア児の圏域のアドバイザーとか、そういうのもあるということで、そちらのほうとも、その先生ともお話をさせていただいたりとか、研修会を通じてお話しさせていただいたりとか、そういうことで、三戸町においても、ケア児は今いませんけれども、これからなった場合、転入とかできる場合もありますので、そういうときにどういふような対応ができるのかなというふうなところの研究等は進めさせていただいてございます。

○11番（久慈 聡君）

医ケアはまだいないのですけれども、いつ生まれてくるか分からないところがあるので。

ちょっと3つ目の質問のところにもかぶるのですけれども、医療的ケア児の災害時の避難計画というのは策定されているのでしょうか。もし策定済みの場合は、概要をお知らせください。

○健康長寿課長（中村 正君）

医療的ケア児・者の災害時の避難計画をつくっているかというご質問でございます。まず、平成25年に災害対策基本法が改正されたことに伴いまして、また三戸町の地域防災計画により災害時に自ら避難することが困難な方の名簿、これを避難行動要支援者名簿と申しますが、この作成が義務化されております。この避難行動要支援者名簿の作成と避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難行動を図る観点から、災害時要支援者避難支援計画というものを個別に作成しているものでございます。この避難支援計画の中には、要支援者の氏名、住所、生年月日、緊急時の連絡先のほか、要支援者の状況、避難誘導、安否確認をする避難支援者の連絡先、避難した場合の特に注意すべきこと、例えば体を動かすときにはここに注意してくださいとか、避難先はどこどこ病院ですとか、注意すべきことなどが書かれておりまして、それに沿って避難計画、行動するわけですが、その時々状況に応じた対応をするということになってございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

避難する場所としては、三戸町で医療的ケア児が入るとしたら、どこが避難場所になるのですか。

○健康長寿課長（中村 正君）

その方の状況によりまして、例えば常時電源が必要な場合であるとか、それでも医療的ケアが継続できる場合というのがその方の状況によって違うと思いますので、一律にここに集まるということではございません。例えば24時間の電源が必要な場合であれば、緊急時の避難先というのは医療機関になっておりますし、集団で集まれる場合であれば、そこの近くの集会所であるとか、どこどこ公民館とか、そういうような形になろうかと思えます。まずは、最寄りの避難場所、指定避難場所になりますが、特別な措置が必要な方というのは医療機関ということになってございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

避難に関してなのですけれども、避難訓練を医療的ケア児がやっているのを、福祉の方かな、八戸でやっているのをテレビとかでもやっているのですけれども、非常に多くの物を持っているというところで、いろんな話を、八戸のほうからの話を聞くと、八戸市では避難の際に、医療的ケア児の一時避難場所、それから2次避難場所へ2回移動するというのをすごく大きな問題視されています。それは、最初から福祉避難所を開設する形で検討できないかというのが要望でした。避難場所があって、それで状況が変わるから福祉避難場所に動かす、2回行かなければならない。大きな荷物を持って、酸素タンクを持って、機器を持って、そのほかに着替えやおむつやら何やらと持っていくと、大体30キロ、40キロになるというようなことで、基本的には最初から福祉避難場所を開設する形ができないかというのが八戸の要望でした。また、命をつなぐケーブルなどが外れないように、部屋を個別に分けるなどの配慮ができないかだったりとか、自家発電に関しては正弦波のインバーターでなければならぬと、これは医療的機器の故障が生じるのですよみたいな、細かいところまでの配慮が必要になってくるのです。リストがあって、それに対してこういう状況だということもあるかもしれないのですけれども、今現在町のほうでは、医療的ケア児のコーディネータ

一が2名いるということでお聞きしました。近隣市町村の情報を収集しながら、避難計画というのかな、こういうところの見直しをすることは可能でしょうか、できませんでしょうか。

○健康長寿課長（中村 正君）

実際にこれまでに医療的ケア者も含めた避難訓練という実施はございませんので、ただし本人や家族の希望であるとか、体調等を十分配慮しなければならないものでございますので、町全体で行って、避難訓練と一緒に参加するというよりは、携わっている人たち、関係機関の方々が集まって、こういうときにはどうしたらいいのだろうかということの情報共有と連携を図って、併せて青森市にある小児在宅支援センターの助言等もいただきながら、どういう支援が必要なのかというところ、そこにコーディネーターも入れて、一緒に整理する機会というのは設ける必要があるのかなというふうには感じております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。話合いの機会をつくっていただければと思います。

その中で、もう一つお願いがあるのですが、医療的ケア児の家族のためのレスパイトケアだったりとか、また緊急時に対応できる施設が、ゼロ歳から64歳までは障害の施設でのみ対応となります。八戸市の資源も少なく、困っているというところ、避難する場所だったりとかですね。医療的ケア者は、特定疾病であれば、40歳になると、医ケアでなくてもそうかもしれませんけれども、特定疾病があれば介護保険が利用できる。このことから、医療的ケア者の場合は介護施設の短期入所の受入れだったりとか、空きがなくても、ないにもかかわらず避難できる設備というか、避難する施設利用ということも検討していただくということは考えていただけるものなのでしょうか。避難の部分も含めてですけれども、ちょっとお伺いします。

○健康長寿課長（中村 正君）

医療的ケア者の介護施設、短期入所施設に避難、直ちにということですね、検討できないかということかと思えます。避難する状況、それが風水害なのか、地震なのか、また住んでいる地域に危害が及ぶおそれがあるとかないとか、そういうことも関わってくるとは思いますが、一つの選択として、短期入所の施設への入所が可能かどうかというところは、先ほど申し上げましたどういう支援が必要なのかというところでの検討になろうかと思えます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

ぜひその検討の課題の中に入れていただきながら、話してもらえればと思います。

では、三戸病院のほうに聞きたいと思えます。八戸市民病院では、4月からレスパイト目的の短期入所を始めたというふうに伺っていますけれども、三戸の病院でもできるといいなと思っているのですけれども、このような取組を進めていくという考えがあるかどうか、お伺いします。

○病院事務長（松崎 達雄君）

ケア者についてでございますが、人工呼吸器をつけている方につきまして、県のほ

うと契約をして、レスパイトの受入れを少し強化するという形にしております。その方につきましても、適宜調整のほうは進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

最後の質問、三戸町の現状、課題をまとめてみると、町内に在宅の医療的ケア児はいないけれども、今後発生した場合には、今の現状では学校、保育所の受入れ環境が整っていないですよと。三戸町では、医療的ケア児・者のコーディネーターを配置することが先行していると、2名いるということなのですが、受け入れる場所が、今事業所等がなくて、八戸しかないということ。施設において、医療的ケア児に対応可能な看護師の配置は、採算性の問題から事業所単独ではちょっと困難で、行政の支援が必要になってきますよと。当事者である親同士のコミュニティが非常に重要な課題なのですよと。在宅医療的ケア児・者ともに、生活するに当たって看護師の訪問が適時受けられていればいいのですけれども、今は者だけですよというところかな。あとは、三戸中央病院においてのショートステイの部分だったりとか、あとは医療、福祉、教育、行政が連携して、医ケア児が生まれたときに体制を構築する必要性があったりとか、災害時の計画も策定してもらいたいなというふうなところが課題なのかなと。合っているかな、そういう感じで私は思っています。

沼澤町長のほうに質問させていただきたいと思います。今医療的ケア児・者への支援体制は、自治体の福祉、また医療、教育の総合力を示す指標の一つだと私は思っているのですけれども、現在三戸町には医療的ケア児・者が少ないというところですよ。だからこそ、今のうちから体制整備を進めていく必要があるのではないかなと。医療的ケア児が生まれてから体制を整えるのでは、また遅いかなと。特に現在の三戸町では、医療的ケア児を受け入れる事業所やレスパイト機能、また専門職の確保だったりとか、災害時避難体制について十分な資源があるとは言えないかなと思っています。また、家族が町外の医療機関や福祉資源に依存せざるを得ないという状況も見受けられます。私は、本来であれば、三戸中央病院が中心となって、青森県の小児在宅支援センター、訪問看護事業所、保育所、学校、福祉事務所、行政機関と連携しながら、地域全体で医療的ケア児・者を支えるネットワークを構築すべきなのではないだろうかなと考えています。

また、さらに平時だけではなく、災害時の体制も重要であって、電源確保や福祉避難所の在り方だったりとか、レスパイトや短期入所の確保など、命を守るための具体的な仕組みを事前に整備しておかなければならないと思っています。私は、医療的ケア児・者の支援を特定の家族の問題として捉えるのではなくて、誰もが安心して子供を産み育てられるまちづくりの一環として位置づけるべきではないかなというふうに考えています。町としてはどのようなお考えでしょうか。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

町として、でき得る限りのことは考えていかなければならないということでございますので、今後研究はしてまいりたいと思っております。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。できる限り挑戦していきながら、事前に対応してもらいたいなとい

うふうに思います。

強化プランのほうに移りたいと思います。強化プランについてですが、経営として、令和6年2月に、5年度から9年度までの5か年を計画しているプランですけれども、地域の中核機能を担っていくことだったりとか、近隣の医療機関との連携、役割を図っていくと、最適化する、経営の黒字化を目指すということになっているかと思います。資金不足比率の改善を図っていくことが必要とも書いてあります。計画年度が来年の9年度までになっていますけれども、これまでの経営支出の状況と資金不足比率の状況がどのように推移しているのか、それに関して伺いたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時57分）

休 憩

（午後 3時58分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事務長。

○病院事務長（松崎 達雄君）

まず、経常収支比率でございますが、両方、令和5年度、6年度のもので申し上げます。経常収支比率でございますが、令和5年度は計画99.8に対して102.6、令和6年度は計画99.8に対して91.1となっております。資金不足比率でございますが、こちらのほうは地方財政法の比率となります。計画5.7に対して1.4、令和6年度、計画4.2に対して実績6.9となっております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

この状況を見て、どのように病院として評価していますでしょうか。

○病院事務長（松崎 達雄君）

経営強化プランのまず進捗というか、そういったことになろうかと思います。新型コロナウイルス感染症の拡大による医療需要の変化、こちらのほうは5類移行後も患者数の回復が鈍いという状況でございます。また、医師、看護師不足、あとは近年の人件費、燃料費の高騰などの影響により、経営指標については非常に厳しい状況であると考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

では、令和6年度の計画した経営強化プランと令和6年度の決算の給与費の数値を比較すると、経営強化プランと決算との差が約1億5,000万円ぐらいあるのですけれども、その理由をお知らせください。

○病院事務長（松崎 達雄君）

令和6年度における職員給与費の差ということで、計画値9億2,317万2,000円に対して、実績9億6,456万円ということで、差引き4,138万8,000円の増ということで評価しております。こちらのほうの増の主なる理由でございますが、令和6年度における給与改定ということで考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

私のほうの数字の確認ミスだったかもしれません。分かりました。

それでは、三戸病院のほうの経営プランについて、単に数字のほうのチェックだけということではいいわけではないのですけれども、これまで質問してきて、医療体制の確保とオンライン診療だったりとか、病院の運営組織体制、それから災害の発生時における医療提供体制だったりとか、そして医療的ケア児・者への支援体制については、それぞれ個別の課題であるものの、根底というのは病院経営の安定と密接に関係しているのではないかなと思っています。医師や看護師などの人材を確保して、患者サービスを向上させ、災害時にも医療機関を維持して、さらには医療的ケア児・者の地域で支える体制を構築していくためには、持続可能な経営基盤が不可欠だと思っています。理念や方針、それを実行するための経営基盤が脆弱だと、地域医療を守ることができないのかなと。

一方で、経営改善のみを優先した結果、医療サービスの低下となることがあればちょっと問題かなと。これは、地域住民が求める病院の姿とはまた異なるものとなると。重要なのは、経営の健全化と地域医療の充実を両立させることであるというふうに考えています。町長も同じような形で考えてはいると思うのですが、医療体制の維持も、組織の改革も、災害対応も、医療的ケア児・者の対応も、全て経営基盤が安定しなければ実現できないということだと思っています。この認識の下、土台となる経営強化プランが本当に機能しているのかなということだったりとか、三戸中央病院を将来にわたって維持していくために十分なのかなというふうに考えた質問でありました。こういった基盤を含めて、今後医療体制だったり、サービスの充実だったりとか、医ケアへの対応だったりとか、災害時の対応をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後4時04分 散会

第4日目 令和8年6月5日（金）

○議事日程

第1 一般質問

松尾 道郎議員 1. 三戸高校の存続及び支援事業等について

五十嵐 淳議員 1. 部活動の地域移行における移動体制と安全管理について

第2 報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(三戸町町税条例の一部を改正する条例)

第3 報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

第4 議案第31号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に
関する条例の一部を改正する条例案

第5 議案第32号 三戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例案

第6 議案第33号 令和8年度三戸町一般会計補正予算（第1号）

第7 議案第34号 令和8年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第8 議案第35号 令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第
1号）

第9 常任委員会の所管事務調査の報告について

・総務文教常任委員会

・民生商工常任委員会

・建設農林常任委員会

第10 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

第11 議員派遣の件

第12 諸般の報告

1. 議長の報告

○追加議事日程

第1 町長提案理由の説明

第2 議案第36号 財産取得について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

1番	五十嵐	淳	君
2番	松尾	道郎	君
3番	柳	圭太	君
4番	小笠原	君男	君
5番	和田	誠	君
6番	山田	将之	君
7番	栗谷川	柳子	君
8番	藤原	文雄	君
9番	番屋	博光	君
10番	千葉	有子	君
11番	久慈	聡	君
12番	澤田	道憲	君

13番 佐々木 和 志 君

14番 竹 原 義 人 君

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説 明 員	三 戸 町 長	沼 澤 修 二 君
委任説明員	副 町 長	本 宿 貴 一 君
	参事（会計課長事務取扱）	武士沢 忠 正 君
	参事（総務課長事務取扱）	太 田 明 雄 君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	極 檀 浩 君
	参事（農林課長事務取扱）	齋 藤 優 君
	健康長寿課長	中 村 正 君
	三戸中央病院事務長	松 崎 達 雄 君
	まちづくり課長	櫻 井 学 君
	税 務 課 長	下 村 太 平 君
	建 設 課 長	北 村 哲 也 君
	農林課鳥獣対策室長	北 村 孝 幸 君
	総務課危機管理室長	佐々木 洋 君
	三戸中央病院事務次長	中 村 義 信 君
	まちづくり課ふるさと納税強化室長	坂 本 猛 君
	総務課財政指導監	古 郡 直 樹 君

○農業委員会事務局

説 明 員	会 長	梅 田 晃 君
委任説明員	事 務 局 長	齋 藤 優 君

○教育委員会事務局

説 明 員	教 育 長	原 寿 君
委任説明員	事 務 局 長	奥 山 昇 吾 君
	事 務 局 次 長	金 子 祐 之 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 畑 淳 一 君
主幹	和 田 学 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

発言の取消し

○議長（竹原 義人君）

ただいま久慈議員から、6月4日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって、_____の部分を取り消したいとの申入れがありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

久慈議員からの発言取消しの申入れを許可することに決定しました。

ただいま町長から、6月4日の久慈議員の一般質問に対する答弁について、削除の申入れがありましたので、発言を許します。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

おはようございます。昨日の久慈議員の一般質問へのお答えの中に、役職名に名字を添えて、_____管理者、_____事業管理者、_____学長、_____先生、_____病院長とお答えした部分があったのですが、当該発言の部分の削除をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。大変ご迷惑をおかけいたしました。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

町長からの発言の削除の申入れを許可することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時02分）

休 憩

（午前10時03分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 一般質問

<2番 松尾 道郎議員>

1. 三戸高校の存続及び支援事業等について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

2番、松尾道郎議員。

○2番（松尾 道郎君）

それでは、私の一般質問通告に従い、一般質問をさせていただきます。

三戸高校の存続及び支援事業等についてであります。地元の高校としての三戸高校は、極めて貴重な存在だと思います。その活躍は、町の活性化に多くの影響を与えております。その魅力づくりのために、数年前より予算措置をして、様々な支援事業を行い、結果として、クリエイティ部などの部活動や地域みらい留学等ですばらしい実績を上げております。このことに関しては、関係各位の努力に敬意を表して、感謝するものであります。しかし、想像以上のスピードで進む少子化の中、今後の県立三戸高校について、次の3点について伺います。

1つ目、三戸高校の存続について、県の考え方に対する認識と町の今後の対応方針について。

2つ目、現在行われている支援事業の今後について。

3つ目、地域みらい留学の今後について。

以上であります。

○町長（沼澤 修二君）

松尾議員からの三戸高校の存続及び支援事業等についての3点のご質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の三戸高校の存続について、県の考え方に対する認識と町の今後の対応方針についてでございますが、三戸高校は、令和5年度から9年度までを期間とする青森県立高等学校教育改革推進計画におきまして、地域校と位置づけられ、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合には、募集停止等に向けて、町と協議することとされてきたところでございます。

このため、地域校の所在する三戸町、鰯ヶ沢町、大間町、六ヶ所村の4町村がそれぞれの地元高校存続と活性化のため組織した地域校立地町村連絡協議会で、私も会長として、令和7年2月と9月の2度にわたり、県教育長に対し、募集停止要件に該当した場合の猶予期間の設定等、停止要件の緩和を求め、要望活動を展開してまいりました。その後、令和7年10月に出された次期計画の基本となる青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針の中に、現行の「地域校制度については解消する」、さらに「地域等と一体となって学校の活性化に取り組む高等学校を配置する」と明記されたところでございます。これは、協議会のこれまでの要望が一定程度受け入れられた成果であるものと認識しております。

また、私と教育長が昨年11月、県教育長から委員を委嘱され、参加しております学校の在り方地区検討委員会の4月24日の会合において、大学や地域、関係機関との連

携等により、特色ある教育活動を推進する新たな学科として、普通科系の高校に、いずれも仮称でございますが、データサイエンス科、未来デザイン科、探究科を設置する案が示されております。県では、この3科のうち、未来デザイン科については事例研究やフィールドワークを行うとともに、自治体と連携した体験的な活動に取り組むなど、地域社会に関する理解と学びが得られる学科とイメージしており、まさに現在の三戸高校にマッチするのではないかと認識しております。仮に当該学科が三戸高校に設置された場合においては、町外からの入学者の増加も期待できるため、今後、県高校、町、地域の関係者で組織される地域協議会におきまして、学校の活性化に向けた方策や学校の在り方について協議してまいります。

次に、2点目の現在行われている支援事業の今後についてでございますが、これまで高校存続と魅力化のため、コーディネーターの配置による人的支援のほか、資格取得、給食の提供、通学・進路達成・部活動への支援、全国募集に係る事業など、各種支援を行ってまいりました。これらの支援は、いずれも一定の成果が得られていることから、さらなる成果が得られるよう、今後も改善を図りながら事業を深化させてまいります。

また、協議会の要望項目として、これまで県の財政支援をお願いしてきたところでございますが、この点は実現には至っておりませんので、今後も引き続き財政面での支援を求めてまいります。

次に、3点目の地域みらい留学の今後についてでございますが、町では令和5年度入学生から地域みらい留学に参画し、令和5年度は2名、6年度は3名、7年度は2名、8年度は3名の合計10名の入学生を受け入れてまいりました。今後も、まずは三戸町、そして近隣市町村からの入学者を定員の半数以上確保するとともに、一定数の地域みらい留学生の受入れができるよう努めてまいります。

○2番（松尾 道郎君）

今の町長の答弁から出てきたキーワードで、地域協議会というのがこれからできるみたいなのですけれども、これまで、例えば募集停止等の判断の材料として、入学者数という絶対的な数値でもって判断して、非常に分かりやすいところがあったのですが、逆に今度この地域協議会の中で、その地域の特性、それから活性化の政策について、ポイントが高ければ存続できるのかな。そんな感じでよろしい……まだ始まっていない会ですから、詳しいことは分からないと思いますが、要は今までみたいな数字でいく絶対的な条件ではなくて、抽象的な、いわゆる活性化の対策とか、地域の特性を生かす方策とかという抽象的なもので判断されるということは、この地域協議会を構成するメンバーによって結論があっち行ったり、こっち行ったりするのかなという気がしております。ただ、最悪、最悪というよりも、あくまでも三戸高校は県立ですので、最終的には県の意向が大事だと思うのですけれども、それに対するいわゆる働きかけ、そういうのを町として、今話を聞いて、いろいろ活動なされているというのは分かったのですけれども、この地域協議会を構成するメンバーをもう一度、もし決まっているのであればお答えいただければと思います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ご質問にお答えいたします。

地域協議会のメンバーにつきましては、現在情報収集中でありまして、県のほうでもまだ示されてはおりません。

以上でございます。

○2番（松尾 道郎君）

分かりました。

それと、先ほど町長の答弁の中にあった地域校の立地町村連絡協議会、これは新聞紙上でしか見ていませんからあれですけども、沼沢会長のコメントで、先ほどの答弁にありましたけれども、一定程度県教委に要望が受け止められたと、そういうコメントを見ておりますので、活動の効果は今出たようにあったものと理解しております。ただ、今度出てくる新しい地域共育校連絡協議会、何か野辺地町も含めて5町村で構成されるみたいですけども、今までみたいに、いわゆる数だけでの判断ではなく、先ほど言った地域の特性とか活性化の方策等によっていろんな話合いを持っていくというときに、この5町村における連絡協議会がどのような活動を目指しているのか。最終的には、その地区、地区によるポイントによって判断されるのが主だと思うのですけれども、そうすると、極端なことを言うと、その5町村もライバルになる、そんな受け止め方ができるような気がするのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ご質問にお答えいたします。

地域共育校立地町村協議会は、青森県立高等学校魅力づくり推進計画の基本方針において、地域共育校として配置される高等学校が立地する5町村、鰺ヶ沢町、大間町、三戸町、六ヶ所村、これに新たに今回加わりました野辺地町の5町村で構成する地元高校が、地域の歴史や文化、伝統を継承し、地域経済を継続、発展させていくために重要な存在であるということに鑑みまして、当該高校への支援等について情報共有を密にし、連携強化に努め、地元高校の存続及び魅力づくりの推進に寄与することを目的としております。

具体的な取組として5つを挙げてございます。地域共育校立地町村協議会にあります地元高校に対する支援対策等の情報共有、それから2つ目、県及び県教育委員会等への要望活動、3つ目として、地域共育校に関する調査等の実施、4つ目として、県等で構成されます地域協議会、こちらに関する情報共有、また5つ目として、その他の目的達成に必要な事項となっております。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えを申し上げます。

地域校立地町村連絡協議会が今後地域共育校ということで、野辺地町さんも加えて活動していくことになります。それぞれの高校の存続のために、お互い5校が競合するということではなくて、在り方検討会はあくまでも地区ごとに判断していくということで、県内を6つの地区に分けて検討を続けております。それぞれの地区で残していくかどうか、あるいはどういった学科を設置していくかどうかというのを今話し合っておりますので、お互いが、協議会構成町村がライバルになることはないという受け止めをしていただければと思っております。

以上でございます。

○2番（松尾 道郎君）

分かりました。いずれにしろ、町から県立高校がなくなるということは非常に悲しいことであるし、町の活性化、にぎわい創出にも現在三戸高校は非常に頑張っていた

だいていますので、いわゆる協議会なり、いろんなものを通じて、存続を少しでも長くするような活動をしていただきたいと思います。

ただ、県の資料を見ますと、10年間の再編成の資料の中に、令和28年から37年の間に、県立高校50学級減らすという数値が出ています。となると、現在調べたら、去年、2025年の4月現在で、全日制、定時制、分校を合わせて46校あるのです、青森県に。50学級減ということは、単純に考えると、全部から1つずつ減らしてもまだ足りないということなのです。そうすると、逆に言うと、1学級しかない地域、これから共育校になるのかな、それは非常に厳しい状況に置かれるということなので、これにどう対処すればいいのか。町としてはどういうふうに捉えていますか、この厳しい状況を。何かあったらお願いしたいのですけれども。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

大変厳しい状況ではあると思いますが、今現在様々な事業を持ちまして、持続可能な形で三戸高校を支援しております。そのとき、そのときに応じた支援の仕方を考えまして、これからも持続可能に続けていこうかなというのが今の考えているところでございます。

○2番（松尾 道郎君）

できるだけ頑張って存続してもらいたいというのが一番の気持ちなのですけれども、ただいずれ危機的な状況がやってくるのは、これは間違いないと思います。そのときになってから町がいろんな対応を考えても遅いと思うので、もう今からなくなったときの対応、それはいろいろな状況を考えながら準備を進めていっても、早くはないような気がします。あくまでも子供のためにどうするのが一番いいのか、そういうことを、具体的なことも交えて、先のことで準備を進めていくべきではないのかなと思います。それが結局、子供のために一番重要なのですけれども、町のためにも、活性化のためにも、さらに今三戸高校には、例えば隣町の他校からも生徒が来ているわけです。そういうことも含めて、近隣の町村と併せていろんな活動をして、仮になっても、その人たちがあまり迷惑を受けないで高校の教育を受けられるような状況、できるかどうかは分かりませんが、例えば三戸学園を使って小中高一貫の教育をすとか、そういうことの具体的な話も考えていかないと、なくなってからどうすると慌ててもしょうがないような気がします。ただ、これはどうなるのかな、いずれなくなることは、これ間違いない。何年後かになるので、そのときのための準備は当然進めるべきだと思うのですけれども、この点についてはどう考えていらっしゃるんですか。

○町長（沼澤 修二君）

なくなったときに備えてというご質問でありますけれども、今の段階では地域共育校として存続させるということで、県もはっきりとそこは、町村に一つしかない我々の三戸高校は残るということであります。将来的に考えたときの話をするとすれば、今在り方検討委員会の中でも、市内も2学級減らすという議論があつて、そういった場合にどうするかということを縷々議論してまいりました。その中で、私も教育長もかなり発言させていただいております。県立高校、子供を真ん中で考えるということで、とにかく我々も考えていくとすれば、やはりなくなった場合には、この町の子供たちの学びをどう確保していくのかということが非常に重要であります。そうなったときに、やはり県立高校として、今後は例えば私学のように通学バスを出す姿勢を持

ってもいいのではないかとといったことですか、そういったことも、とにかく勉学に困らないような体制を築かなければならないという話は申し上げておりますので、仮に今三戸高校がなくなって、他校からバスを出してくれとか、そういう話ではございませんけれども、将来的には県もそういった体制を築いていく考えを持つという時期が来るのではないかなと思っておりますし、また県が仮にそういう体制を取らないということであれば、町単独でも支援を、通学支援を考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（松尾 道郎君）

悲観的な話題は別にして、現在の状況に移りたいと思います。すばらしい実績を残している今の三戸高校のいろんな事業なのですけれども、それに対する、先ほどの町長答弁で、支援は続けていくということだったので、ただもう一度聞きますけれども、現在の予算措置をしている規模でずっと続けていくということで理解してよろしいですか、金額の規模。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

質問にお答えいたします。

まずは、現在行っている事業を簡単に何個か説明したいと思います。まず1つは、地域おこし協力隊ということで、地域の魅力化コーディネーターとして、三戸高校魅力化コーディネーターとして、今雇用してございます。これは、令和7年度に実施した事業についてでございますが、こちらは全国に向けて三戸高校の魅力を発信する、それから教育活動の支援を行ったり、三戸高校の魅力化ミッションという形で行ってございました、これは令和7年度。今年度につきましては、町の会計年度任用職員で、地域おこし協力隊ではなく、独自の雇用で行ってございます。

それから、2つ目としては、クリエイティビティ部活動支援事業ということで、これも三戸高校の新しい魅力として、クリエイティビティ部が設立されたことを受けまして、新たな教育支援ということで行っております。こちらでもかなりの実績を上げてございまして、クリエーターを利用してやっている事業でございます。

それから、3つ目として、魅力化推進事業費補助金ということで、これは三戸高校の教育振興に関する事業、これを支援することで魅力ある学校づくりを支援し、魅力化を推進しているところでございます。主な内容としては、検定等の支援、各種検定試験ですね、ビジネス文書、情報処理、簿記、漢字検定、こういったものの支援をしております。

また、内容の2つ目としては、遠距離通学者の支援でございまして、町外、町内からの通学者の支援ということで行っております。

それから、4つ目としては、これは県外学生の関係でございしますが、下宿環境の整備事業費補助金でございます。下宿環境整備事業への補助、地域みらい留学による県外出身の生徒を受け入れるため、居住環境を整備する下宿事業者に補助を行うものでございます。令和7年度につきましては、下宿の地域みらい留学の受入れ、1年生から3年生まで全学年そろった状態でございました。

それから、5つ目として、全国募集生徒支援事業費の補助金ということで、こちらのほうは全国募集により入学した生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るということで、生徒の就学支援を通した三戸高校の安定的な運営に資する、保護者に対し、支援を行うものでございます。内容でございしますが、全国募集で入学している生徒に対

して下宿費用を補助しているもので、1か月当たり3万3,500円を補助するとともに、学んでいる学生が帰省する夏休み、冬休み等の長期休業中の帰省の旅費を補助するものでございます。

そして、6つ目でございますが、三戸高等学校への昼食の提供事業でございます。こちらは、三戸高校の入学増を図るという魅力化事業の一環として始まったものでございますが、安価で栄養バランスの取れた食事を安定的に提供する、これは町内の小中学校の学校給食を昼食として提供している事業でございます。

このような事業を行ってございますが、事業の内容は精査しながら、今後も続けていくということにしております。

以上でございます。

○2番（松尾 道郎君）

ぜひ今の支援事業を継続していただきたいと思います。本当に三戸高校の活動がすごく立派なのです。昨日、6月4日からオンラインで三戸高校の紹介をやっております。6月25日までかな、5回にわたっていろんな説明をオンラインでやっていて、三戸高校の紹介もして、今答弁にありました休暇中の帰省のための旅費の補助とか、下宿の紹介とか、昼食を提供していますよとか、そういうのを詳しく、分かりやすく紹介していて、素晴らしいなと思います。これによって結局、いろいろ飛んでしまいますけれども、地域みらい留学のほうの話になると、紹介の中に、ホームステイのような生活ができるというような紹介もあるのです。

ですから、現在事業をなされている方のご苦労でこういうことができると思うのですけれども、要は先ほど答弁があったように、令和5年から今年度まで10人の全国募集の生徒が来ている、これ素晴らしいことだと思います。全国募集、例えば実業系の高校、農業とか工業であれば、それを目指して来るということで、意外と来やすいのですけれども、要は普通高校の三戸高校がこれだけの子供を全国から集めたということは、これ本当に自慢していいぐらいの素晴らしいことだと思います。その中で、結局今言ったいろんな補助とかサポートで当然判断するでしょうし、学校でやっている、いわゆるクリエイティビティ部とか部活動とか、そういうカリキュラムについての認識も効果的だったと思うし、さらに高校の紹介であるように、ホームステイのような生活ができる、これも募集の中の判断の材料の結構大きな原因になっているのではないかなと私は思います。県内では、地域みらい留学は5校かな、やっていて、ほとんどが自前の寮を提供して募集しているので、それが一番普通だと思うのですけれども、それらと比べると、ほんと、こういうふうにホームステイのような生活もできているよというような情報がとんでもなく大きいのかなという気がします。であれば、例えば寮を紹介している学校は、その寮に対するいろんな出来事、リスク、管理は当然学校とか町が負うわけですが、現在三戸は下宿を紹介して、下宿の人がこういうことをやってくれているので、もっと町がここの部分にサポートしてもいいのではないかと。

どういふサポートができるかは、これからいろいろ考えてもらいたいのですけれども、いわゆる地域みらい留学で来ている留学生に教育委員会が関与して、子供たちを守って、育ててやるという姿勢がもっと必要なのかなと思います。例えばサポートをソフトとかハードで分けるとすると、ソフトだったら、まだまだ若い子供たちが来ていますから、心の悩みとか、いろんな悩みがあると思います。そうしたら、学校に相談することもあるでしょうけれども、学校にも相談できないようなことがあれば、教育委員会が例えば心の窓口みたいなところをつくって、専門のカウンセラーなりを

配置して、それぞれの生活環境に関与して、よい生活を送ってもらうというようなシステムが必要なのではないのかなと思います。今まで3年、4年、今4年目に入るのかな、何もなかったからいいのではなくて、何もないときにこそ何かあったときのことを考えて、そういうシステムをつくらないと。だから、そうであれば、例えば専任のカウンセラーがいれば、何もなくても月に1回、留学してきた子供たちと話をするとか、いろんなことができると思います。結局そういうことによって、預けている親御さんも安心するので、そういうことが必要なのかなと思って、やっぱりこういうカウンセラーの設置は大事なのかなと思うのですけれども、そういうことについてのお考えはないでしょうか。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

お答えいたします。

現在町として、アドバイザーやカウンセラー等は設置してございません。この下宿の形態が、寮母さんがそういった形、ホームステイのような温かい、面倒を見るような下宿で三戸町は行っているといったことを宣伝しながら進んでいる今の状況の中でございますので、今現在はそういった寮母さんが心のカウンセラーといいますか、相談相手でうまくいっている状況ではございます。その状況になっているということでございます。

あおもり留学の制度の中では、アドバイザー、あおもり留学推進コーディネーターというのが設置されておりまして、日常的に高校や下宿、行政との連絡調整や質疑応答も行っております。その中には、寮母さん以外の場としての相談役という面もございます。そういったもので今対応してございますので、今後そういった状況が変わってくるのであれば、議員ご指摘のアドバイザーやカウンセラー、そういったものがどうか判断してまいりたいと思っております。

○2番（松尾 道郎君）

できるだけ配置できるような方向で進めていただければありがたいと思います。

ソフト面はそうなのですが、今度ハード面のほうなのですが、仮に、今現在留学生が8人いるわけなのですが、これ定員というのはどのようにお考えですか。各学年に何人とかというのを定員として考えているのかどうか、その辺をお知らせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

この地域みらい留学の制度でございますが、県立学校の選抜要項の原則では、三戸高校を例に取りますと、募集定員40名のうち、県内及び県外の志願者数で募集人員を超えない場合は、県外の受入れについては特に定めはないというふうになってございます。一方で、募集人員を超える、40名を超える志願者数が県内と県外であった場合は、やはり県内のほうを優先するというような取決めがございます。これは、一定数の割合ということで決まっております。こちらのほうは、県のほうの選抜の要項ではございます。ただし、それを支えるのが、県外の入学者を支えるのは町でございます。そちらのほうやはり要素となるものではございますが、三戸高校の存続を県外学生だけで占めるのかということもございまして、そういった施策もございしますが、町としては今現在の規模で調整しながらいくのが適切かと考えてございます。

以上でございます。

○2番（松尾 道郎君）

分かりました。ただ、先ほどから言っているように、今下宿の事業者の方が頑張っている、ホームステイみたいな生活ができる環境にあるわけなのですけれども、これ以上増えた場合、キャパが多分無理だと思うのです。今みたいな生活環境、もっと別な条もの方にもお願いして増やすというのは、これ私の考えでは無理と思うので。ただ、これが増えた場合、いわゆる学校紹介でこういうことが載っていて、結局今の事業者を紹介した場合に、キャパを超えた場合には、これうそ書いたということになってしまう。できれば、これをできるような事業者の方をまた探すということなのでしょうけれども、私から見るとそれは無理なので、だからそこをどう解決するかがこれからの問題ではないのかなと思います。これが例えば今年3人卒業して、5人来ると、そこでもう10人になってしまうのです。だから、それがどうなるか分からないけれども、ただある程度余分な部屋を確保するとか、こういう環境をやれるのを確保するというのは、これは紹介しているほうの責任ですから、その点はすぐにはいかなさと思うのですけれども、解決する方法をこれから探していただきたい。そして、結局子供を迎え入れないと、何回も言うけれども、ホームステイみたいな生活ができますよと言いながら、現在のキャパを超えてしまえば、普通の下宿屋さんになってしまうよというのであれば、これうそですから、何とかして町がサポートして、どうすれば一番いいのかな、その辺は考えていただきたいと思うのですけれども。

結局前は寮を造るべきだと思ったのですけれども、先がないので、それは絶対無理なので、そうすると何かシェアハウスをちょっと改造するとか、そんな感じでキャパを広げておくとか、そういうのを準備するのは、今お願いしている事業者さんに、あと何人と無理をかけるよりは、やっぱり町がタッチして、きちんとしたマニュアルをつくるべきではないのかなと思います。いずれ子供を預かるわけなので、結局何が起るかわからない。さっきも言ったように、今まで何もなかったからよかったというわけではなくて、いろんなリスクが潜んでいるわけなので、そのリスク管理を今の事業者さんの方に押しつけるのではなくて、ある程度町でもそういうリスク管理に関することサポートするような体制をつくらないと、せっかくいいことをやっているわけなので、できるだけこれは続けていただきたいし、成果も上がっているの、その辺も十分考えていただきたいと思います。

あとは別に、すばらしいことをやっているの、文句のつけようがないのですけれども、要はいつも町長が言うように、人を迎えるというわけなので、三戸町のおもてなしの心です。観光客に対するおもてなしもそうだし、ほかから来ている子供たちに対しても、やっぱり三戸のおもてなしとして大事に扱わなければいけないと思うので、その辺のことは、例えばさっきのカウンセラーを配置するにしても、これ予算がかかるわけなので、非常に厳しいところもあるのだらうと思うのですけれども、いいことであれば金をかけるべきだと思うし、その辺の予算の措置は、町長のほうの考えもあるのでしょうか。

○町長（沼澤 修二君）

三戸高校の魅力化のための事業につきましては、先ほど議員ご質問の中で、維持するのかというようなお話がございましたけれども、これは維持するかどうか自体も、そもそも拡大することもある場合によってはありますし、必要によっては縮小することもある。維持だけを目的とするのではなくて、魅力化のために何が必要かということ、子供たちの学びのために何が必要かということ、しっかりその点に着目して、事業を展開していくための予算をこれからも確保していくということで考えてまいり

たいと思います。

とにかく子供たちが行きたい、学びたいということを県立高校として、県では行きたい、学びたいを実現する高校を配置するというふうに言っておりますので、それを実現していくために、町としては存続ができるだけ長く続く、知ってほしいということで今こういう活動をしておりますので、そのために地域みらい留学も受け入れてやっていくということの中において、留学生たちの心のケアだとか、そういった部分のお話も先ほどございましたが、それは専任ではなくても、町内部で実現できることもあろうかと思っておりますので、そういった部分はこれから検討していくということで、引き続きみらい留学生の受入れの充実もしっかりと考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○2番（松尾 道郎君）

ありがとうございます。先ほどの、いわゆる県の方針が変わったとしても、地域の特性化、それから活性化策を三戸高校はもうやっているのです。だから、ほかに比べても一番のポイントを稼いでいるはずなので、これを続けていけば、ぎりぎりまで三戸高校は存続できるのではないのかなという思いもありますので、ぜひそれに伴う予算措置なり、事業のサポートなんかはこれからもっと頑張って続けていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

<1番 五十嵐 淳議員>

1. 部活動の地域移行における移動体制と安全管理について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

1番、五十嵐淳議員。

○1番（五十嵐 淳君）

それでは、通告に従い一般質問に入ります。今回は、大枠1点、部活動の地域移行に伴う移動と安全管理についてです。

まず初めに、今回の一般質問に先立ち、新潟県の私立北越高校ソフトテニス部のバス事故により貴い命が失われたことに対し、心より哀悼の意を表するとともに、負傷された皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。この事故は、令和8年5月6日、福島県郡山市の磐越自動車道において発生しました。部活動の遠征中に、二種免許を持たない無職の人物が運転する白ナンバーのレンタカーマイクロバスがガードレールに衝突し、生徒1名が死亡、20名が重軽傷を負うという痛ましいものでした。事故の背景として明らかになったのは、書面なき契約の下で、二種免許未取得の運転手、白ナンバー車両による移送が行われたこと、引率教職員がバスに同乗していなかったこと、そして部活動が制度上、生徒の自主的活動と位置づけられており、修学旅行などの学校行事と異なり、移動時の安全基準が法的に整備されていないという構造的な問題でありました。なお、コスト削減を目的とした手配であったかについては、学校側とバス会社側で主張が対立しており、現在も捜査が続いております。

このことに対し、本町のふるさと応援大使であり、教育委員会の学習アドバイザー

として、長年本町の教育に携わっていただいている清水章弘氏は、今回の事故を受けてメディアにて、今回の問題は私立高校だけの話ではなく、全国の公立中学校においても同様のリスクが存在すること、課題ヒアリングの結果として、部活動の移動において危険な慣行が確認されており、リスクが高い状態にあるといった趣旨の見解を示しております。さらに、部活動の地域移行が進む中で、指導体制だけではなく、遠征や、練習試合等における移動や送迎の在り方についても、全国的に課題が指摘されております。

なお、この通告書提出後に、文部科学省の表現が地域移行から地域展開へ変更されたことを教育委員会よりご教授いただきましたが、現時点では通告書との整合性を踏まえ、地域移行の表現を使用いたします。地域展開という言葉は、再質問があった際に使用いたします。

本町においては、中体連主催の上位大会に伴う遠征に対する支援制度やバスの活用など、一定の体制は整備されているものと認識しております。一方で、日常的な活動である練習試合や合同練習等における移動については、保護者送迎等に依存している実態もあるのではないかと考えております。今回、部活動の地域移行の進展により、学校管理外での活動が増加する中では、移動時の安全確保や責任の整理、保護者負担の在り方についても検討が必要になると考えます。

加えて、私がこの問題を掘り下げてきた背景には、前回の一般質問でも申し上げましたが、地域移行が進む中で、保護者の送迎負担が重くなることで、送迎できる家庭の子供しか活動に参加できないという状況、すなわち子供の選択肢が家庭環境によって狭められることへの危惧がありました。今回の事故は、移動手段を個々の善意や現場の工夫に委ね続けることへの警鐘でもあります。子供たちの活動機会を確保しつつ、安全性をどのように担保していくのかという観点から、本町における現状と課題認識、今後の対応について3点伺います。

1点目、現場の移動体制について。部活動における遠征や練習試合、合同練習等の移動について、現在どのような手段、体制で行われているのか。特に制度利用の対象外となる場合の移動の実態について伺います。

2点目、保護者、PTAによる移動の実態と安全管理について。保護者送迎やPTA等による車両手配、またレンタカーやマイクロバス等の利用実態について、どの程度把握しているのか伺います。あわせて、学校管理外の活動を含めた移動時の安全管理や責任の整理について、どのようになっているのか伺います。

3点目、部活動の地域移行を踏まえた課題認識と今後の対応について。部活動の地域移行が進む中で、移動、送迎に関する課題をどのように認識しているのか伺います。また、今後の安全確保や保護者負担軽減に向けた取組について、町としての考えを伺います。

以上、よろしくお願いします。

○教育長（原 寿君）

五十嵐議員の部活動の地域移行における移動体制と安全管理についての3点のご質問に答弁を申し上げます。

まず、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、部活動の地域移行という文言につきましては、令和8年度から国において部活動の地域展開というふうに変更されたことでありますので、この趣旨においてお答えさせていただきたいと思います。

1点目の現場の移動体制についてでございますが、部活動の送迎手段は、三戸町社会福祉協議会に運行委託しております部活動バス、民間事業者の貸切りバスやタクシ

一、公共交通機関及び保護者の自家用車となっているところであります。

次に、2点目の保護者、PTAによる移動実態と安全管理についてでございますが、町では、部活動バス、民間事業者の貸切りバスやタクシー、公共交通機関の利用を基本としており、これらの手段が確保されていない場合に限り、保護者の自家用車による送迎を認めているところでございます。この場合、保護者がレンタカー等を手配し、第三者に運行させている実態はございません。

また、部活動移動体制全般に係る安全管理につきましては、移動による校外活動であるため、事前に日時、場所、大会名、移動手段を保護者に説明し、承諾を得るとともに、活動計画について、学校長が参加許可を与えた上で活動しております。例といたしまして、部活動バス、貸切りバス・タクシー、公共交通機関利用の際には、必ず引率の教職員が最低1名乗車すること、教職員の自家用車へは生徒を乗せないことなど、日頃から安全管理に努めているところでございます。

最後に、3点目の部活動の地域展開を踏まえた課題認識と今後の対応についてでございますが、地域展開が進む中、部活動のチーム編成が町村を越えて行われたり、中学校体育連盟及び文化連盟を含めた大会の在り方が議論されたりするなど、部活動を取り巻く状況が日々刻々と変化しているところでございます。まずは、これらの状況を把握し、対応していくことが課題であると認識しております。

また、今後の対応につきましては、このように部活動の地域展開が容易に見通せない中でも、教育委員会が学校及びスポーツクラブ団体等と情報共有を図り、また近隣市町村の動向も把握するなど、部活動の地域展開の着地点をしっかりと見守りながら、子供の安全、安心な環境を提供していくことが肝要であると考えております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

答弁ありがとうございます。

それでは、再質問のほうに入らせていただきます。教育長のほうから1点目、2点目それぞれ、3点目も含めて、分けて答弁いただいていたのですけれども、今私なりに整理しまして、1点目の現場の移動体制について、2点目に答弁いただいた内容からちょっと再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、部活動の移動バスだったり支援バスが使えない場合に保護者送迎をお願いしている……使えない場合ということではなく、難しい場合というような答弁をされたと思うのですけれども、例えばどういうケースが保護者のほうにお願いしているというところなのか、一旦その内容をちょっとお聞かせいただきたいです。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

先ほど教育長からの答弁がありましたとおり、部活動の送迎につきましては、部活動バスが利用できないかどうかということがまず最初で、部活動バスが、例えば利用が重複したりして利用できない場合は、次の段階として部活動支援バスといった、乗車定員等もありますので、部活動支援バスという選択を考えます。その次の段階では、民間事業者の貸切りバスやタクシー、これは特に大きな大会等の場合でございます。そういったことが考えられます。次に考えられるのが公共交通機関ということでございます。こちらの選択肢がどうしても困難であるといった場合につきましては、保護者の送迎をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

すみません。私の聞き方がちょっと悪かったようなのですが、保護者の送迎で行くというのが最終手段ということで答弁いただいたことは私自体も理解しているのですが、そこまで至らないケースというのは、いわゆる部活動バス、支援バス、公共交通機関まで行ってもできない場合というのは、こういったケースがあるのかというのをお聞きしたいという質問になります。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

お答えいたします。

先ほど来申し上げてございますが、まず部活動バス、これらに乗車する条件として、顧問の同乗者が1人つくこととか、こういった条件がございます。顧問の方が誰もつけない場合とか、こういった場合は部活動バスでは行けないということになりますので、次の段階になるといった形で、こういった様々な選択肢が取れない場合に保護者送迎ということになってございます。

以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

今答弁いただいた内容のケースというのは、およそ、件数ではなく、ケースとして往々にしてあるのか、なかなかないケースなのか、その頻度、そういったところの、感覚値でも結構です、教えてください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

部活動バス、支援バス等が利用できない場合に、保護者送迎となる頻度の実態といったことでお答えいたします。

これは部活動にもよります。また、大会の種類、部活動の種類、いろいろございますが、今の学校のほうから聞き取りしたところ、一番多い部活で年10回程度保護者送迎をしたということは聞いてございます。ただ、全ての部活について聞くことは困難でございましたので、お答えいたします。

以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

その保護者送迎についてちょっとお伺いしたいのですが、先ほどいろいろな細かな詳細を含め保護者のほうにお伝えした上で、承諾を得てお願いしているということだったのですが、保護者への送迎を依頼するフローとして、学校または教育委員会から正式に行われるものなのか、それとも部活動単位だったり、各家庭の自主的な判断に委ねられるようなものなのか、こういった内容なのかお聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

部活動の輸送計画につきましては、部活動の顧問が主に作成しているということですが、このときは事前に日時、場所、大会名、移動手段、こういったものをあらかじめ保護者に説明した上で、保護者から同意書を頂いて、承諾書を頂いております。その計画を基に校長に対して、活動計画書と得た承諾書を一緒に学校の校長まで提出して、許可を得て、部活動を行っているといったことでございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

正式に学校側から依頼があってということで理解しました。その際、保護者のほうに送迎をお願いした際に例えば断られることとか、いわゆるスムーズに保護者のほうでの送迎まで行っているのかどうか、その辺何か今まで問題はなかったのかどうかとか、もし分かれば教えていただきたいです。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

保護者送迎の際に、何か保護者のほうで送迎ができなかったようなケースがなかったかどうかといったことでございますが、今回学校のほうに聴取したところ、そのような事態はほとんど聞いていないということでございました。こういった実情でございますので、そういった調査も今まではしていなかったということでございました。

以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

今までの流れの質問の意図としましては、まずはどのぐらい学校側のほうで部活動の送迎、あとは教育委員会側でそういった支援をしているのか、できているのかどうか、いわゆる保護者負担がどのぐらい生じているのかというところをお聞きしたかったところが趣旨になります。あわせて、そういったところで保護者の負担というのが、最初の私の通告書のときに申し上げたとおりに、子供たちの選択肢のところにつながっていないのか、減少につながっていないのかというところだったのですけれども、今までの答弁の中で言うと、再度確認なのですけれども、その辺は、メインとしてはしっかり部活動バス、支援バスというところでの対応ができていて、送迎の保護者負担というのは多いときでも年10回、部活動にもよりますけれども、それほど負担はないというような結果であるというところの再度確認なのですけれども、そういう認識で合っているかどうか、お願いいたします。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

議員ご指摘のとおり認識してございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

分かりました。

では次、先ほどお話あった支援バスのところについてお伺いしたいのですけれども、この支援バスというのは、三戸町のほうで南部バスに登下校時委託していると思うのですけれども、その形式とは全く違う内容なのか、登下校で委託している南部バスのほうへの関連につながるのか、その辺りをちょっとお聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

学校の登下校に利用するスクールバスとは全く違うものでございまして、この部活動支援バス、特に大会行事、中体連とか、そういった形で個別に民間事業者に対して発注するといった内容のものでございます。

以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

別物であるということをお聞きしました。

その上で、お聞きしたいことがありまして、文科省のほうの地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議、いわゆる部活動の地域移行から地域展開に名

称変更された会議だと思うのですけれども、その最終取りまとめの資料をちょっと見ると、香川県の東かがわ市だったり、北海道の伊達市等でスクールバスを転用した事例が紹介されていて、令和6年5月の閣議決定では、地域の公共交通・デザイン実現会議とりまとめというものがありまして、そこでスクールバス等の空き時間活用が全国的に推進されているということが明確化されていました。三戸町の場合は、登下校バスというのは町保有ではなく、南部バスに委託して運行しているということで、先ほどのスクールバス転用事例をそのまま転用する、適用することはできないというのは私も理解しているのですが、委託先の南部バス、部活動移動への活用について、協議、調整する余地はあるのかなと考えました。そういったところを含めて質問なのですが、三戸町の登下校バス、南部バスに委託しているということで、登下校以外の時間、例えば部活動の移動へ活用できないか、南部バスと協議したりとか、そういったことは今まであったのかお聞きします。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

登下校のスクールバスを委託しております南部バス様とは、部活動バスに関する協議は今までは全くしてございません。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

今までそういった協議をしたことはないということなのですが、今後そういった可能性があるのかどうか、お聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

今後そのようなケースが、使えるとか、考えられるのであれば、これは協議する余地があると考えております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

分かりました。やはり保護者負担というのができるだけ、できる、できない家庭があるということもありますので、様々な可能性というのを模索していただきたいと思います。

次に、先ほど教育長からの答弁でもありました、複数校での合同の部活動というところの質問をさせていただきますが、日本中学校体育連盟の調査だったと思うのですけれども、少子化を背景に合同部活動の実施チーム数が全国的に急増していて、複数校から生徒が1か所に集まるための保護者送迎の距離負担というのが増大しているという調査結果が出ています。これ三戸町も例に漏れずだと思うのですけれども、いわゆる部活動の少ない学校同士が合わさって、一つの部として活動する形態が合同部活動と呼ばれていまして、活動場所が自分の学校以外になることが多く、移動が発生すると。そういった地域展開が進むと、こうした複数校、複数地域にまたがる活動がさらに増えることが予想されていると思いますし、三戸町もそうなるのだろうと。近隣の田子町、南部町と、そのような形が進んでいくのではないかとすることは容易に想像できると思います。その上で、質問になるのですけれども、三戸町内で複数校が合同で部活動を実施しているケースがある場合、他校が三戸のほうに来ているという話も聞いたことがあるのですけれども、他校の生徒が移動する際の手段や責任の整理というのはどのようなになっているのか、お聞かせいただけますか。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

今の合同で部活動を行っているということについては、まだ整理しておりません。
以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

現時点で整理されていないということだったのですけれども、今後このケース、どんどん増えてくると思いますし、ないにこしたことはないのですけれども、万が一の事故とか、そういったことも十分考えられると思いますが、今後について何か考えていく余地があるのかどうか、その辺お聞かせいただけますか。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

合同部活動の状況につきましては、まずは現状把握と、あと実態把握と、それについて分析を行っていきたいと思っております。
以上でございます。

○教育長（原 寿君）

ただいまの答弁に関係しまして、私からも申し述べたいと思います。

中学校の、特に運動部活動ということでございますが、これから、今月末、中体連が開催されます。これは、八戸市と三戸郡で合同開催3年目を迎えることとなりました。将来的には、数年後、八戸市中学校体育連盟と三戸郡中学校体育連盟が一つの組織となる、そのためのいろいろな打合せとか準備をしているところでございます。三戸郡の教育長部会と八戸市教育委員会がそれぞれの中体連の事務局等と今情報を共有しながら進めているところでございます。なかなか先というか、着地点もまたいろいろ折り合いをつけなければいけないところがございまして、そういう段階でございます。

今合同の部活動というふうなことで申しますと、先週、三戸郡中体連の会長さんと事務局長さんが見えた中で、三戸町の会場、卓球ではアップルドーム、バスケットでは学園の第2体育館の利用をお願いしたいというふうなことの中で、びっくりしたことがありました。新人戦において、野球は三戸町、南部町、五戸町、田子町、この4つの町で1団体として新人戦の大会が行われるというふうなことを聞いて、この少子化の中でどういうふうに子供たちがやりたいスポーツを展開させていくかなと、今もうそこが一番悩ましくて、それこそ部の振興会、教育長部会の集まりの中でも大きな課題となっています。その次のところで、やっぱり移動とか安全の部分ということも、三戸郡全体として、また市も含めていろいろ情報共有しながら、子供たちがやりたいスポーツ、それが安全に移動手段も含めてできるように、これからも情報共有、また情報収集していききたいなと思っているところです。まだまだ私どもも情報収集が不足しているなど、今のご質問からも感じています。

以上であります。

○1 番（五十嵐 淳君）

先ほどお話しいただいたように、やはり子供の数がどんどん少なくなっていくと、やりたいことができなくなってしまう、特に団体競技なんかは難しくなってしまう。そうなったときには、お話あったとおり、近隣の町村と合同で部活動を維持していかなければいけない。そこに対して、やっぱり子供たちの選択肢が減らないというところ

ろにまずはしっかりと向き合っていただきたいなという、その思いも聞けてよかったなと思いますし、併せて合同になることによって、今まで歩いて通えた、自宅から歩いて通えた練習場所、大会の場所なんかがどんどん、どんどん離れていってしまうというのも同時に起こることですので、並行してそのケアの部分も考えていただきたいなと思います。

では、2点目の保護者、PTAによる移動の実態と安全管理について再質問させていただきます。まず、答弁のほうでありました保護者の説明というところなのですが、改めて確認なのですが、どのような形で保護者への理解や承諾を得ているのか。どのような形で、いわゆる説明会というのか、保護者会というのか、分からないのですが、そこら辺の説明の仕方、フロー、流れのほうを一旦お聞かせいただけますか。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

部活動の移動に関しては、例えばですが、新しく中学生、7年生になった場合、新しい部活での会合とかあると思います。まず、4月の段階で、学校側から送迎等につきましの学校説明会がございます。そういった形で、その後の部活動の手続の仕方とか、そういった説明が行われることになっているということになってございます。

以上です。

○1番（五十嵐 淳君）

その説明時、承諾を得る際に、書面的なものというのは取っているという、確認ですが、その理解でよろしいでしょうか。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

部活動の移動手段等も含めまして、その活動自体について承諾書として得ております。書面として得ております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

重ねて、では伺わせていただきますが、保護者送迎の場合というのも、同様に承諾書を取得されているのかどうか、お聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

保護者送迎も含めての承諾書というふうになってございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。

では、例えば保護者が自家用車で送迎している途中で、あってはならないこと、ないにこしたことはないのですが、事故が発生した場合、学校や教育委員会などのような立場になるのか、学校行事としての位置づけになるのか、保護者の方の位置づけというのは、それとも一般的に完全に保護者個人の責任となるのか、現在の整理を聞かせください。責任所在ですね。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

保護者による部活動に関連する移動に関しての責任所在ということでございます

が、部活動は学校の教育課程に付随する事業として、学校管理下の活動というふうになってございます。保険につきましても、そういったスポーツ振興センターの保険ということで、災害給付されることになってございます。ただし、保護者の送迎中に起きた事故につきましても、適用にはなるのですが、保険自体は、原因、その他につきまして、自動車の共済の保険、任意共済とか、それぞれの自動車の保険の中で適用されるほうが有利な場合が多いということで、そちらのほうは適用がどちらかの選択ということになると思います。

以上です。

○1 番（五十嵐 淳君）

再度確認させてもらいます。どちらの保険も適用対象となるが、いわゆる自動車保険、任意保険ですか、任意保険のほうでの補償内容のほうが充実しているという観点からの選択として、個人での保険のほうを使われているという理解で合っているのかどうか、お聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ご指摘のとおりでございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。

では、そちらのほうの確認と、次は保護者負担によるレンタカーやマイクロバス等の利用はないという認識だったと思うのですが、その確認、把握というのは学校側からの報告に基づくものなのか、ほかにも何か把握方法があるのか、その辺りちょっとお聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

全ては、移動手段等につきましては、学校長の活動許可の上で動いてございますので、そういった中に保護者等のレンタカーの手配とか、そういったものはないものとして許可を与えている実情でございます。

以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

念のための確認です。最終手段が保護者の送迎であるというところの確認として、学校側からのいわゆる移動手段の報告というのは、どのような頻度、様式等で行われているのかというのをちょっとお聞きしたいのです。理由としましては、最終手段は保護者送迎だということは何度も何度も今確認させてもらっているのですが、そうではない可能性、先ほど申し上げた、ないものとしての話になっていきますけれども、保護者負担によるレンタカー、マイクロバス等の利用というのは本当にゼロなのかどうかというところを確認したいための趣旨の質問になります。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

保護者のほうで、保護者送迎による計画書が出ているのに、実態として実は保護者による直接のレンタカー手配だったりとか、そういった実情の把握の方法といったことでございますが、まず1つ考えられるのは、部活動の活動場所には全て顧問が行ってございます。聞くところは、出迎えから活動が終わって帰ったところまで、全て確

認しているといったことでございますので、こういった中ではなかなか起きにくいかなと思ってございます。ただ、計画書を、そこまで悪質に隠れてそういった計画以外のことをやっているかどうかというところまでは、今現在は把握できていないところでございます。

以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

私も悪質なケースとしての確認ではなく、どうしても保護者の方々が送迎できないというところに対しての最終手段として、そういったことがないのかどうかというのをちょっとお聞きしたかったというのが趣旨になりますので、いわゆる部活動の顧問がいらっしゃって、朝というかスタート時と終わった後、終了時にこういった形で皆さんが帰られていくのか、生徒たちが、児童たちが帰っていくのかというのは確認しているということであれば、それは間違いのないかなと思いますので、決して悪意があつてというところではないということは、そういった質問ではないということは理解してください。

では次、部活動の地域展開が進んでいく中で、学校の管理外での活動というのはおのずと増えていくと思います。特に、先ほどの繰り返しになりますけれども、他の町村との合同での部活動というのも含めなのですけれども、移動時の安全管理とか責任の所在について、どのように整理されているのかお聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

地域移行、地域展開が進んでいく中で、今度は部活動が地域クラブ等に移っていくといったような流れでございます。今後、まだ決まってはございませんけれども、今度は国のほうでも、スポーツ庁のほうの見解でございますが、スポーツクラブ等の活動も学習指導要領に盛り込んできて、そういった活動として含めていくかといった議論がなされているようだと聞いてございます。そういった意味では、管理下に入っていくのかなと考えてございます。

以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

今の答弁に対して、ちょっと重ねてお聞きさせていただきたいのですけれども、先ほど申し上げたスポーツ庁の話で、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン、先ほど答弁されたのはこの内容なのかなと思うのですけれども、その中で生徒及び指導者の保険への加入、傷害保険プラス賠償責任保険を安全確保体制の一環として明示しています。学校管理外、地域展開後は別途整備が必要ですよというような内容だと思うのですけれども、いわゆる傷害保険と賠償責任保険の違いとして、傷害保険は活動中にけがをさせたり、生徒自身に補償が支払われるもので、あとは賠償責任としては活動中に生徒が他の人にけがをさせたり、物を壊してしまったりという、2つのものだと思うのですけれども、学校行事の場合は行政の責任でカバーされるのですけれども、地域クラブ活動とか地域展開後というのは、運営団体自らが加入していかないとカバーされないものであるというところを踏まえてお聞きしたいのですけれども、地域展開後に地域クラブ活動を担う運営団体とか指導者の方々、けがをした生徒への補償となる傷害保険だけではなく、第三者への傷害を補う賠償責任保険にも加入する必要があると考えているのですけれども、現状の整理状況があれば教えてください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

地域展開が進むにつれて、今五十嵐議員の言ったような問題が出てくるかと思いません。今現状、当町ではまだそこまでの段階には至っておりませんで、今後はそのような情報を得ながら精査してまいりたいと考えてございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

3 点目の質問のときにも触れますけれども、地域展開というのはもう今年度スタートしているものになりますので、その辺りはやはり三戸町も例に漏れず対応していかなければいけないというところもありますので、早急に情報収集だったり、対応策というのを考えていただきたいなと思います。

では、質問 3 点目、部活動の地域移行を踏まえた課題認識と今後の対応について、再質問させていただきます。まず、再質問の前に、今回の私立北越高校の事故について、私なりの整理として要因を 6 点分析しています。1 つ目は二種免許を持たない運転手による運転、2 点目は白ナンバーレンタカーの使用、3 点目は書面のない車両手配と責任の不明確化、4 番目は引率教職員のバス不同乗、5 番目がコスト削減を優先した移動手段の選択、こちらはまだ捜査中ですが、6 点目は部活動が生徒の自主的活動と位置づけられ、移動時の安全基準が法的に整備されていないという制度的な空白だと思っています。これらの要因について、いわゆる教育委員会としてのご認識、また本町において同様のリスクが存在する可能性はあるのかどうかということ、ちょっとお考えをお聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

今回の事故に絡んでの三戸町の認識といったことかと思えます。これにつきまして、やはり国のほうから安全確保についてという通知が来ておりまして、今おっしゃられた中でございますが、例えば安全確保の面から、緊急時における連絡体制、対応方法等について、まず事前に保護者等を含む関係者間で共有したりですとか、危機管理マニュアル、こういったものを作成することが学校保健安全法では定められておりますが、その内容の再チェックとか、またバス事業者等事業者への発注の仕方に関して、手続の確認等、具体的な指示が来ております。例えば事業者に貸切りバス等の運送を依頼する場合は、依頼であることを明確に伝えた上で、国から貸切りバス、または事業の許可を受けた者と適切に契約を行うものと、また乗車当日のナンバープレートの色を乗車前に確認するなど、細かい注意点が来ております。こういったものを再度確認いたしまして、学校のほうと再確認して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

先ほどの答弁の中で確認の話が出ましたが、やはり最初私が申し上げた北越高校の事故の要因でいうと、二種免許未取得だったり白ナンバーの使用というところになるのですけれども、ナンバーの確認等々というのは指導されているということなのですから、今まで三戸町のいわゆる部活動バスとか支援バスの中で、大型二種免許の部分、緑ナンバー車両の部分というのは、確認だったり、何かそういうやり取り、書面のやり取り等々というのはされていたのかどうか、お聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

バス事業者等につきましては、そういった白ナンバーであるか、緑ナンバーであるかの確認といった具体的な指示は出しておりませんでしたけれども、まず一般的に、近隣にあるバス事業者であるということが確認できるのかなということではございましたけれども、今回の通知をもって、また再度確認したいと思っております。また、社会福祉協議会に委託しております部活動バスでございますが、こちらにつきましては、今現在二種免許の運転手の方2名を確保して運用しているということでございます。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

今答弁ありました二種免許取得者2名の確認というのは、それは口頭での確認ですか、それとも何か証拠といいますか、免許証の写しとか、そういったもので確認しているのか、念のためにお聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

雇用しております社会福祉協議会から聞いたところですが、書面で確認しているということでございます。

○1番（五十嵐 淳君）

できましたら町のほうでもその確認、個人情報に当たるところなので、難しいかもしれないのですが、せめて免許を持っているところを、保護者の方も、私たちも含め、対象の方々というのは、顔見知りというところもあって、安心感はあるのですけれども、やはり今回のような事故で不安になっている保護者の方もいらっしゃると思います。そういった方々に安心してもらうためにも、町のほうでも把握方法というのを明確にさせていただきたいなというふうに思っています。これは要望です。

あと、今回の北越高校の事故、こちらは事故というか、もう事件と言ってもいいと思うのですけれども、本町として具体的に見直した点とか、今後見直す予定のある点があれば教えてください。今までの話を聞くと、恐らく北越高校と同様の状況になり得るリスクというのは非常に少ないなということは私自身も理解しているのですけれども、ただ先ほど言った書面の確認とか、そういったところがまだ見えていないというか、明確化されていないのではないかなというふうなところもありますので、そういったところで、今後どうされるのかというところをお聞かせいただければと思います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

部活動の移動手段としては、先ほど来申し上げております顧問から上がった部活動計画書、また保護者等からの承諾書、そういったものでは確認しております。現在教育委員会として把握できる、こういった移動手段だったかという報告できるものは、学校の行事届というものがございます。これは、例えば中体連の夏季大会、秋季大会、これは学校行事ですので、行事として上がってくると。また、部活動バス、部活動支援バス、こういったことの申請が教育委員会に参りますので、こういったところで把握はできると。一方で、報告義務外のものとして、個々の練習試合とか、そういったふだんの上がってこないようなものというのは、学校長の中でとどまっているといった状態でございます。こういったものは、教育委員会まで報告を要するというもので

はございませんが、今後はそういった部分にも適時指導をしていく、今回の事案を受けまして、再度徹底といった指導をしていくということはしたいなと思ってございます。

以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

先ほどの繰り返しになるのですが、今現在の教育委員会での今までの対応というのをお聞きしていると、北越高校のような悲惨な事故というのは起こり得ないのではないかな、リスクは低いのではないかなというふうに思っていますが、とはいえ何があるか分からないというところもありますので、絶対に起こさないというような気概で細かなところ、まだやるべきところというのがあるのではないかとこのところはしっかり詰めて、子供だけではなく、保護者の方も安心していただけるような対策は練ってほしいなというふうに思っています。

では、部活動の地域展開の今後の対応についてちょっとお聞きしたいと思うのですが、ちょうど私たちが通告書を提出している期間中に、先ほど冒頭で申し上げた改革実行期間の初年度という国のほうの方針が出されて、部活動の地域移行から地域展開に名称を改めるというような部分を含めたガイドラインというのが出てきました。その中で、改革実行期間というのは、令和8年から令和13年までの6年間の国のほうでの実行、実施期間ということで、令和5年から7年の準備移行段階から移行させて、これから、このように8年度実行していくのですよというようなガイドラインが出されましたが、その上でお聞きしたいのは、令和8年度から始まった部活動の地域展開に関する国の改革実行期間において、町として今年度中に何か具体的に取り組む事項というのがあれば教えてください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

今年度中に取り組むということで申すことができます。昨年度でございますが、三戸町部活動地域展開に関する推進計画といったものをつくったところでございます。令和8年度につきましては、部活動指導員の配置、ちょっと今ここには、手元には資料がございませんが、その中で令和8年度の実施すべきことということで掲載してございます。

以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

その中に、移動手段の確保等々について、何か考えられているもの、出そうとしているものがあるのかどうか、分かれば教えてください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

移動手段といったところにつきましては、全く載ってございません。三戸町、当町の部活動の地域展開がそこまでまだ届いていないという状況でございます。まずは、部活動の移行、地域に展開していくための人材の張りつけといった部分での計画目標というふうになってございます。

以上でございます。

○1 番（五十嵐 淳君）

これは、もしかしたら今後の町のIT利活用やDX推進の関連での一般質問という

ところになってくるのかもしれないのですけれども、1点ご検討いただきたいのが、先ほどもちょっと触れました国の地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめというもので、部活動の地域展開に伴う移動手段の確保について、地方公共団体の交通部局と教育部局等の間で十分な調整が望ましいと明記されていて、いわゆる路線バスのダイヤ調整、これ実際に岐阜県の白川とか、そういったところで町営の有償旅客運送の活用や、ほかの地域の路線バスのダイヤ調整という、いろいろな例が出ていますと。あとは、その中にA I オンデマンド交通というものの活用もありまして、これは決まったルートや時刻表がなくても、利用者がスマートフォン等で利用すると、A I がその日の予約状況を基に効率的なルートを自動計算して運行する乗合型の交通サービスで、これ都市部の話ではなく、過疎地とか、いわゆる全国の中山間地域で導入が広がっていて、これ今後町長のほうにもぜひご検討いただきたいなと思うような内容なのですけれども、そういったところを含めて、移動手段の確保というところは非常に今後考えていただきたいと思う分野で、教育委員会と、あとは交通の部分で言うとまちづくり課になるのかもしれないのですが、連携した検討とかを行ってほしいなと思ってしまして、先ほど申し上げた路線バスの調整だったりA I オンデマンド交通など、地域の交通資源を活用する視点というのは検討に値するのかなどうか、現時点での見解があればお聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ただいまご指摘いただきました先進事例が当町に適合するかどうかは、今後研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

先進地域という言葉がありましたけれども、実際先ほど申し上げたように、中山間地域で導入されている内容で、これ恐らく三戸町と同様の非常に人口減少が加速しているような全国の地域なんかでも、導入がどんどん進んでいる事例というのは調べれば出てきますので、ぜひその辺りも情報収集いただきたいなと思います。

今までの質問を通じて、改めて本町における部活動の移動体制について確認することができました。繰り返しになるのですけれども、北越高校の事例と照らし合わせると、本町というのは一定の対応が取られているというところで、やはり現状のリスクというのは比較的本当に低い状態である、事故は起こり得ないのではないかなというふうに思えるぐらいの対応を取っていただいているのではないかと考えています。

今回この問題を取り上げた原点というのは、2つの懸念です。1つは、北越高校の事故が示したように、移動手段を個々の現場の工夫や善意に委ね続けることの危うさというところで、もう一つは地域展開が進む中で、送迎できる家庭の子供しか参加できないという状況、これも前回から繰り返し申し上げます。この2つだと思っています。地域展開が進むと、いわゆる子供の活動機会というのが、もしかしたら家庭環境によって本当に左右されていくのではないかなということを非常に危惧しています。先ほどの質問でも話しましたが、申し上げましたが、令和8年度から国の改革実行期間というのがスタートしました。スポーツ庁の新ガイドラインでも、移動手段の確保を8つの個別課題の一つとして明示しています。スクールバスの活用、これは当町には適用は、先ほど申し上げたように、なかなか難しいところはあります。地域公共交通との連携、新技術の活用など、具体的に明示しています。また、安全確保として、事故発生時の責任の所在の明確化、傷害保険、賠償責任保険への加入を求めている

ると、そういったものが明記されています。少子化が進む三戸町においてこそ、学校単独では維持困難になる部活動を全体で支える仕組みへの展開が必要だと考えていまして、その際に不可欠なのは、移動手段と安全管理というものを後から考えるものではなく、やはり地域展開の設計段階から組み込んでいただきたい、これが先ほど来私が申し上げているものの趣旨になります。プラス、家庭環境にかかわらず、活動に参加できる環境というのをぜひ主体的に整えていってほしいなというふうに考えています。

その上で、最後に質問になりますが、三戸町における部活動の地域展開というものを今後どのように進めていこうとお考えなのか。移動手段の確保、安全管理、そして最後、子供の機会均等という観点から、町としてのビジョンをぜひお聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

お答えいたします。

今現在、先ほどの教育長答弁にもございましたとおり、三戸町だけでなく、三戸郡内、周辺町村、部活動の地域展開が非常に複雑で、様々な事例の下で進んでいる状況でございます。こういった中で、やはり常に、改革実行期間の中に入ってきたので、まずは情報収集、それから現状把握、こういったものは進めていきたいと考えてございます。一方でまた、保護者の負担の在り方に関しても、これは国のほうのガイドラインのほうでもございます。移行される先のスポーツクラブの認定とか、そういったものへの補助の創設とか、そういったものも国のほうでは考えていることでございます。その中には、参加者の低廉な参加費用とか、そういったところの考えが盛り込まれていると、そういったことを考えれば、何らかのやはり保護者負担の在り方というのは必要であると考えております。こういったことを全て、いろいろ複合的に包括して、町として考えていきたいと思ってございます。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

沼澤町長が就任してから、すぐに臨時会という中で動いていただいて、子育てをする中での経済的な負担軽減ですとか、そういったところの対応、すぐに動いていただけていました。現在、そこで保護者の方々も非常に喜んでいる声、本当に喜んでいる声しか聞こえてこないという状況で、今度はやはり子供たちが、その中でも選択肢があって、その選択肢をしっかり選べるような体制というのをつくっていかなければいけないというふうに思っています。その役目は、やはり教育委員会ではないのかなと思っておりますので、ぜひそういったところ、しっかり子供たちが選べる世界という環境整備、こちらの部分に注力いただきたいなという思いを込めて、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

午後1時30分再開予定をもって休憩いたします。

（午前11時52分）

休 憩

（午後1時30分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

**日程第2 報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(三戸町町税条例の一部を改正する条例)**

○議長（竹原 義人君）

日程第2、報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

専決第2号 三戸町町税条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、三戸町町税条例の一部を改正する必要があるため、令和8年3月31日付で専決処分したものでございます。

それでは、主な改正点を新旧対照表に沿ってご説明いたします。条例改正資料の1ページを御覧ください。第8条の納税証明事項では、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、納税証明事項に係る税目表記を整理したものです。

第10条の納期後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金では、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、同税に係る延滞金の規定を整備し、条文を整理したものです。

2ページを御覧ください。第26条の町民税の申告では、法律改正に合わせて改正を行ったもので、項ずれの反映を行い、規定の整備を行ったものです。

3ページを御覧ください。第27条の3の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、法律改正に伴い申告事項を整備し、事務の適正化を図るものです。

5ページを御覧ください。第51条の固定資産税の減免では、法律改正に合わせて改正を行ったもので、家屋に対して課する固定資産税の課税標準が20万円から30万円に、償却資産に対して課する固定資産税の標準額の課税標準が150万円から180万円に引き上げられる改正を行ったもので、この見直しは令和9年1月1日以後を基準日とする固定資産税から適用されます。

第68条の軽自動車税の納税義務者等では、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、軽自動車に係る税目及び関連規定を整理し、納税義務者等の規定を整備したものです。

第69条の軽自動車税のみならず課税では、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、のみならず課税に係る規定を整備し、取得時課税に関する取扱いを改めるものです。

7ページを御覧ください。第70条、軽自動車税の税率から10ページ、第78条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等までは、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税に係る名称及び関連規定を整理し、所要の整備を行ったものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第4号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

**日程第3 報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
（三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）**

○議長（竹原 義人君）

日程第3、報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

専決第3号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和8年3月31日付で専決処分したものでございます。

それでは、主な改正点を新旧対照表に沿ってご説明いたします。条例改正資料の27ページを御覧ください。初めに、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、18歳未満被保険者に対する支援金の財源を確保するため、第2条第1項に第4号が新設されております。同条第2項では、基礎課税額を現行の66万円から67万円に1万円引き上げ、同条第5項では、新設された子ども・子育て支援納付金課税額の上限を3万円と定めております。これに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額が現行の109万円から113万円に引き上げられる改正が行われております。

28ページを御覧ください。第9条の4から29ページにあります第9条の7につきましては、子ども・子育て支援納付金課税額における所得割額、均等割額、世帯別平等割額について、それぞれ設定が行われております。

第23条第1項では、軽減措置後の限度額に関する部分があるため、第2条の額と同額とし、基礎課税額分は67万円に引き上げ、新設された子ども・子育て支援納付金分は3万円を追加しております。

30ページを御覧ください。第23条第2項では、5割軽減基準30万5,000円を31万円

に、同条第3項では、2割軽減基準56万円を57万円に引き上げる改正をしております。
以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）
質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
討論を終結します。
これより報告第5号を採決します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
異議なしと認めます。報告第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 議案第31号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）
日程第4、議案第31号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）
議案第31号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額が改定されたことから、これに準じて規定している三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。第8条では、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価を7円73銭から8円38銭に改めるものであります。また、11条では、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価を541円31銭から586円88銭に、基本額を20万円から20万3,700円に改めるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

佐々木議員。

○13番（佐々木 和志君）

ちょっと5点について確認したいので、教えていただきたいと思います。

1点目は、今回の改正は、説明にあったように、公職選挙法の改正に伴って国会議員選挙の公費負担に準ずるという説明がありましたけれども、これはそれに準じて、国会議員の選挙に準じて、全国の各町村議会議員の選挙にそれを反映させなければいけないというルールに基づいてのものなのか、あるいは任意のものなのか。また、その数値、金額に関してはどのように決められているのか、国からの指示によるものなのかというところが1点。

あと、候補者1人当たりの公費負担する額というのは、ざくっと計算したのですけれども、候補者1人であれば、大体1万円強ぐらいになるのかなというふうに思われますけれども、その辺りの規模、金額でよろしいかというのが2点目。

3点目、公費負担した場合の増額分、これ国からの財政措置はあるのか、地方交付税算入はあるのかというところが3点目。

4点目は、交付税算入措置があった場合に、後からその年の交付税額が確定した場合、計算によってそれを具体的に算出することはできるのか。

5点目、1点目で伺いました、今回の改正が国の指示ではなく、各町村の任意の判断に委ねられている場合、またさらに地方交付税の算入がある場合、町として、そういう改正措置を取ったということを国のほうに報告しなければ、交付税算入というのが図られないと思うのですけれども、そういう国への報告がなされるタイミングというのがいつなのか。

以上、5点お願いしたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 1時43分）

休 憩

（午後 1時45分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

ただいまの5点の質問にお答えいたします。

まず、今回の条例改正でありますけれども、こちらはルールに基づくものなのか、あるいは任意のものかというところでございますけれども、選挙運動の公営に関する町のルールといたしますか、どのようにするかというのは、これはあくまでも条例で規定している、要するに町の議会での議決を得て決定するというものでございます。ただ、国のほうからは、公職選挙法あるいは公職選挙法施行令等の改正の趣旨を十分理解した上で、遺漏のないような措置をしていただきたいと思いますということで来てございます。

こちらについては、基本的には全国の自治体において、国に準じて改正しているというものと理解してございます。

あと、1人当たりの公費負担の額ということでございますが、まずポスター掲示場につきましては、現在三戸町には130か所ポスター掲示場がございます。ポスターの公営経費で算定するポスターの枚数は、掲示場の数の1.2倍となっております。したがって、130掛ける1.2ということで、156枚までは公費で見ることができるということになっておりますので、ポスターに関しましては1人当たり33万6,024円が公費負担の上限額というふうになります。

また、ピラにつきましては、町議会議員選挙と町長選挙では作成枚数の上限が異なっておりまして、町議会議員選挙においては1,600枚、町長選挙においては5,000枚が上限となっております。したがって、この枚数に先ほど申し上げました単価を乗じたものが上限額というふうになります。

あと、3点目であります。増額分は交付税措置されるのかということでございますけれども、こちらは交付税措置はございません。選挙執行経費ということで、後日選挙が終わった後に県を通じて国のほうに報告をする……失礼しました。こちらは町の選挙ですので、国、県の財政措置といいますか、交付金あるいは地方交付税措置というのはございません。あくまでも持ち出しと、一般財源ということとなっております。

あと、国への報告ということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、こちらは町の選挙でございますので、特に国、県への報告というのはございません。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

再質問しますけれども、ここからは考え方の違いになるので、どのように考えるか、その考え方の違いを伺いたいと思います。そもそも町村議会議員の選挙に国の公職選挙法、国会議員の選挙を当てはめるといえるのか、それに準ずるといった背景には、地方議会における議員の成り手不足という課題がありまして、同時に候補者が増えるということで、最終的に議会の資質が上がり、それが町の利益として還元されるという部分があるかということとは理解しています。ただ、選挙に立候補すること自体は個人の問題であって、それに公費をつぎ込むということに関しては、やはりちょっと議論する余地があるのかなというふうに考えます。

また、それに伴って、町民感情というものも考慮しなければいけないということで、今回のこの議案で言いたいのは、先ほど単費、町の自主財源という話がありました。自主財源であるのであれば、なおさら貴重な自主財源を極力使わないように、また仮に今回のような改正が行われるにしても、単に国のほうの方針というのをただうのみにして改正するのではなく、現在町が置かれている状況、全国の町村、それぞれ実情が違ふと思います。プラス、これまでの本町の選挙の状況、私の記憶では過去に一度も定数割れ、もしくは無投票といった選挙がなかったように記憶しております。そういう中で、単に国の方針に準じて条例を制定する、もしくは改正するという部分に関しては、もうちょっと慎重になったほうがいいのではないかなというふうな考えであります。まずは、町の実情に沿った町の考え、自主性というのを考えるべきだと思いますけれども、この点に関してどのように考えるか、答弁いただきたいと。

○総務課長（太田 明雄君）

ただいま議員がおっしゃったとおり、地域の実情あるいは町の実情、財政状況であるとかということも十分考える必要があるというふうに考えてございます。しかし

一方で、これも議員がおっしゃったように、議員の成り手不足等に対して、今現在当町のみならず、全国の自治体において、どのようにすれば選挙が円滑に執行できるかというところも踏まえての今回の改正でございます。選挙の執行につきましては、基本的には国、県と公職選挙法に基づいて、国や県と同様の制度となるように執行してまいりました。この経費につきましては、直接的には選挙とは関係ない部分ではございますけれども、基本的に選挙制度の一部というところで、国に準じてこれまでも改正をしてきたところでございます。今後につきましては、議員のおっしゃったところも検討しながら、改正の是非というところを判断してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

令和4年、4年前、この条例が制定される際にも申し上げたのですが、まずは違和感を感じるのは、国の法改正に準ずる、国政選挙に準じてという考え方に沿って行く、それに対して公費、しかも自主財源を使うといったところで、それが町民の方々に理解されるのか。どの程度のレベルまでやったらいいのかというところは精査すべきだと思いますし、今後同じように国のほうがこのような法改正を行った場合には、この条例にかかわらず、今の町の状況とかをしっかりと見据えた上で、町の方針というのを検討した上で進めていただければなというふうに思います。恐らく同じ答弁になると思うので、別にいいですけども、言いたいというのであれば、どうぞ。

○副町長（本宿 貴一君）

私のほうから、1点補足でお伝えしたいと思います。

今回の条例案につきましては、これまでの答弁にあったとおり、円滑な選挙の執行というところもありますし、一方でもう一つ付け加えたいところが、最近の物価変動、物価高騰の部分もあつての改正だということで聞いておりますので、そこに対応した部分もあるということで認識いただければと思います。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第32号 三戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第32号 三戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。補足説明願います。

農林課長。

○農林課長（齋藤 優君）

議案第32号 三戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例案につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、近年、全国的に大規模な林野火災が多く発生したことから、総務省消防庁が林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報及び林野火災警報の林野火災に関する注意報の運用を提言いたしました。これを受け、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部において、林野火災に関する注意報の運用を開始するため、八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正したことに準じ、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、条例第14条、火入れの中止に、林野火災に関する注意報の記述を追加するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第33号 令和 8 年度三戸町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（竹原 義人君）

日程第 6、議案第33号 令和 8 年度三戸町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第33号 令和 8 年度三戸町一般会計補正予算（第 1 号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和 8 年度三戸町一般会計既決予算額72億1,700万4,000円に歳入歳出それぞれ1億5,070万9,000円を追加し、予算総額を73億6,771万3,000円にするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。5 ページをお願いいたします。15款 2 項 県補助金では、3 目衛生費県補助金の住宅用太陽光発電設備等導入支援事業費補助金300万円、6 目教育費県補助金の学校給食費無償化等子育て支援交付金1,135万1,000 円の増額が主なものであります。

18款 1 項 1 目繰入金では、人材育成基金へ統合することとした高等学校等通学費貸付基金ほか 3 基金からの繰入金について、合計で1億2,673万3,000円を追加しております。

6 ページをお願いいたします。20款 3 項 1 目雑入のコミュニティ事業助成金1,250 万円は、関根ふれあい公園遊具設置事業及び町内会一般コミュニティ事業の交付決定があったものであります。次の支障物件移設補償費237万円は、光ケーブル移設工事に係る補償金であります。次のアップルドームアリーナ命名権収入120万円は、ネーミングライツパートナー契約を締結した三八五流通株式会社様からのネーミングライツ料 1 年分であります。

21款 1 項 4 目土木費債では、コミュニティ事業助成金の決定に伴い、関根ふれあい公園改修事業債910万円を減額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。7 ページをお願いいたします。初めに、各目に計上しております職員人件費は、本年 4 月 1 日付の人事異動による職員配置の変動等により、一般職員及び会計年度任用職員の人件費を補正するもので、総額1,097 万8,000円を増額しております。

8 ページをお願いいたします。2 款 1 項 2 目財産管理費の14節工事請負費では、県道十和田三戸線の拡幅工事に伴い、光ケーブル移設工事請負費237万円を増額しております。

27節繰出金では、奨学基金の統合に伴い、人材育成基金繰出金 1 億2,673万3,000円を追加しております。

9 ページをお願いいたします。7 目企画費の18節、コミュニティ事業助成金250万円は、元木平町内会の秋まつり用はんてん、衣装等の購入費に対する補助金を追加するものであります。

14ページをお願いいたします。4 款 1 項 5 目環境衛生費では、住宅用太陽光発電設備等導入支援事業費補助金300万円を追加しております。個人が行う住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の導入に要する経費を補助するもので、県の補助事業により実施するものであります。

15ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費の18節、野菜等産地力強化支援事業費補助金55万円は、農作業省力化のための機械導入費を補助するもので、県の補助事業により実施するものであります。次の鳥獣被害防止電気柵等設置事業費補助金200万円は、野生生物による農作物被害の防止のため、個人が行う電気柵等の設置に要する費用を補助するものであります。電気柵等の設置につきましては、これまで三戸町有害鳥獣被害対策協議会による補助制度がありましたが、町からの直接補助事業とし、補助金額についても引き上げ、対策を強化することとしております。

4目果樹生産振興対策費では、りんご産業基幹青年養成委託料48万4,000円を追加しております。青森県りんご協会が実施するりんご産業基幹青年養成事業に町内リンゴ農家2人を派遣するものであります。

17ページをお願いいたします。7款1項2目観光費では、さんのへ秋まつり事業費補助金70万円を増額しております。物価高騰により山車制作費などの増加が見込まれるため、山車組み及び参加団体に対する補助金を増額するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

五十嵐議員。

○1番（五十嵐 淳君）

15ページ、6款1項3目の農業振興費、18節負担金、補助及び交付金の説明でありました鳥獣被害防止電気柵等設置事業費補助金200万円について、もう少し詳しくお聞きしたいのですが、具体的な1事業者といいますか、個人といいますか、対象者当たりの補助率、補助額、あとは申請タイミング、例えばこれ春に、もう実際に被害に遭われて、苗の被害に遭われて、電気柵を設置したりしている農家の方もいらっしゃると思いますので、この辺りの申請タイミング、事前なのか、事後なのか、基本は事前なのだけれども、そういった緊急措置的な対応があるのかどうか、ちょっとこの辺詳しくお聞かせください。

○鳥獣対策室長（北村 孝幸君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、補助率のほうですけれども、設置経費の3分の2以内となります。

次に、1件当たりの上限額でございますが、20万円までとしております。

最後の質問、設置タイミングによる補助の可否ということでございますが、あくまでもこれから設置するものに対しての補助と考えております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

そうすると、個別具体なお話になってしまうかもしれないのですが、春に新たに被害が増大した部分に関しましては、今回の措置というのは対象外になるということでしょうか。

○鳥獣対策室長（北村 孝幸君）

お答えいたします。

ただいま議員のおっしゃったとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○10番（千葉 有子君）

13ページ、3款2項4目1節報酬226万3,000円、同じく2節給料267万6,000円の減額について、どのような内訳かお知らせください。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいまの千葉議員の中央児童館の報酬と給料という部分でございます。まず、当初予算では、会計年度任用職員、フルタイム6名、パートタイム6名、12名で計上しておりました。その後、採用して、いろいろ事情がありまして、フルタイムが5名、パートタイムが7名と、1人のフルタイムで頼んでいた方がパートタイムへと変わるというふうなことになりますので、その1名分の変動分をここで補正させていただきました。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

ご事情でフルタイムからパートタイムになったということでの減額とお聞きしました。働き方が常勤からパートタイムに変わったことで、運営に支障はないのでしょうか。また、変わったことでの、常勤、パートタイムという人数の分けがあると思うのですが、そのことで、人員配置の在り方も含めて、保育士の人数に不足はないのかお知らせください。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいまのフルタイムからパートタイムへと変わったことによる影響ということだと思います。まず、今現在中央児童館、5つのグループで単位を設定して、保育しております。ですので、フルタイムの方が5人、支援員ですね、の方が5名いれば、それに補助としてパートタイムがつくという形で運営していましたので、実際の運営上は、やりくりしながら支障なくやっているということで聞いてございます。また、児童館で子供たちを預かる身ですので、館長さんをはじめスタッフの方々、いろいろ気を配って子供たちの面倒を見ているというようなことで、頑張っていると聞いてございます。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

5つのグループに分けて、そこに支援員が5人配置されているので、今のところ特に問題はないということですが、全体数の人数も不足がないのかというのを1点確認したいのと、あとそれからどうしても保育士の専門職ですから、人員配置については大変ご苦労があるかと思います。先ほど課長もおっしゃったように、子供たちの人的環境、それから職員の負担軽減のためにも、やはり人員の配置というのはとても大事だと思います。あと加えて、現場の館長の負担にもならないようにご配慮いただきたいのですが、5つのグループの5人と、それからパートの人で大丈夫だということなのですが、決められたというか、必要だよという人数はちゃんと配備されているのかというものの確認と、それからこれからも人員配置に努めていただければということで、ちょっとそのことをお答えというか、コメントをいただければありがたいです。お願いします。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいまのご質問でございます。今5つで分けてございます。それに対しての支援員の配置というのは、基準に沿ってということで設定してございます。

また、働き方改革というのもあります。それについては、いろいろシフトを組み合わせながら、負担のないように、例えば休みたい、休暇を取りたいときには、そこに補助で入る人をちょっと増やしたりとか、そんなことで工夫しながらしていると思います。また、館長も病後児保育のほうも兼務したりと、あちこちといろいろ兼務して頑張っております。そちらのほうも、仕事は大変でございますけれども、館長さんも頑張っているということで、今その頑張りというのに頼っているという状況でございますけれども、その辺もこれから配慮しながら、考えながらいきたいと思えます。また、新しく働きたいという方もなかなかございませんけれども、そういうお声がありましたら教えていただければ、こちらのほうでも人材配置というのに気を配りながらいきたいと思えますので、よろしくお願いします。

以上です。

○13番（佐々木 和志君）

2点伺います。6ページ、歳入の20款3項1目雑入のコミュニティ事業助成金1,250万円。歳出のほうで元木平町内会、1町内250万円という説明がありましたので、ここは分かるのですけれども、残りの1,000万円、説明では関根ふれあい公園の事業が採択になったということで、下の町債、ふれあい公園の改修事業債910万円の減額補正。ただ、910万円ですので、差引き90万円はちょっと採せなかったもので、その90万円がどうなったのかというところを教えてくださいたいのと、9ページの企画費のコミュニティ事業助成金250万円、今回元木平、1町内ということでありましたけれども、今年度のコミュニティ事業助成金の申請団体はいくつあったのか、あと仮にあったとして、ほかが不採択になって最終的に1町内だけだったのか、そこをちょっと教えてくださいたいと。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

コミュニティ事業助成金についてになります。私のほうからは、元木平町内会のほうになりますけれども、申請につきましては町内会のほうからは1件、元木平町内会のみでございました。採択も1町内会ということでございます。

以上でございます。

○総務課長（太田 明雄君）

歳入、6ページ、20款諸収入にありますコミュニティ事業助成金と、その下、21款の関根ふれあい公園改修事業債の差が90万円あるということについてでございます。まず、こちら関根ふれあい公園の事業費といたしましては、起債を2つ充当しております。1つが子ども・子育て支援事業債というもの、もう一つが過疎債でございます。過疎債は充当率が100%でございますが、子ども・子育て支援事業債は90%の充当率となっております。今回コミュニティ事業助成金が、関根ふれあい公園分が1,000万円になったと。こちら議員がおっしゃるとおり、起債のほうも1,000万円減額となるのが普通かと思いますが、充当率の関係で計算しますと910万円と、計算上そうなるかと思います。ちょっと説明が難しいところでございますけれども、歳入の部分、当初見込んでいた今回のコミュニティ事業助成金1,000万円が入るということで、改めてそれぞれの2つの起債の対象事業費を見直して計算したということに、見直しており

ます。過疎債のほうが充当率が高いということで、そちらの起債額が今回増えた。一方、充当率の低い子ども・子育て支援事業債のほうは対象事業費を減らしたということで、合わせて910万円の減額、起債の減額は減って、助成金が増えるということで、町の持ち出し分が90万円合わせて減ると、減額になるというところでございます。以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

何となく、歳入が増額した分、歳出に同額がのるものだと思っていたのが、額が合わないところが納得いかないの、後からちょっと勉強しに行きます。

もう一点が、9ページでしたっけ、2款1項7目企画費のコミュニティ事業助成金250万円に関してなのですけども、内容は了解しました。ただ、去年も同じ質問をしたのですけれども、この助成金事業というのはかなり有効というか、使い勝手がいい助成金であるので、多くの町内会のほうに周知して、活用してもらってはどうかということで、恐らく今年度は各町内会のほうに案内は出したのだと思います。ただ、それであっても1町内会しかなかったというのは、恐らく申請に係る事務の煩雑さというのですか、そこが一番ネックになっているのではないかなということで、これも去年申し上げたのですけれども、そういう申請事務に関して、担当課のほう細かいフォローをしてあげることで、各町内会が使えるのではないかなということで、去年も言ったのですけれども、恐らくそれがあまり周知されていないというか、気軽に使えますよというのをもっと強くアピールしたほうがいいのではないかなということで、これまでの各町内会への働きかけと今後の働きかけについて、どのように考えているか、そこをお願いしたい。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

コミュニティ事業助成金に関してでございます。こちらにつきましては、まず一般コミュニティという枠で、祭り等のものは採択になっておりますけれども、県内では32が採択になっている、その中の一つということでございます。これほぼ10分の10の補助ということになりますので、補助率の高い、非常によい制度でございますので、ぜひ活用していきたいということでございますが、1点、100万円以上というような下限がございまして、そこまでいかないようなものが欲しいとか、そういったものもあることも確かでございます。この事業を有効に活用できるように、議員のほうからあったとおり、こちらのほうもまたチラシ等だけではなくて、口頭でもご相談に乗りながら、ぜひ新たな申請をするような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

答弁は了解しました。

具体的な周知、アピールに関してなのですけども、どうしても町から各町内会への周知となると、代表者である各町内会の会長さんへの文書の郵送だとかという形になってしまいがちなのですけれども、それだと町内会のほんの一部の人間にしか周知されないということで、そもそも町の一般の町民の方のどれだけの方がこの事業を認識しているのだという話もあると思うので、具体的に、ではこうしろというのは私今考えていないのですけれども、周知に関しては、もし今回各町内会の総会に町長が足を運んだというのであれば、そういう人が集まるときにでもそういうアナウンスをして、

有効に活用していただければいいのかなというふうに思います。いいです。

○9番（番屋 博光君）

15ページの6款3目の18節、先ほど五十嵐議員も鳥獣のあれで質問しましたけれども、その中で上限が20万円、そのうちの半分、3分の1が助成になるのか、ちょっと伺います。

○鳥獣対策室長（北村 孝幸君）

ただいまの質問にお答えいたします。

上限が20万円というのは、補助対象経費に対しての補助金の上限ということでございます。補助率のほうが3分の2でございますので、補助対象経費が30万円だった場合、設置費が30万円だった場合、その3分の2の20万円を補助しますという形になります。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

そうしますと、3分の2の助成で、そのうちの上限が20万円、了解しました。

今まで被害届とか、そういうものは報告ないでしょうか、伺います。

○鳥獣対策室長（北村 孝幸君）

お答えいたします。

現在のところ13件の事前申請といたしますか、相談があるところでございます。

以上がお答えになります。

○9番（番屋 博光君）

申請ではなくて、被害状況。これまで被害があるのかないのか。

○鳥獣対策室長（北村 孝幸君）

お答えいたします。

5月末現在の資料の取りまとめでございますけれども、イノシシを中心に被害としては12件の届出があって、調査をしたところでございます。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号 令和8年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(竹原 義人君)

日程第7、議案第34号 令和8年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。補足説明願います。

健康長寿課長。

○健康長寿課長(中村 正君)

議案第34号 令和8年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)について補足説明申し上げます。

本案は、令和8年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億4,510万4,000円に歳入歳出それぞれ675万円を減額し、予算総額を17億3,835万4,000円にするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳入、3款2項国庫補助金と5款2項県補助金の地域支援事業交付金(地域支援)の減額と7款1項1目繰入金の減額は、本年4月1日付の職員人事異動に伴う人件費の減額によるものでございます。

3款2項6目1節介護保険事業費補助金39万円の増額は、介護保険システムの改修に伴う補助金を見込んでおります。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。1款総務費と5ページの3款地域支援事業費に計上しております職員人件費は、4月の人事異動に伴い、予算額を増減額しております。

4ページに戻りまして、1款1項1目一般管理費、12節委託料の78万1,000円の増額は、本年3月に介護保険法に規定する居住費及び滞在費の負担限度額の一部を改正する件が公布され、8月1日から施行されることとなりました。この改正に伴う特定入所者介護サービス費等の支給額を見直すための介護保険システム改修委託料でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第34号は原案のとおり可決されました。

**日程第8 議案第35号 令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第1号)**

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第35号 令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第1号)を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

議案第35号 令和8年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
について補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額に歳入歳出それぞれ485万4,000円を追加し、予算総額を12
億9,523万円にしようとするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。1款1項1目国
民健康保険税は、子ども・子育て支援納付金分現年課税分として600万円を増額する
ものであります。

6款1項1目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金114万6,000円を減額するもの
であります。

4ページをお願いします。次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。1
款1項1目一般管理費では、2節から18節の職員人件費に係る経費として114万6,000
円を減額、24節積立金は、国保財政調整基金積立金123万3,000円を減額するものであ
ります。

5ページをお願いします。3款4項1目、子ども・子育て支援金分は、令和8年度
に新設された子ども・子育て支援金制度に係るもので、事業費納付金支払金として723
万3,000円を減額したものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第9 常任委員会の所管事務調査の報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第9、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

6番、総務文教常任委員会、山田将之委員長。

○総務文教常任委員長（山田 将之君）

去る3月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5月11日委員会を招集、総務課長及び消防団長のほか、関係者の出席を求め、消防団の管理運営状況及び町備蓄品の管理状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和8年6月5日、総務文教常任委員会委員長、山田将之。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。

7番、民生商工常任委員会、栗谷川柳子委員長。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

去る3月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5月12日委員会を招集、町と商工会が連携する事業について、三戸町商工会との意見交換を実施いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和8年6月5日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

5 番、建設農林常任委員会、和田誠委員長。

○建設農林常任委員長（和田 誠君）

去る3月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5月13日委員会を招集、建設課長のほか関係職員の出席を求め、町道等の管理運営状況及び鳥獣被害状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和8年6月5日、建設農林常任委員会委員長、和田誠。

日程第10 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第10、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第11 議員派遣の件について

○議長（竹原 義人君）

日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。

このことについては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第12 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第12、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

追加日程の提出

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

ただいま町長から議案第36号が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第36号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（井畑 淳一君）

第530回三戸町議会定例会追加提出議案を朗読いたします。

議案第36号 財産取得について。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

朗読させました議案を上程します。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

追加日程第1、上程しました追加議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

それでは、追加提案いたします議案につきましてご説明申し上げます。

議案第36号 財産取得について申し上げます。

本案は、町内小中学校における安定した学習環境を維持するため、耐用年数を超過いたしました学習者用コンピューター420台を青森県GIGAスクール推進協議会による共同調達により更新するものでございます。

去る4月27日、同協議会主催の青森県学習者用コンピューター等の共同調達業務における企画提案競技審査委員会が行われ、株式会社ビジネスサービスが最優秀提案者に選ばれましたので、同社との間において、契約金額2,818万2,000円で物品売買契約を締結することとし、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議員皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。私の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

追加日程第2 議案第36号 財産取得について

○議長（竹原 義人君）

追加日程第2、議案第36号 財産取得についてを議題とします。補足説明願います。
教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

議案第36号 財産取得について補足説明申し上げます。

本案は、町内小中学校学習者用コンピューター、いわゆる1人1台端末の更新事業として、学習者用コンピューター420台を契約金額2,818万2,000円で取得しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約に当たりましては、去る4月27日に行われました青森県GIGAスクール推進協議会主催の青森県学習者用コンピューター等の共同調達に係る企画提案競技審査委員会で最優秀提案者に選ばれた株式会社ビジネスサービスを契約相手とし、令和8年5月29日付で仮契約を締結しているものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第36号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

第530回三戸町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、議員皆様から貴重なご意見、ご要望を賜りました。いただいたご要望につきましては、職員一同、誠心誠意、意見を反映させて業務に生かしてまいりたいと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そしてまた、明日は、青森県の国スポ、49年ぶりに開催されます国スポが、この三戸町のパークゴルフ場におきまして、デモンストレーションスポーツ、パークゴルフ競技が開催されます。これにつきましては49年ぶりということで、当地において開催されますことを喜んでおるところでございます。協会の皆様とともに盛り上げてまいりたいと思っております。

結びになりますけれども、議員皆様におかれましては、寒暖差の激しい日が続きますので、引き続きご自愛くださるようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。このたびの定例会、誠にありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第530回三戸町議会定例会を閉会します。

午後2時52分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会

議 長

竹原 義人

署名議員

柳 栗 堂 人

署名議員

和 田 誠

